

愛西市地域防災計画

[資料編]

令和 7 年 3 月
愛西市防災会議

目次

第4編 資料編	369
1 防災組織に関する資料	369
1-1 愛西市災害対策本部事務分掌表	369
1-2 愛西市地震災害警戒本部事務分掌	374
1-3 防災関係機関連絡窓口	379
2 通信に関する資料	384
2-1 通信施設・設備等	384
2-2 同報系防災行政無線設備	386
3 被害情報の収集・伝達に関する資料	388
3-1 県（防災安全局・災害情報センター）及び消防庁への連絡先	388
3-2 報告様式・報告要領等	389
3-3 被害情報の伝達要領	395
3-4 被害認定基準	401
4 避難に関する資料	404
4-1 指定緊急避難場所・指定避難所	404
4-2 指定緊急避難場所（民間施設を含む。）	406
4-3 福祉避難所	407
4-4 災害フェーズにおける「避難所運營業務」の流れ	409
4-5 避難所運營業務のための連携協働体制（例）	410
5 防災活動拠点、緊急輸送に関する資料	411
5-1 防災活動拠点	411
5-2 救援物資集積拠点	413
5-3 緊急輸送道路補完道路	415
5-4 くしの歯ルート	416
6 救援（食料・給水・資器（機）材等）に関する資料	417
6-1 主な食料及び資器（機）材の備蓄状況	417
6-2 日赤救護用資器（機）材	417
6-3 上水道施設一覧（配水能力）	418
6-4 応急給水用資器（機）材	418
6-5 応急給水支援設備の設置	419
6-6 災害用井戸の所有者	420
7 医療に関する資料	421
7-1 災害拠点病院	421
7-2 救急病院・救急診療所	421
7-3 市内の医療機関	422

8 遺体の処理に関する資料	424
8-1 火葬場	424
9 清掃に関する資料	424
9-1 し尿処理施設	424
9-2 ごみ処理施設	424
9-3 防疫用器具機材	424
10 文教に関する資料	425
10-1 市内の文化財	425
11 消防に関する資料	427
11-1 消防本部の現有消防力	427
11-2 消防用水利の概要	427
11-3 消防団組織図	428
11-4 消防団配置車両等一覧	428
12 気象・水防に関する資料	429
12-1 気象等観測施設	429
12-2 農業用排水機場	430
12-3 水防倉庫及び水防用資器（機）材	431
12-4 愛西市内に被害を及ぼす可能性のある重要水防箇所	433
12-5 浸水想定区域要配慮者施設	436
12-6 水防標識と水防信号	439
12-7 日光川流域排水調整要綱	440
12-8 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱	451
13 危険物に関する資料	456
13-1 危険物施設	456
13-2 毒物・劇物施設	458
14 地盤沈下に関する資料	459
14-1 主要な水準点の累積変動状況（尾張・名古屋市地域）	459
14-2 累積沈下量のコンター図（尾張・名古屋市地域）	460
14-3 工業用水法に基づく揚水規制区域	461
14-4 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域	462
15 ヘリコプターに関する資料	463
15-1 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所	463
15-2 自衛隊ヘリコプターによる災害派遣受入準備	464
16 相互応援協定等に関する資料	468
16-1 災害時相互応援協定	468
16-2 災害時応援協定	471
16-3 災害時一時避難所協定	476

17 関係条例・規則等	477
17-1 愛西市防災会議条例	477
17-2 愛西市災害対策本部条例	479
17-3 愛西市地震災害警戒本部条例	480
17-4 災害救助法施行細則（抜粋）	481
17-5 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例	488
17-6 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	493
17-7 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急 引渡要領	516
17-8 災害に強い地域づくりに向けた活動方針（あいち防災協働社会推進協議会）	521
18 災害履歴に関する資料	525
18-1 過去の風水害の履歴	525
18-2 県内における過去の地震災害	536
19 原子力に関する資料	537
19-1 県外の原子力発電所の位置関係	537
20 被害想定 of 災害シナリオに関する資料	538
20-1 被害想定 of 災害シナリオ（南海トラフ地震）	538

1 防災組織に関する資料

1-1 愛西市災害対策本部事務分掌表

1 各部の共通事項

区 分	災害対策本部
各部共通事項	1 施設利用者等の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 所管施設の被害状況調査・報告及び災害応急対策の実施に関すること。 3 所属職員の動員及び安否確認に関すること。 4 所管災害応急対策業務に係る災害・活動記録の収集及び整理に関すること。 5 所管災害応急対策業務に係る関係機関・関係団体への応援要請に関すること。 6 所管する関係機関・関係団体との連絡調整に関すること。 7 他部への応援協力に関すること。 8 避難場所・避難所の開設・運営、避難者の受入及び状況の記録並びに報告、食料・物資の支給等の協力に関すること。 9 災害復旧事業計画の策定及び実施に関すること。 10 所管する各種申請統一窓口の設置に関すること。 11 その他特命事項に関すること。

2 各部の個別事務

部	関係課等	災害対策本部
総括部 (本部事務局) (情報連絡室)	危機管理課 総括部各班	1 市災害対策本部の設置、運営、統括及び廃止に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 本部情報連絡室の運営に関すること。 ・各部からの災害情報及び被害状況報告の集約 ・応急対策の基本方針の分析判断、立案 等 4 本部長の命令、指示等の伝達に関すること。 5 地震情報及び気象情報の災害情報の収集伝達に関すること。 6 避難の勧告、指示又は解除に関すること。 7 自衛隊に対する災害派遣要請の要求及び受入調整に関すること。 8 防災会議、県その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 9 海部地区水防事務組合との連絡調整に関すること。 10 市防災行政無線の統制に関すること。 11 災害時の通信統制及び非常通信に関すること。 12 災害救助法等の適用申請に関すること。 13 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。

部	関係課等	災害対策本部
総務部	総務課 財政課 税務課 収納課 会計室 監査事務局	1 県及び他市町村等に対する応援要請等に関する事 2 市役所・支所及び市役所・支所内有線施設・設備の機能確保に関する事 3 家屋、建築物等の被害状況調査及び報告に関する事 4 人的被害状況調査及び報告に関する事 5 ライフライン（電力、ガス及び電話施設）の被害状況調査に関する事 6 罹災証明書（火災を除く。）の発行に関する事 7 被災者に対する市税の納税猶予、減免に関する事 8 災害対策事務の現金支払及び必要物品の出納に関する事 9 義援金（救援資金及び見舞金）の受入及び保管に関する事 10 備蓄物資の管理に関する事 11 金融機関との連絡調整に関する事 12 災害対策関係の予算措置に関する事 13 災害救助基金の管理、運用に関する事 14 人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関する事 15 災害対策に必要な物品、資機材等の調達確保に関する事 16 市有財産の被害状況調査に関する事 17 災害時における電算処理システムの機能確保に関する事
議会部	議事課	1 議会との連絡調整に関する事 2 企画政策部と協力して災害視察者及び見舞者の応接に関する事 3 他部への応援協力に関する事
企画政策部	秘書課 人事課 経営企画課 シティプロモーション課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 議会部と協力して災害視察者及び見舞者の応接に関する事 3 陳情者及び陳情団の応接に関する事 4 災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の広報に関する事 5 災害の状況及び応急対策等の推進状況に係る写真・ビデオ等並びにその他資料等の収集整理等記録に関する事 6 報道要請、記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事 7 職員の被災状況の把握、職員の給食、健康管理に関する事 8 災害派遣職員の受入、配置等に関する事 9 職員の動員及び各部からの応援要請に対する職員の配置調整に関する事 10 全市にわたる激甚災害の指定等、県に対する要請・陳情の調整に関する事 11 総合相談窓口に関する事 12 被災外国人の援護、相談に関する事

部	関係課等	災害対策本部
市民協働部	市民協働課 市民課 環境課	1 自主防災組織、自治会等との連絡調整に関する事 2 コミュニティ施設の災害対策、被害状況調査並びに 復旧に関する事 3 外国人の被災状況調査に関する事 4 遺体の収容及び埋火葬に関する事 5 総合斎苑の災害対策、被害状況調査並びに 応急復旧に関する事 6 ごみ、し尿の収集及び処理に関する事 7 海部地区環境事務組合し尿処理場・ごみ処理場の 応急処理及び適正管理への協力に関する事 8 ペット対策、死亡犬猫の処理に関する事 9 災害時におけるそ族・害虫等の駆除に関する事 10 防疫（健康子ども部に関するものを除く。）に 関する事 11 仮設トイレに関する事 12 災害廃棄物の仮置場の設置及び処理に関する事 13 環境保全の調査及び環境汚染防止措置に 関する事
	各支所	1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 各支所の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 市民への広報、市民からの情報提供・要望等 の聞き取りに関する事 4 自主防災組織、自治会、消防団等との連絡 調整に関する事 5 備蓄物資の管理に関する事 6 避難場所・避難所（自主避難者受入施設を 含む。）の開設準備・初期開設、運営の協 力に関する事 7 現地災害対策本部の設置及び本部事務局 との連絡調整に関する事 8 被災者名簿（被災者台帳）作成の協 力に関する事 9 罹災証明書の発行（受付・受け渡し）に 関する事 10 死亡者の戸籍処理に関する事 11 災害時における地区総合相談窓口の開 設、運営に関する事 12 本部各部の所管する災害警戒、応急 対策活動の協力に関する事
健康子ども部	健康推進課 子育て支援課	1 避難場所・避難所及び福祉避難所の開設、 運営及び避難者・要配慮者の保護に 関する事 2 保育料等の減免に関する事 3 保育園児の安全確保、避難誘導、安否 確認及び被災状況調査に関する事 4 応急保育に関する事 5 応急的に所管施設が避難場所・避難所 に指定された場合の設営並びに避難者 の受入に関する事 6 保健衛生及び防疫活動（市民協働部 に関するものを除く。）に関する事 7 医師会及び医療機関、保健所との 連絡調整並びに協力要請に関する事 8 医療救護所の開設及び運営に関する事 9 救急医薬品及び衛生材料の確保に 関する事 10 被災者に対する健康相談・指導に 関する事 11 助産に関する事

部	関係課等	災害対策本部
保険福祉部	社会福祉課 高齢福祉課 保険年金課 発達支援センター	1 避難場所・避難所及び福祉避難所の開設、運営及び避難者・要配慮者の保護に関すること。 2 応急炊き出しに関すること。 3 要配慮者の被害調査及び援護に関すること。 4 災害救助法の適用及び実施に関すること。 5 被災者台帳の作成に関すること。 6 被災者生活再建支援法の関係事務に関すること。 7 日本赤十字社との連絡調整並びにボランティア団体等社会福祉団体との連絡、協力要請に関すること。 8 応急仮設住宅の入居者及び住宅応急修理者の選考等の協力に関すること。 9 義援金品、災害弔慰金、救護物資の受入及び配分に関すること。 10 ボランティアの受入に関すること。 11 被災者に対する福祉相談に関すること。 12 被災者に対する生業資金、福祉資金等の貸し付けに関すること。 13 介護保険料の減免に関すること。 14 応急的に所管施設が避難場所・避難所に指定された場合の設営並びに避難者の受入に関すること。 15 被災者に対する国民健康保険、国民年金等に関する相談窓口の設置（資格確認書等の再交付、納税猶予、減免）に関すること。
八開診療所		1 応急医療活動に関すること。 2 医薬品の調達、出納及び保管に関すること。
産業建設部	産業振興課 土木課 都市計画課 企業誘致課	1 農業・商工業者に対する罹災証明の発行及び災害融資に関すること。 2 食料品、生活必需品等応急物資の調達、あつ旋に関すること。 3 観光客の動向及び安全確保、帰宅困難者の援護に関すること。 4 雇用対策に関すること。 5 農地等のたん水排除に関すること。 6 家畜感染症等の予防及び防疫に関すること。 7 応急食料等の原材料の調達、あつ旋に関すること。 8 土木災害応急資機材の調達及び確保に関すること。 9 工事中の道路、橋りょうの保安措置に関すること。 10 道路、河川、橋りょう、都市公園等、及び災害危険箇所の巡視巡回、被害状況調査及び集約並びに応急対策に関すること（上下水道部と協調）。 11 道路交通情報の収集及び交通規制に関すること。 12 緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 13 道路障害物等の除去に関すること。 14 水防活動に関すること。 15 施工中の大規模な開発行為・都市整備事業・建築物等の保安・応急措置、被害調査に関すること。 16 住家、避難場所・避難所等被災建築物及び宅地の危険度判定調査に関すること。 17 被災建築物の復旧補強等の市民相談に関すること。

部	関係課等	災害対策本部
産業建設部	産業振興課 土木課 都市計画課 企業誘致課	18 応急仮設住宅の建設・入居者選考及び住宅応急修理に関すること。 19 災害復興住宅資金の融資に関すること。 20 復興都市計画の策定に関すること。 21 災害復旧等に伴う用地取得及び補償に関すること。
上下水道部	上水道課 下水道課	1 飲料水の確保及び応急給水活動に関すること。 2 水質検査に関すること。 3 上下水道施設、農業集落排水施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること（産業建設部と協調）。 4 上下水道に係る広報に関すること。 5 海部南部水道企業団、水道工事指定業者等水道関係機関及び下水道関係機関との連絡調整に関すること。 6 水道料金の減免等に関すること。 7 広域給水応援の受入に関すること。
教育部	学校教育課 生涯学習スポーツ課	1 応急教育に関すること。 2 教育施設の避難場所・避難所の管理運営及び状況の記録並びに報告に関すること。 3 児童及び生徒の避難誘導、安否確認及び被災状況調査に関すること。 4 被災児童生徒の救護に関すること。 5 教育施設に対する指示及び情報伝達に関すること。 6 教育施設の応急使用に関すること。 7 教材、学用品の給与に関すること。 8 被災者に対する炊き出しに関すること。 9 学校給食に関すること。 10 救援物資の受入及び配送に関すること。 11 緊急時の防災ヘリポートの設置の協力に関すること。 12 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。
消防部	消防本部 消防署	1 災害の予防、警戒及び防御活動に関すること。 2 災害状況の把握、情報の収集及び広報に関すること。 3 気象通報の接受及び警戒区域（署のみ）の設定並びに市民避難に関すること。 4 避難情報の伝達及び誘導に関すること。 5 人命救助及び救急活動に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。 7 消防応援協定及び緊急消防援助隊の要請に伴う受援活動に関すること。 8 消防水利の運用に関すること。 9 消防団に関すること。
消防団	消防団長 消防副団長 消防団員	1 消防車両、消防機具等資機材の保管運用に関すること。 2 団員の動員に関すること。 3 災害の警戒及び防御に関すること。 4 災害危険箇所のパトロールに関すること。 5 消防水利の確保に関すること。 6 救護を要する者の搬送に関すること。 7 被害情報の収集及び報告に関すること。 8 被災者の救出・救助に関すること。 9 行方不明者の捜索及び救助に関すること。 10 水防活動に関すること。 11 避難情報の広報及び避難誘導に関すること。 12 その他災害活動に関すること。

1－2 愛西市地震災害警戒本部事務分掌

1 各部の共通事項

区 分	地震災害警戒本部
各部共通事項	1 施設利用者等の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 所管施設の地震防災応急対策（出火防止、消防設備点検等）の実施に関すること。 3 防災資機材の点検・配備に関すること。 4 所属職員の動員及び安否確認に関すること。 5 所管地震防災応急対策業務に係る災害・活動記録の収集及び整理に関すること。 6 所管する関係機関・関係団体との連絡調整に関すること。 7 他部への応援協力に関すること。 8 その他特命事項に関すること。

2 各部の個別事務

部	関係課等	地震災害警戒本部
総括部 (本部事務局) (情報連絡室)	危機管理課 総括部各班	1 地震災害警戒本部の設置、運営、統括及び廃止に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 本部情報連絡室の運営に関すること。 ・各部からの災害情報及び被害状況報告の集約 ・応急対策の基本方針の分析判断、立案 等 4 本部長の命令、指示等の伝達に関すること。 5 地震情報及び気象情報の災害情報の収集伝達に関すること。 6 避難状況、地震防災応急対策の実施状況の集約に関すること。 7 自衛隊に対する災害派遣要請の要求及び受入調整に関すること。 8 防災会議、県その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 9 市防災行政無線の統制に関すること。 10 関係機関、関係団体、関係組織等との連絡調整に関すること。
総務部	総務課 財政課 税務課 収納課 会計室 監査事務局	1 県及び他市町村等に対する応援要請等に関すること。 2 市役所・支所及び市役所・支所内有線施設・設備の機能確保に関すること。 3 災害派遣職員の受入、配置等に関すること。 4 家屋、建築物等の被害状況調査及び報告に関すること。 5 人的被害状況調査及び報告に関すること。 6 ライフライン（電力、ガス及び電話施設）の被害状況調査に関すること。 7 地震防災応急対策の予算措置に関すること。 8 地震警戒活動に伴う現金支払及び必要物品の出納に関すること。 9 備蓄物資の管理に関すること。 10 金融機関との連絡調整に関すること。 11 人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関すること。

部	関係課等	地震災害警戒本部
総務部	総務課 財政課 税務課 収納課 会計室 監査事務局	12 緊急通行車両の手続き、車両の燃料確保に関すること。 13 地震防災応急対策に必要な物品、資機材等の調達確保に関すること。 14 市有財産の地震災害応急対策に関すること。 15 電算処理システムの機能確保に関すること。
議会部	議事課	1 議会との連絡調整に関すること。 2 他部への応援協力に関すること。
企画政策部	秘書課 人事課 経営企画課 シティプロモーション課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 国・県関係者の応接に関すること。 3 地震に関する情報及び地震防災応急対策（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の広報に関すること。 4 市民に対する地震防災応急活動の実施要請、防災関係機関の対応等の広報に関すること。 5 職員の動員及び各部からの応援要請に対する職員の配置調整に関すること。 6 職員の給食、健康管理に関すること。 7 地震防災応急対策等の活動状況に係る写真・ビデオ等並びにその他資料等の収集整理等に関すること。 8 地震防災応急対策の実施に係る記録に関すること。 9 報道要請、記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。 10 総合相談窓口の開設に関すること。 11 全市にわたる激甚災害の指定等、県に対する要請・陳情の調整に関すること。
市民協働部	市民協働課 市民課 環境課	1 自主防災組織、自治会等との連絡調整に関すること。 2 所管施設等の地震防災応急対策に関すること。 3 防疫薬剤及び衛生資材の調達準備に関すること。 4 防疫活動及び衛生活動の準備に関すること。 5 ごみ、し尿処理等の災害対応の準備に関すること。 6 海部地区環境事務組合し尿処理場・ごみ処理場等関係機関との連絡調整に関すること。 7 遺体安置所等遺体の収容及び埋火葬（手続きを除く。）に係る準備に関すること。 8 がれき等災害廃棄物の仮置場の準備に関すること。 9 環境保全に係る準備に関すること。 10 避難者の受入体制の措置及び避難状況の把握に関すること。 11 避難場所・避難所における食糧及び物資の支給の準備に関すること。 12 避難場所・避難所における仮設トイレの設置に関すること。 13 帰宅困難者の援護に関すること。
	各支所	1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 所管施設等の地震防災応急対策に関すること。 3 市民への広報、市民からの情報提供・要望等の聞き取りに関すること。 4 自主防災組織、自治会、消防団等との連絡調整に関すること。 5 備蓄物資の管理に関すること。

部	関係課等	地震災害警戒本部
市民協働部	各支所	6 避難者の受入体制の措置及び避難状況の把握に関するこ と。 7 避難場所・避難所における食糧及び物資の支給の準備に 関すること。
健康子ども部	子育て支援課 健康推進課	1 保育児童の安全対策の実施に関するこ と。 2 児童福祉施設の地震防災応急対策状況の集約及び報告に 関すること。 3 母子・寡婦世帯、乳幼児の援護に関するこ と。 4 避難者の受入体制の措置及び避難状況の集約に関するこ と。 5 避難場所・避難所における食糧及び物資の支給の準備に 関すること。 6 災害救助法の適用及び実施に係る準備に関するこ と。 7 医療資器材等の在庫確認と調達準備に関するこ と。 8 医師会及び医療機関、保健所との連絡調整に関するこ と。 9 医療救護班の出動準備及び医療救護所等の開設準備に関 すること。 10 保健指導の配置準備に関するこ と。
保険福祉部	社会福祉課 高齢福祉課 保険年金課 発達支援セン ター	1 老人福祉施設の地震防災応急対策及び状況調査並びに集 約に関するこ と。 2 社会福祉施設の地震防災応急対策及び状況調査並びに集 約に関するこ と。 3 生活保護世帯、身体障害者世帯、精神・知的障害者世帯 等の救護に関するこ と。 4 独居高齢者、高齢者世帯の援護に関するこ と。 5 日本赤十字社との連絡調整並びにボランティア団体等社 会福祉団体との連絡、協力要請に関するこ と。 6 社会福祉団体等との連絡調整に関するこ と。 7 民生委員、介護サービス提供事業者等関係機関との連絡 調整に関するこ と。 8 避難者の受入体制の措置及び避難状況の集約に関するこ と。 9 避難場所・避難所における食糧及び物資の支給の準備に 関すること。 10 応急炊き出しの準備に関するこ と。 11 ボランティアの受入準備に関するこ と。 12 災害救助法の適用及び実施に係る準備に関するこ と。 13 身体障害者、精神・知的障害者等の援護に関するこ と。
八開診療所		1 応急医療活動の準備に関するこ と。 2 医療資器材等の在庫確認と調達準備に関するこ と。
産業建設部	産業振興課 土木課 都市計画課 企業誘致課	1 観光客の避難、その他の対策の促進に関するこ と。 2 市道の交通規制等地震防災応急対策に関するこ と。 3 道路、河川、橋りょう等の地震防災応急対策の状況調査 及び集約並びに応急対策に関するこ と。 4 農業用施設の地震防災応急対策に関するこ と。 5 公園の地震防災応急対策状況の集約及び報告に関するこ と。 6 道路、橋りょう工事の中断等の指示及び保安措置並びに 確認に関するこ と。

部	関係課等	地震災害警戒本部
産業建設部	産業振興課 土木課 都市計画課 企業誘致課	7 施工中の大規模な開発行為の中断等の指示及び保安措置並びに確認等に関する事。 8 施工中の都市整備事業の中断等の指示及び保安措置並びに確認等に関する事。 9 建築工事の中断等の指示及び確認等に関する事。 10 関係機関・関係団体等との連絡調整に関する事。 11 土木建設業者等関係機関との協力要請等連絡調整に関する事。 12 応急食料、生活必需品等応急物資の流通在庫の把握に関する事。 13 応急食料、生活必需品等応急物資の調達、あつ旋の準備及び実施に関する事。 14 応急食糧等の原材料の調達、あつ旋の準備に関する事。 15 避難者の受入体制の措置及び避難状況の把握に関する事。 16 避難場所・避難所における食糧及び物資の支給の準備に関する事。 17 道路交通情報の収集に関する事。 18 水防活動の準備に関する事。 19 家畜感染症予防及び防疫の準備に関する事。 20 被災宅地危険度判定及び地震被災建築物応急危険度判定の準備に関する事。 21 応急復旧用土木資機材の確保、準備に関する事。 22 市道の災害応急復旧の準備に関する事。 23 農業用施設の応急復旧の準備に関する事。 24 応急仮設住宅の設置準備に関する事。 25 避難路、緊急輸送路における障害物等の除去の指示に関する事。 26 都市公園施設等における危険障害物と思われる構築物の除去等応急対策に関する事。
上下水道部	上水道課 下水道課	1 飲料水の確保対策及び応急給水活動の準備に関する事。 2 上水道工事の中断等の指示及び保安措置並びに確認に関する事。 3 下水道・農業集落排水施設等の緊急保安措置に関する事。 4 下水道工事の中断等の指示及び保安措置並びに確認に関する事。 5 海部南部水道企業団、水道工事指定業者等水道関係機関との連絡調整に関する事。 6 下水道工事業者等関係機関との連絡調整に関する事。 7 上水道応急復旧資機材の調達準備に関する事。 8 下水道応急復旧資機材の調達準備に関する事。
教育部	学校教育課 生涯学習スポーツ課	1 児童及び生徒の安全対策に関する事。 2 教職員の動員及び調整に関する事。 3 施設利用者の安全対策に関する事。 4 所管施設に係る地震防災応急対策の集約に関する事。 5 文化財の保護に関する事。 6 防災ヘリポート設置の準備に関する事。 7 所管施設に対する指示及び地震防災に関する情報伝達に関する事。

部	関係課等	地震災害警戒本部
教育部	学校教育課 生涯学習スポーツ課	8 関係機関等との連絡調整に関する事 9 避難者の受入体制の措置及び避難状況の把握に関する事 10 避難場所・避難所における食糧及び物資の支給の準備に関する事 11 応急炊出しの準備に関する事
消防部	消防本部 消防署	1 消防通信の確保に関する事 2 情報の収集及び伝達に関する事 3 職員の非常招集に関する事 4 特殊建築物の予防と保安対策に関する事 5 火気使用の自主制限等火災予防の指導に関する事 6 市民に対する地震関連情報の広報に関する事 7 消防団との連絡調整に関する事 8 警防資機材及び応急資器材の確保と増強に関する事 9 物資の調達に関する事 10 消防応援協定及び緊急消防援助隊の受援、応援に関する事
消防団	消防団長 消防副団長 消防団員	1 消防車両、消防機具等資機材の点検、配備に関する事 2 団員の動員に関する事 3 災害の警戒に関する事 4 災害危険箇所のパトロールに関する事 5 消防水利の確保に関する事 6 市民に対する地震関連情報の広報に関する事 7 地震に関する情報の収集及び報告に関する事 8 水防活動の準備に関する事

1-3 防災関係機関連絡窓口

1 市

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛西市役所	0567-26-8111	愛西市稲葉町米野308
愛西市消防本部・消防署	0567-26-1100	愛西市西保町西川原25
愛西市消防署分署	0567-37-1251	愛西市鷹場町孫田15
八開診療所	0567-37-0351	愛西市江西町宮西43
木曽川高畑地区河川防災ステーション (愛西市八開水防センター)	0567-37-3678	愛西市給父町北部13

2 県

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛知県庁 防災安全局（災害） 防災安全局災害対策課	052-961-2111 内線 2512 直通 052-954-6193 直通 052-951-3800	名古屋市中区三の丸3-1-2 本庁舎 2 F 防災安全局内
愛知県災害対策本部 広報部広報班 総括部総括班	直通 052-971-7104 052-971-7105	名古屋市中区三の丸2-3-2 自治センター 6 F 災害情報センター内
海部県民事務所	0567-24-2111 夜間 24-2111	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎内
海部建設事務所	0567-24-2111	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎内
海部建設事務所 日光川排水機場管理出張所	0567-55-1037	海部郡飛島村大字梅之郷宮東
津島保健所	0567-26-4137	津島市橋町4-50-2
海部農林水産事務所	0567-24-2111	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎内

3 近隣市町村

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
一宮市役所 総合政策部危機管理課	0586-28-8100 0586-28-8959	一宮市本町2-5-6
津島市役所 市長公室危機管理課	0567-24-1111	津島市立込町2-21
犬山市役所 市民部防災交通課	0568-61-1800 0568-45-0346	犬山市大字犬山字東畑36
江南市役所 危機管理室防災安全課	0587-54-1111	江南市赤童子町大堀90
稲沢市役所 建設部防災安全課	0587-32-1111	稲沢市稲府町1
岩倉市役所 市民協働部協働防災課	0587-66-1111 0587-38-5831	岩倉市栄町1-66
清須市役所 危機管理部危機管理課	052-400-2911	清須市須ヶ口1238

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
弥富市役所 総務部防災課	0567-65-1111	弥富市前ヶ須町南本田335
あま市役所 市長公室危機管理課	052-444-0862	あま市七宝町沖之島深坪1
大治町役場 総務部防災危機管理課	052-444-2711	海部郡大治町大字馬島字大門西1-1
蟹江町役場 総務部安心安全課	0567-95-1111	海部郡蟹江町学戸3-1
飛島村役場 総務部総務課	0567-52-1231	海部郡飛島村竹之郷3-1
海津市役所 危機管理局	0584-53-1111 0584-53-1115	岐阜県海津市海津町高須515
桑名市役所 防災・危機管理課	0594-24-1185	三重県桑名市中央町2-37

4 警察署

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛知県警察本部 (警備部災害対策課)	052-951-1611 内線 5922	名古屋市中区三の丸2-1-1
津島警察署	0567-24-0110	津島市西柳原町2-8
佐屋交番	0567-24-0110	愛西市北一色町四町78
佐織交番	0567-24-0110	愛西市北河田町郷西241-4
永和駐在所	0567-24-0110	愛西市大井町弥八169
立田北駐在所	0567-24-2477	愛西市四会町村内136-2
立田南駐在所	0567-24-2466	愛西市山路町小割10-2
八輪駐在所	0567-37-0550	愛西市赤目町中屋敷30
開治駐在所	0567-37-0110	愛西市鵜多須町下中山85
西川端駐在所	0567-37-1677	愛西市西川端町上兼175

5 指定地方行政機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
東海農政局 (企画調整室)	052-201-7271	名古屋市中区三の丸1-2-2
津島労働基準監督署	0567-26-4155	津島市寺前町3-87-4
名古屋地方気象台 (防災業務課) (観測予報課(休日夜間))	052-751-5124 休日夜間 052-751-0909	名古屋市中区千種区日和町2-18
中部地方整備局 (企画部防災課)	052-953-8357	名古屋市中区三の丸2-5-1
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所	0594-24-5711	三重県桑名市大字福島465
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所弥富出張所	0567-67-0229	弥富市鯛浦町東前新田122-2

6 自衛隊

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
陸上自衛隊（守山駐屯地） 第10師団司令部 第3部防衛班	052-791-2191	名古屋市守山区守山3-12-1
陸上自衛隊（守山駐屯地） 第35普通科連隊 第3科	052-791-2191 内線4831	名古屋市守山区守山3-12-1
海上自衛隊（横須賀基地） 横須賀地方総監部 防衛部第3幕僚室	046-822-3500	神奈川県横須賀市 西逸見町1-無番地
航空自衛隊（小牧基地） 第1輸送航空隊 防衛部	0568-76-2191	小牧市春日寺1-1

7 指定公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
日本郵便株式会社 東海支社 （支社長室総務部）	052-963-6202	名古屋市中区丸の内3-2-5
西日本電信電話株式会社 東海支店 （設備部災害対策室）	052-291-3226	名古屋市中区大須4-9-60
日本赤十字社 愛知県支部 （事業部事業推進課）	052-971-1591	名古屋市東区白壁1-50
日本放送協会 名古屋放送局 （企画総務部）	052-952-7282	名古屋市東区東桜1-13-3
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 （保全・サービス事業部企画統括チーム）	052-222-1319	名古屋市中区錦2-18-19
KDDI株式会社 中部総支社 （管理部）	052-741-8330	名古屋市西区名駅2-27-8
東海旅客鉄道株式会社 （東海鉄道事業本部管理部総務課）	052-564-2396	名古屋市中村区名駅1-3-4
日本貨物鉄道株式会社 東海支社 （総務課）	0587-24-3709	稲沢市駅前1-9-3
東邦瓦斯株式会社 （総務部防災グループ）	052-872-9681	名古屋市熱田区桜田町19-18
日本通運株式会社 名古屋支店 （総務担当）	052-551-9851	名古屋市中村区名駅南4-12-17
中部電力パワーグリッド株式会社 （津島営業所） （港営業所） （桑名営業所）	0567-28-8704 052-383-1123 0594-24-5608	津島市今市場町4-27-1 名古屋市港区当知3-2601 三重県桑名市寿町3-9
株式会社NTTドコモ東海 （ネットワーク本部ネットワーク運営部）	052-953-6134	名古屋市東区東桜1-1-10

8 指定地方公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
一般社団法人 愛知県トラック協会 （総務部総務課）	052-871-1921	名古屋市瑞穂区新開町12-6 愛知県トラック会館内
名古屋鉄道株式会社 （企画管理部管理課）	052-588-0868	名古屋市熱田区三本松町18-1
近畿日本鉄道株式会社 （鉄道事業本部名古屋輸送統括部 運輸部運行課）	059-354-7021	四日市市鶴の森1-16-11
公益社団法人 愛知県医師会	052-241-4136	名古屋市中区栄4-14-28

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
(地域医療第一課)		
一般社団法人 愛知県歯科医師会 (総務課)	052-962-8020	名古屋市中区丸の内2-4-7
一般社団法人 愛知県薬剤師会 (総務部業務課)	052-231-2261	名古屋市中区丸の内3-5-18
公益社団法人 愛知県看護協会	052-871-0711	名古屋市昭和区円上町26-18
一般社団法人 愛知県病院協会	052-263-0800	名古屋市中区栄4-14-28 愛知県医師会管内
一般社団法人 愛知県LPガス協会 (業務課)	052-261-2896	名古屋市中区大須4-15-12 TANAKA名古屋ビル内

9 一部事務組合

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
海部地区環境事務組合 新開センター 上野センター 八穂センター	0567-28-3810 0567-68-8641 0567-68-6500	津島市新開町2-212 弥富市上野町2-15 弥富市鍋田町八穂399-3
海部地区水防事務組合	0567-26-3962	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)
海部南部水道企業団	0567-32-3111	愛西市西條町大池180

10 公共の団体等

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
海部医師会	0567-25-5752	津島市莪原町字郷西37 (海部地区休日診療所内)
愛西市商工会／本所	0567-24-6122	愛西市諏訪町郷東73-1
あいち海部農業協同組合／本店	0567-28-6688	津島市大縄町9-63
愛西市社会福祉協議会／本所	0567-37-3313	愛西市江西町宮西38
佐屋郵便局	0567-25-2939	愛西市須依町屋敷222-1
永和郵便局	0567-31-0049	愛西市鰯江町郷裏103
海部立田郵便局	0567-28-2143	愛西市石田町宮東81
八開郵便局	0567-37-1938	愛西市立石町宮西48
佐織勝幡郵便局	0567-25-2936	愛西市勝幡町駅東120
藤浪駅前郵便局	0567-25-5180	愛西市諏訪町橋本358-1
西川端郵便局	0567-37-1937	愛西市西川端町久保目14-1

11 学校

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
佐屋小学校	0567-28-3385	愛西市須依町東田面17
佐屋西小学校	0567-26-7212	愛西市内佐屋町河原136
市江小学校	0567-31-0428	愛西市東條町西田面77
永和小学校	0567-31-0014	愛西市大井町弥八115
立田北部小学校	0567-28-2044	愛西市新右エ門新田町郷前83
立田南部小学校	0567-28-2210	愛西市山路町小割7
八輪小学校	0567-37-0353	愛西市立石町宮西39
開治小学校	0567-37-0654	愛西市鵜多須町中道248

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
北河田小学校	0567-28-3394	愛西市北河田町郷前406
勝幡小学校	0567-28-2332	愛西市勝幡町五俣入2227
草平小学校	0567-28-2569	愛西市草平町北田名57
西川端小学校	0567-37-1978	愛西市西川端町寺東15
佐屋中学校	0567-28-3388	愛西市須依町東田面2
永和中学校	0567-31-0015	愛西市善太新田町七草平111-1
立田中学校	0567-25-2661	愛西市石田町宮東1
八開中学校	0567-37-0684	愛西市江西町川原11
佐織中学校	0567-28-2543	愛西市諏訪町郷東167
佐織西中学校	0567-37-2030	愛西市草平町阿原86
県立佐屋高校	0567-31-0579	愛西市東條町高田39
県立愛西工科高等学校	0567-37-1288	愛西市湊高町蔭島1
県立佐織特別支援学校	0567-37-2061	愛西市西川端町中東山37
県立津島高校	0567-28-4158	津島市宮川町3-80
学校法人 清林館高校	0567-28-3010	愛西市持中町八町88

2 通信に関する資料

2-1 通信施設・設備等

(令和5年1月31日現在)

1 MCAアドバンス (900MHz帯)

種別	地区	個数	備考
統制局設備		2	危機管理課 (正)、八開水防センター (副)
指令局設備		5	消防本部、消防分署、立田支所、八開支所、佐織支所
半固定局設備 (43)	佐屋地区	17	消防本部・佐屋小学校・佐屋西小学校・市江小学校・佐屋中学校・永和小学校・永和中学校・永和地区公民館・中央図書館・垣見鉄工アリーナ (親水公園総合体育館)・市江地区コミュニティセンター・西保地区防災コミュニティセンター・永和地区コミュニティセンター・佐屋老人福祉センター・旧佐屋北保育園・佐屋中央保育園・永和保育園・文化会館
	立田地区	8	立田北部小学校、立田南部小学校、立田中学校、立田体育館、立田北部地区防災コミュニティセンター、立田南部地区防災コミュニティセンター、発達支援センター
	八開地区	4	八輪小学校、開治小学校、八開中学校、八開総合福祉センター
	佐織地区	14	北河田小学校、勝幡小学校、草平小学校、西川端小学校、佐織中学校、佐織西中学校、佐織体育館、川渕地域防災コミュニティセンター、草平地域防災コミュニティセンター、町方地域防災コミュニティセンター、藤浪地域防災コミュニティセンター、勝幡地域防災コミュニティセンター、佐織総合福祉センター、佐織公民館
携帯局設備	全域	39	危機管理課 38、消防本部 1

2 同報系防災行政無線 (60.845MHz)

種別	個数	備考
固定局	親局	1 市役所 5 F 防災無線機械室 (こうほうあいさいし) 3 F 固定系無線放送室
	遠隔制御装置	2 市役所 1 F 宿直室、 消防本部通信室
	緊急連絡用 遠隔制御器	2 市役所 1 F 宿直室、 3 F 危機管理課事務室
固定局	子局	115 佐屋地区：38、立田地区：28、 八開地区：19、佐織地区：30
	うち再送信	(2) 北河田小学校 (63.575MHz)、 八開地区コミュニティセンター (63.605MHz)
戸別受信機		54 佐屋地区：24、立田地区：10、 八開地区：5、佐織地区：15

3 消防無線（273.53125MHz）

種 別	地 区	個数	備 考
可 搬	消防署	2	主運用波：274.45625MHz 統制波：274.23125MHz、274.53125MHz、274.90625MHz チャンネルの切替えにより使用できる。
	分 署	1	
車 載	消防署	13	
	分 署	6	
携 帯	消防署	7	
	分 署	4	

4 高度情報通信ネットワーク（デジタル多重マイクロ無線7.66GHz）

種 別	施 設	個数	備 考
固定局	市役所	1	市役所 5 F 防災無線機械室（ぼうさいあいさいし）
無線専用 電話		1	
PHS子機		6	危機管理課
FAX		2	1 F 宿日直室、3 F 危機管理課

※衛星系 VSAT局も各2支所使用できる。

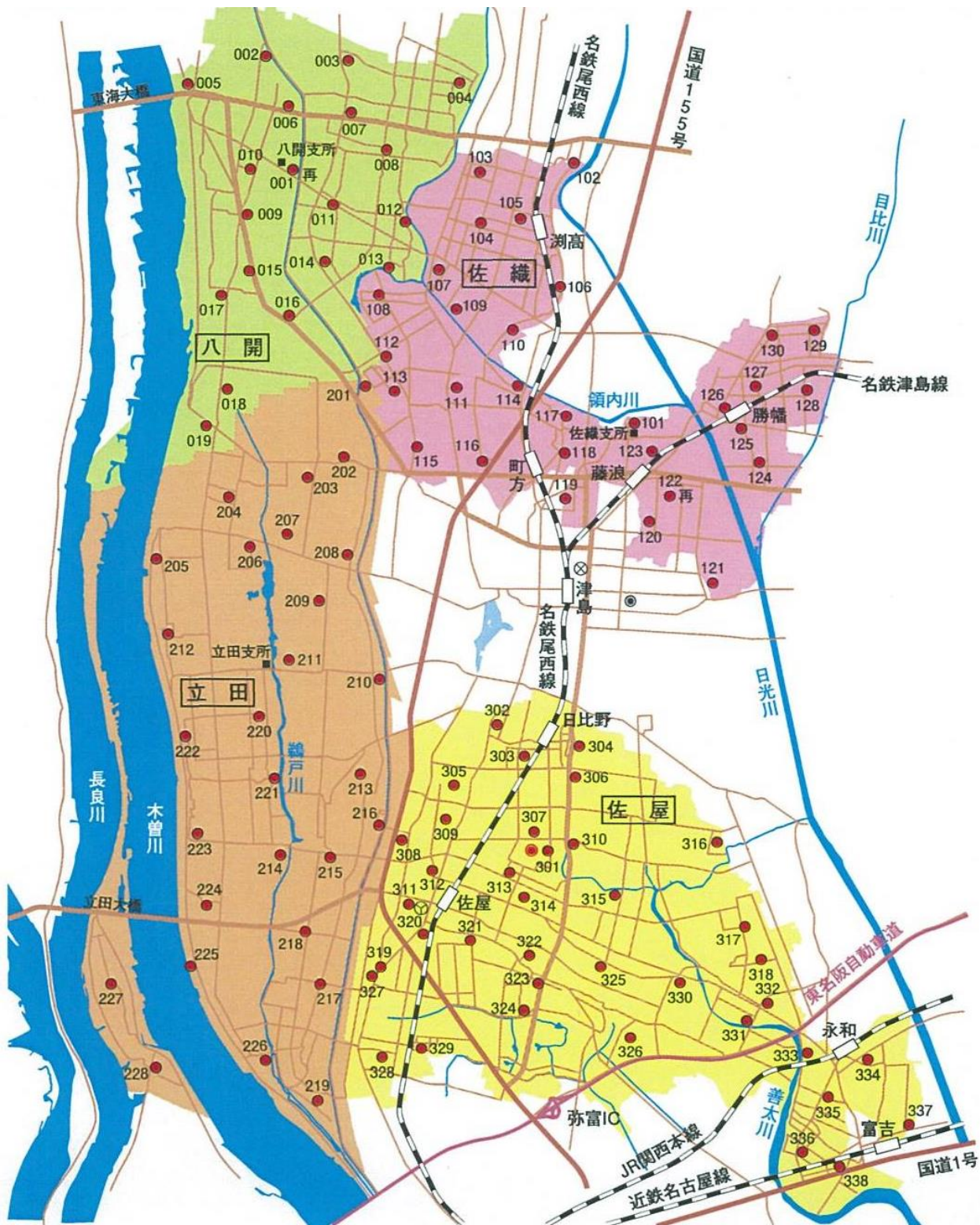
5 高度情報通信ネットワーク（MCA無線410.925MHz）

種 別	施 設	個数	備 考
固定局	消防署	1	消防本部（ぼうさいあいさいしょうぼう）
無線専用 電話		1	
FAX		1	

※衛星系 TVRO局も使用できる。

2-2 同報系防災行政無線設備

1 同報系防災行政無線屋外拡声子局位置図



2 屋外拡声子局 局名称一覧

地区	I D	局名称
八開	001	八開地区コミュニティセンター（再送信子局）
	002	川北集会所
	003	鵜多須北集会所
	004	上東川新七前防火水槽
	005	八開水防センター
	006	東藤ヶ瀬集会所
	007	鵜多須集会所
	008	開治小学校
	009	八輪小学校
	010	八開診療所
	011	八開第2分団車庫
	012	上丸島集会所
	013	新田集会所
	014	定納集会所
	015	立石集会所
	016	赤目自治会コミュニティセンター
	017	八開第4分団車庫
	018	塩田公民館
	019	塩田下ゴミ集積場
佐織	101	佐織支所
	102	渕高児童遊園
	103	西一公民館
	104	西川端小学校
	105	川渕地域防災コミュニティセンター
	106	余代ちびっ子広場
	107	久保目公民館
	108	鷹場集会所
	109	佐織西中学校
	110	太子寺南防火水槽
	111	草平地域防災コミュニティセンター
	112	消防署分署
	113	草平台児童遊園
	114	足立川ちびっ子広場
	115	松川ちびっ子広場
	116	町方不燃物処理場
	117	五軒家集会所
	118	町方地域防災コミュニティセンター
	119	見越公民館
	120	藤浪地域防災コミュニティセンター
	121	諸桑公民館
	122	北河田小学校（再送信子局）
	123	佐織中学校
	124	古瀬公園
	125	栄町ちびっ子広場
	126	勝幡小学校
	127	勝幡地域防災コミュニティセンター
	128	佐折ちびっ子広場
	129	東町ちびっ子広場
	130	勝幡町河畔住宅東
立田	201	南川並リバーサイドビレッジ公園
	202	早尾ゴミ集積場
	203	立田北部地区防災コミュニティセンター
	204	枝郷野菜集出荷場
	205	葛木集会所
	206	戸倉集出荷場
	207	新田多目的利用センター
	208	下一色集会所

地区	I D	局名称
立田	209	四会集会所
	210	宮地集会所
	211	石田集会所
	212	後江ゴミ集会場
	213	雀ヶ森地藏堂
	214	立田南部小学校
	215	山路東郷付橋
	216	ナビタウン立田自治会所
	217	森川専随寺
	218	立田南部地区防災コミュニティセンター
	219	梶島集会所
	220	小茂井上集会所
	221	小茂井中集会所東三つ角
	222	三和大明社
	223	小家集会所
	224	富安集会所
	225	松田集会所
	226	東船元分団倉庫
	227	福原誓光寺北元分団倉庫
	228	西船福新集会所
佐屋	301	愛西市役所
	302	柏木西児童遊園
	303	由乃伎神社
	304	日置県道緑地帯
	305	内佐屋ゴミ集積場
	306	日置公民館
	307	佐屋小学校
	308	佐屋くいな公民館
	309	佐屋西小学校
	310	稲葉東ちびっ子広場
	311	消防本部
	312	水鶏塚東駐車場
	313	北一色児童遊園
	314	北一色公民館
	315	親水公園
	316	佐屋総合運動場
	317	永和台集会所
	318	永和台クリーンセンター
	319	西保北川原児童遊園
	320	東保児童遊園
	321	東保公民館
	322	西條 東善太防火水槽
	323	市江地区コミュニティセンター
	324	市江小学校
	325	落合ちびっ子広場
	326	本部田公民館
	327	西保地区防災コミュニティセンター
	328	西保町下平集会所
	329	西保団地
	330	大井同所防火水槽
	331	国鉄団地ちびっ子広場
	332	永和地区公民館
	333	永和小学校
	334	大野公民館
	335	永和地区防災コミュニティセンター
	336	善太西ちびっ子広場
	337	富吉ちびっ子広場
	338	善太東ちびっ子広場

3 被害情報の収集・伝達に関する資料

3-1 県（防災安全局・災害情報センター）及び消防庁への連絡先

〈県への連絡先〉

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常 配備(準備 強化体制)	第2非常 配備(警戒 体制)	第3非常 配備
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター		
勤務 時間 内	NTT	052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302～5304 (総括部総括班) 内線 5306～5307 (総括部渉外班) 内線 5314～5316 (総括部復旧班) 内線 5308～5310 (広報部広報班) 内線 5311～5312 (情報部整理班) 内線 5313、5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317～5319 (情報部方面班) 内線 5339、5340 (情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5324 (運用部財務会計班)		
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600-1360～1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1376 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	無線(FAX)	600-1510			600-1514		
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)			同上		
	防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同上		
	無線(FAX)	600-4695(宿日直室)			同上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
		sginfo@pref.aichi.lg.jp					
防災webメール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)					aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp

〈消防庁への連絡先〉

通常時(平日(祝日・年末・年始除く)9:00～17:00)(消防庁防災課応急対策室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	9#-92-xxx (無線専用電話のみ)	9-048-500-90-43xxx (43xxxの下3桁は衛星電話番号簿を参照)
03-5253-7537(FAX)	9#-92-9049033 (無線専用FAXのみ)	9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時(消防庁宿直室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	#-92-90-102 (無線専用電話のみ)	9-048-500-90-49102
03-5253-7553(FAX)	9#-92-90-49036 (無線専用FAXのみ)	9-048-500-90-49036(FAX)

3-2 報告様式・報告要領等

災害概況即報を始めとする被害報告様式

県防災安全局災害対策課

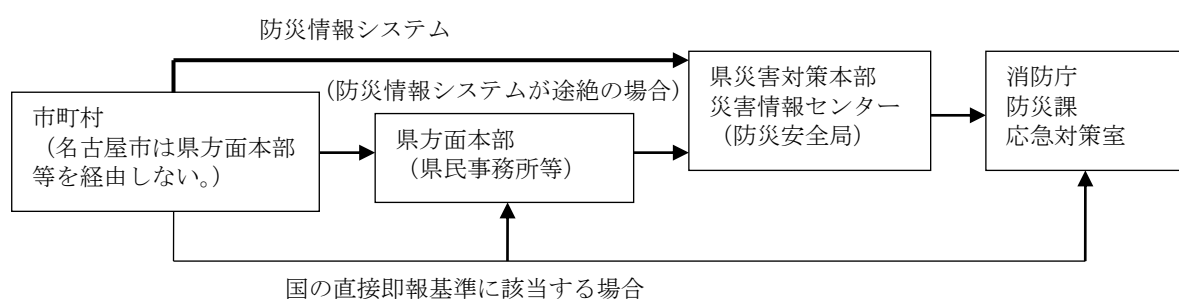
災害の発生に際し、市町村は県に対して、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について報告する。

(1) 被害状況等の内容

収集及び伝達する情報の内容は、次のとおりとし、原則、防災情報システムによるものとするが、防災情報システムが使用できない場合及び国の直接即報基準に該当する場合は、別記様式1～5（様式1は国の即報基準に該当する場合のみ）によるものとする。参照：災害対策施行令第21条

- ア 災害の原因
- イ 災害の発生した日時
- ウ 災害の発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

(2) 収集及び伝達系統



様式1 (消防庁第4号様式(その1))

(市町村・愛知県用)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	愛知県
市 町 村 (消防本部名)	愛西市
報 告 者 名	

災害名

(第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119 番通報の件数													
応急対策の状況	災対策本部等の設置状況		(都道府県) 愛知県				(市町村) 愛西市							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式2

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因						発 生 日 時		年 月 日 時 分									
発 信 場 所																	
発 信 機 関						発 信 者											
受 信 機 関						受 信 者											
区 分				被 害		区 分		被 害		区 分		被 害					
人 的 被 害	死 者		1	人		河 川	橋 り よ う		31	か所		そ の 他	水 産 被 害		61	千円	
	行 方 不 明 者		2	人			破 堤	32	か所		商 工 被 害		62	千円			
	負 傷 者	重 傷	3	人				越 水	33	か所				そ の 他	63	千円	
		軽 傷	4	人					そ の 他 (法面崩壊等)	34			か所			被 害 総 額	64
住 家 被 害	全 壊		5	棟		そ の 他	港 湾 ・ 漁 港			35	か所		災 害 対 策 本 部	65	設置		
			6	世帯			砂 防	36	か所		設 置 状 況	66		廃止			
			7	人				清 掃 施 設	37	か所			避 難情報等の状況	67	地区		
	半 壊		8	棟			崖 く ず れ		38	か所		68		世帯			
			9	世帯					地 す べ り	39	か所				69	人	
			10	人				土 石 流		40	か所			消 防 職 員 出 動 延 人 数		70	人
	一 部 破 損		11	棟			鉄 道 不 通		41	か所		消 防 団 員 出 動 延 人 数	71		人		
			12	世帯					被 害 船 舶	42	隻				避 難 所 数	72	か所
			13	人				水 道		43	戸			避 難 人 数		73	人
	床 上 浸 水		14	棟			電 話			44	回線		避 難 人 数 (うち自主避難)			74	人
			15	世帯					電 気	45	戸				避 難 世 帯 数	75	世帯
			16	人				ガ ス		46	戸			避 難 世 帯 数 (うち自主避難)		76	世帯
	床 下 浸 水		17	棟			ブ ロ ッ ク 塀 等		47	か所		被害程度及び応急対策状況（経過）					
			18	世帯				り 災 世 帯 数	48	世帯							
			19	人				り 災 者 数	49	人							
非 住 家	公 共 建 物		20	棟		火 災 発 生	建 物		50	件		要 請 事 項					
	そ の 他		21	棟			危 険 物		51	件							
そ の 他	田	流失・埋没	22	ha			そ の 他		52	件							
		冠 水	23	ha		公 立 文 教 施 設		53	千円								
	畑	流失・埋没	24	ha		農 林 水 産 業 施 設		54	千円								
		冠 水	25	ha		公 共 土 木 施 設		55	千円								
	文 教 施 設		26	か所		その他の公共施設		56	千円								
	病 院		27	か所		小 計		57	千円								
	道 路	損 壊	28	か所		そ の 他	農 産 被 害		58	千円							
冠 水		29	か所		林 産 被 害		59	千円									
(うち 通行不能)		30	か所		畜 産 被 害		60	千円									

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

様式3

(市町村用)

人 的 被 害

(第 報)

報 告 の 時 刻	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者 名		受 信 者 名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被 害 程 度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷	
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別 男 ・ 女 ・ 不明)	
	住 所		
	収 容 先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

様式4

(市町村用)

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

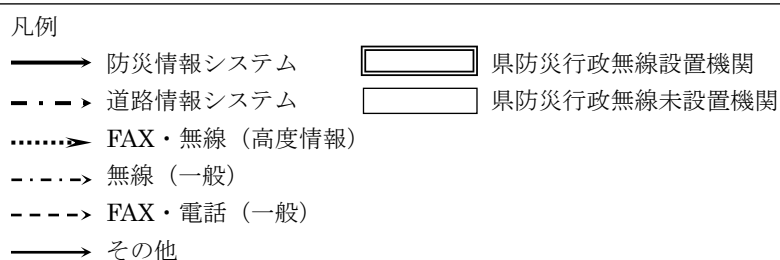
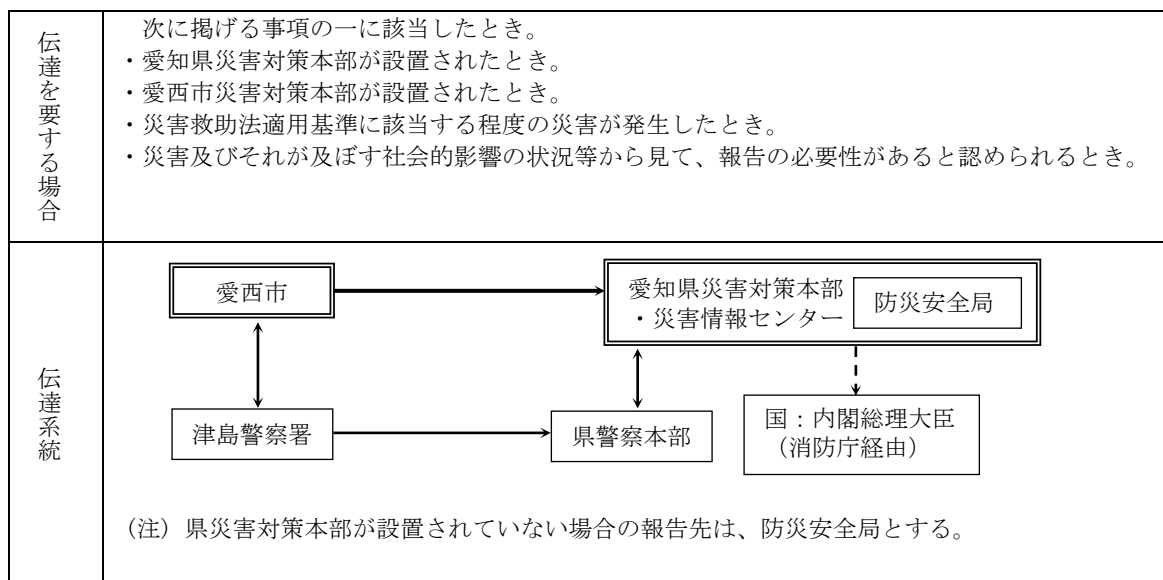
報 告 の 時 刻		日 時 分現在		受 信 時 刻		時 分					
発 信 機 関				受 信 機 関							
発 信 者 名				受 信 者 名							
内 容											
避 難 状 況	避 難 先	地 区 名	避難情報の日時	避難 指 示 世 帯 数	避難 指 示 人 数	避難 実 世 帯 数	避難 実 人 数	屋 内 屋 外 の 別	今後の 見 通 し	最大 世 帯 数	最大 人 数
			(指示、自主) 日 時 分	世 帯	人	世 帯	人	屋内 屋外		世 帯	人
			(指示、自主) 日 時 分					屋内 屋外			
			(指示、自主) 日 時 分					屋内 屋外			
			(指示、自主) 日 時 分					屋内 屋外			
			(指示、自主) 日 時 分					屋内 屋外			
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名	設 置 場 所	患 者 数		実 施 機 関			収容人数の最大値			
			受 入	搬 送				重 傷	軽 傷		

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

3-3 被害情報の伝達要領

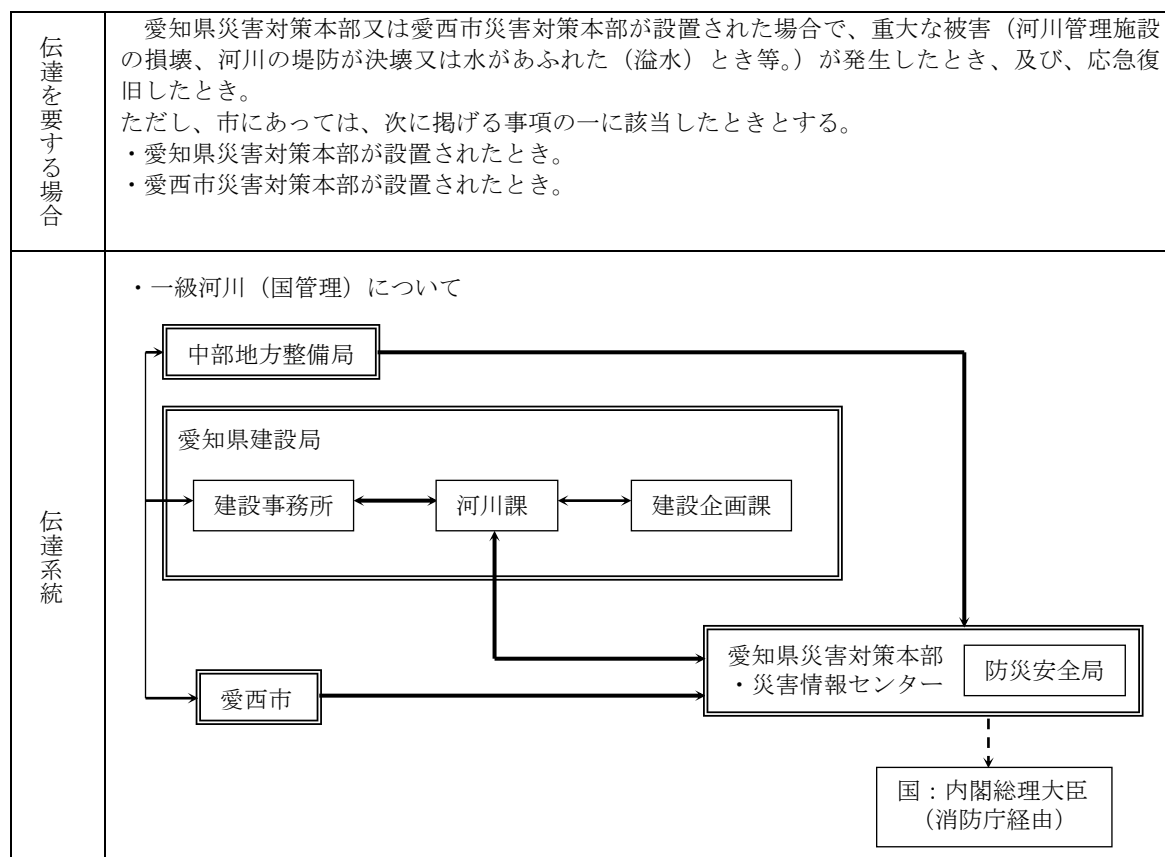
県防災安全局防災部災害対策課

1 人、住家被害等

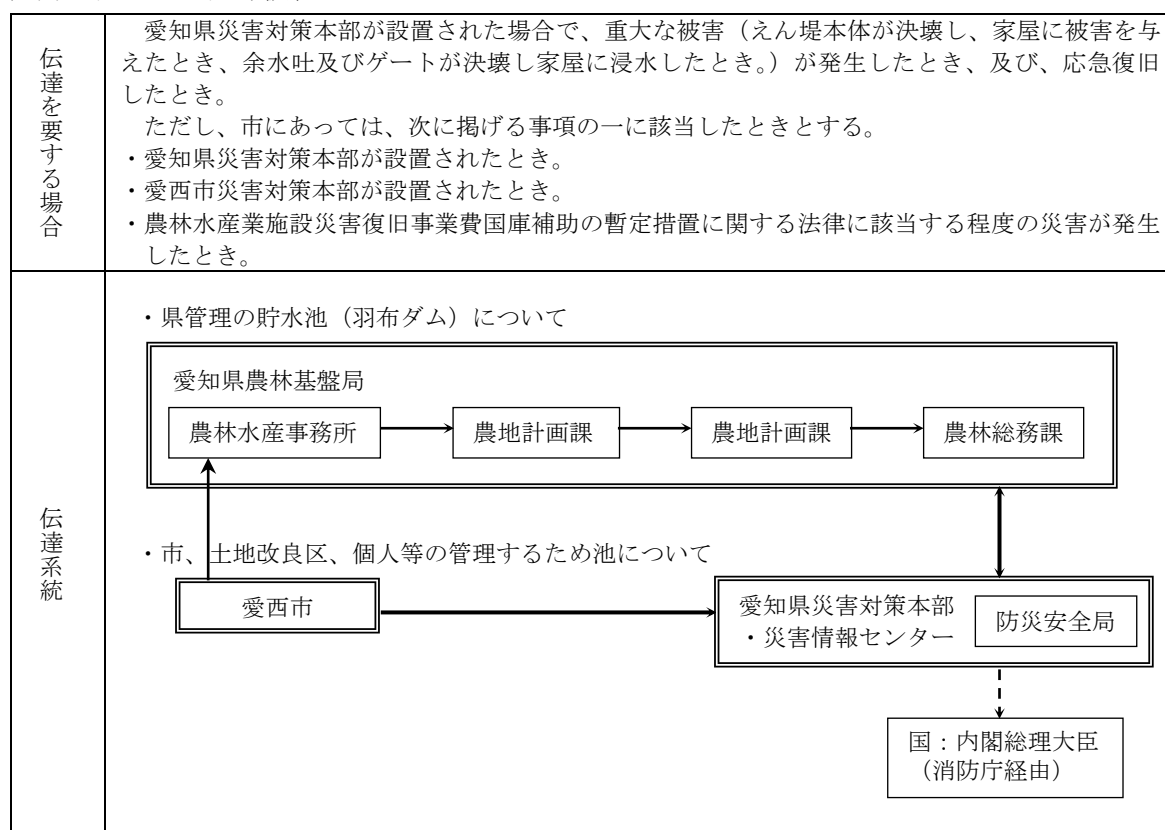


2 河川・貯水池・ため池等被害

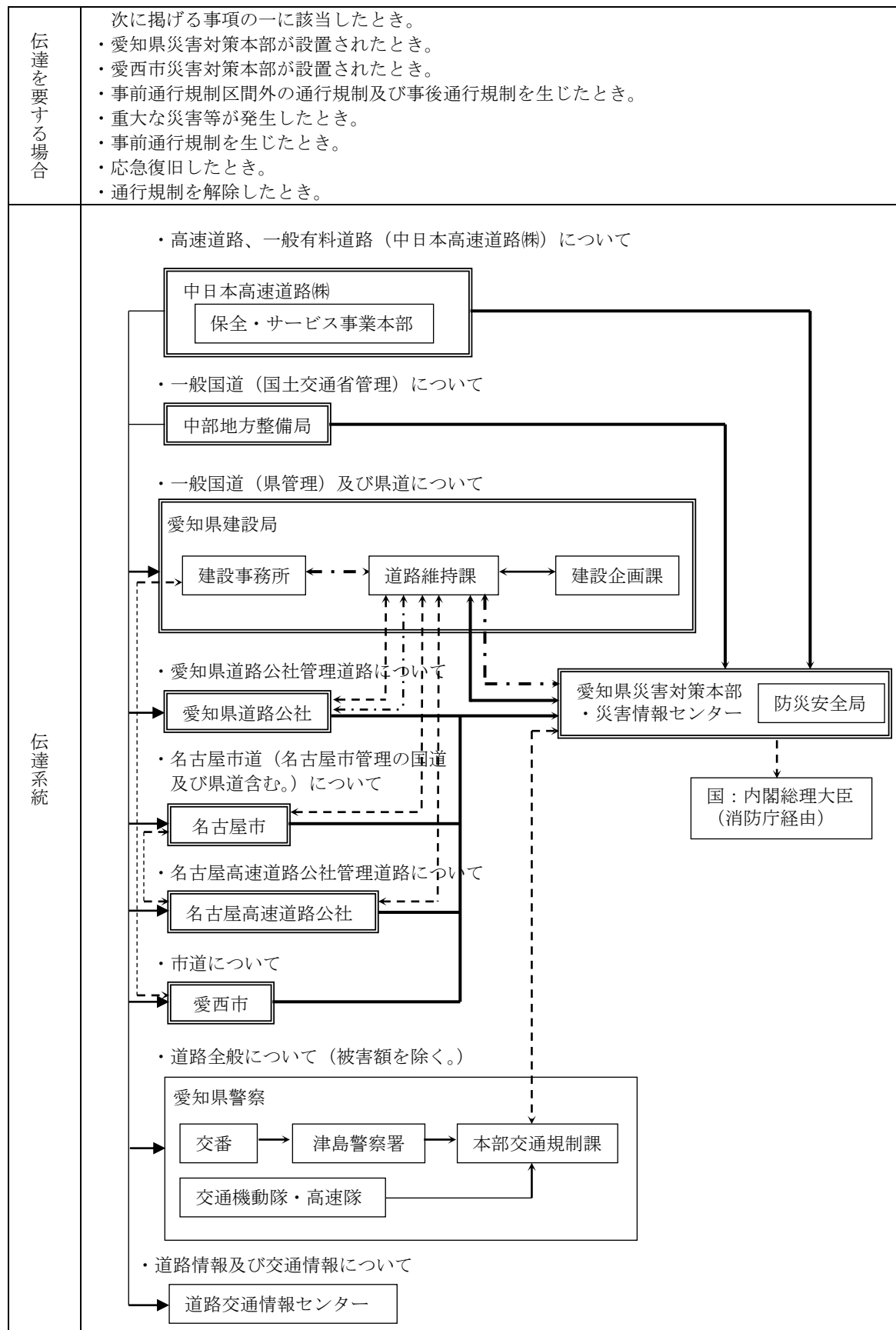
(1) 河川被害



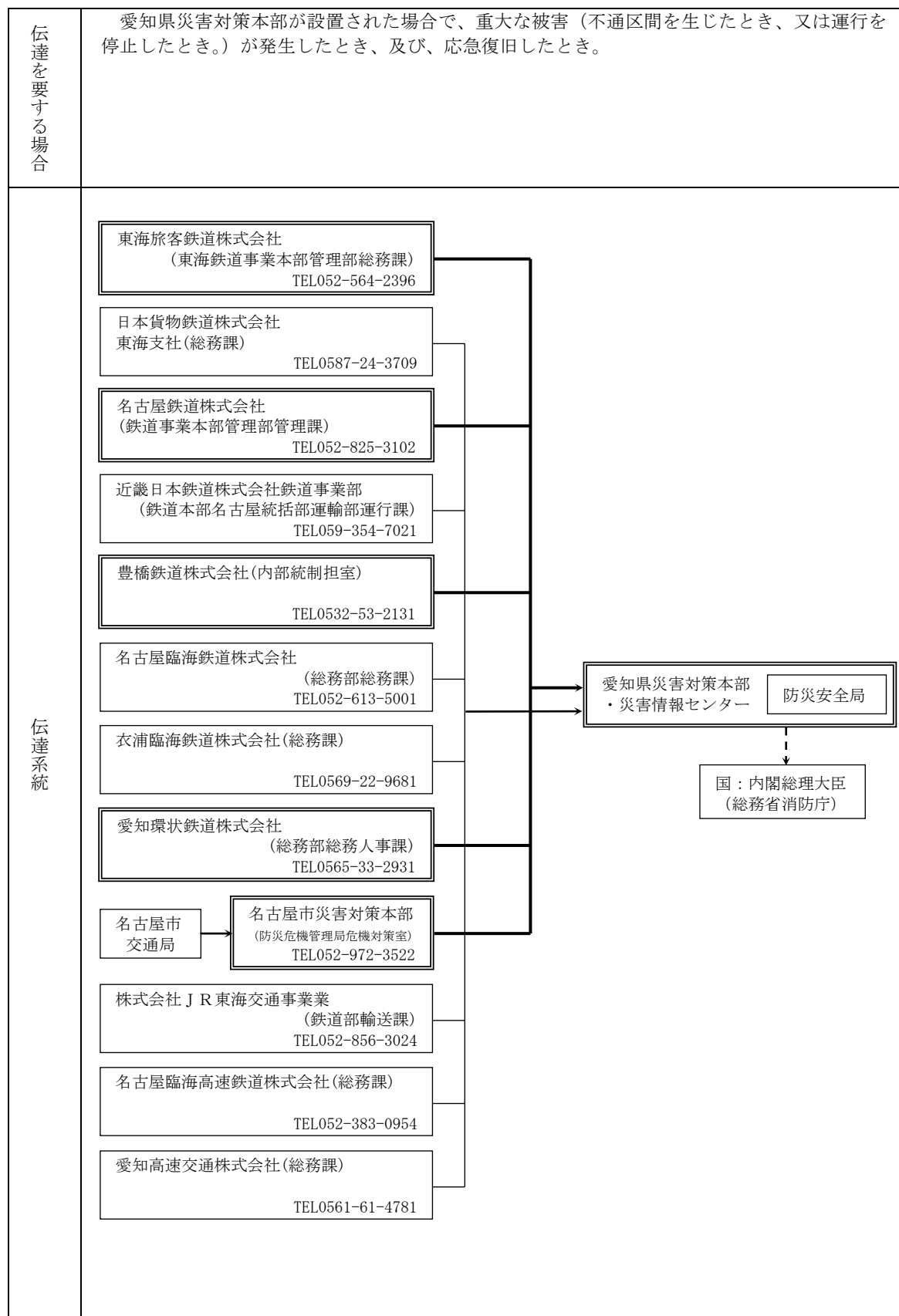
(2) 貯水池・ため池等被害



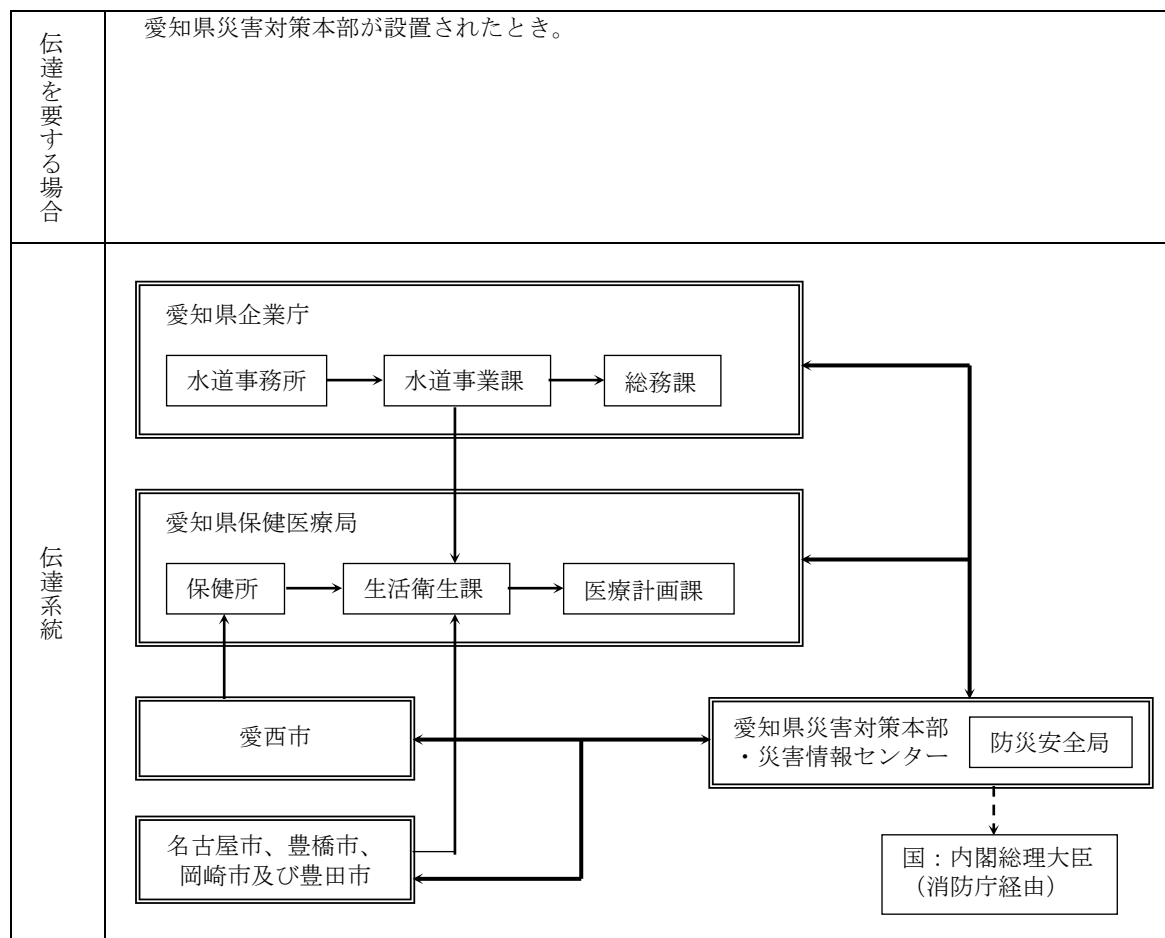
3 道路施設被害



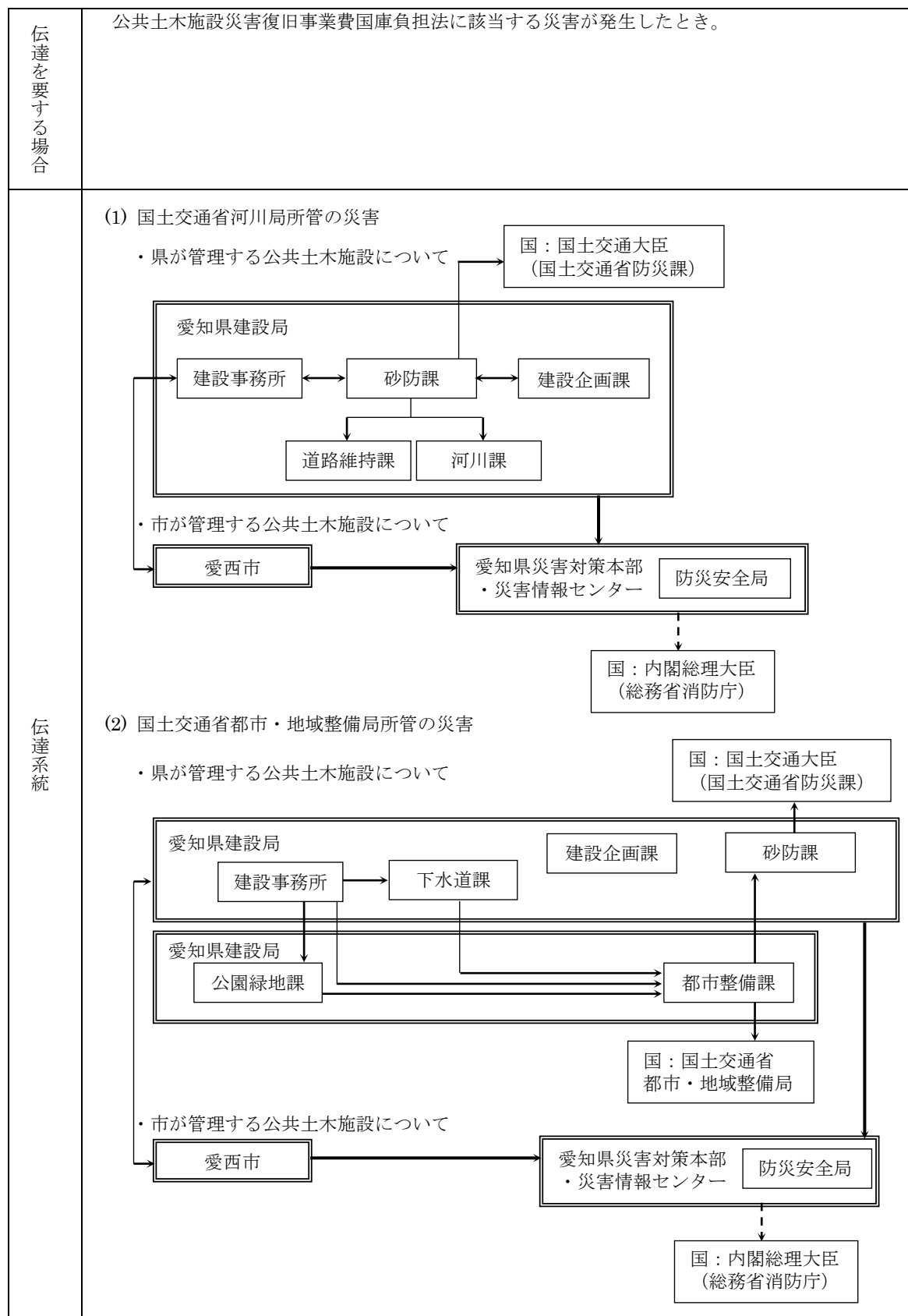
4 鉄道施設被害



5 水道施設被害



6 公共土木施設被害



3-4 被害認定基準

県防災安全局防災部災害対策課

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1 か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1 か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。)
	全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
その他	公共建物	市役所・支所、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
その他	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。

被害区分		認定基準
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	(通行不能)	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾 漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。

被害区分		認定基準
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路及び港湾とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

4 避難に関する資料

4-1 指定緊急避難場所・指定避難所

番号	施設名	指定緊急避難場所※ ¹			指定避難所※ ¹
		洪水災害	地震災害	浸水・津波災害	
01	開治小学校（校舎）	○	運動場	○	○
	開治小学校（体育館）	○	—	○	
02	八開総合福祉センター	2階以上	—	○	○
03	八開地区コミュニティセンター	○	—	○	○
04	八開中学校（校舎）	○	運動場	○	○
	八開中学校（体育館、卓球室）	○	—	○	
05	八輪小学校（校舎）	2階以上	運動場	○	○
	八輪小学校（体育館）	×	—	○	
06	愛西工科高校（校舎）	2階以上	運動場	○	—
	愛西工科高校（体育館、武道場）	2階以上	—	○	
07	川渕地域防災コミュニティセンター	2階以上	—	○	○
08	西川端小学校（校舎）	2階以上	運動場	○	○
	西川端小学校（体育館）	×	—	○	
09	佐織西中学校（校舎）	2階以上	運動場	○	○
	佐織西中学校（体育館）	×	—	○	
10	草平小学校（校舎）	2階以上	運動場	○	○
	草平小学校（体育館）	×	—	○	
11	草平地域防災コミュニティセンター	○	—	○	○
12	町方地域防災コミュニティセンター	○	—	○	○
13	佐織公民館	2階以上	—	○	○
14	佐織中学校（校舎）	2階以上	運動場	○	○
	佐織中学校（体育館）	×	—	○	
15	佐織体育館	2階以上	—	○	○
16	佐織総合福祉センター	2階以上	—	○	○
17	北河田小学校（校舎）	○	運動場	○	○
	北河田小学校（体育館）	○	—	○	
18	藤浪地域防災コミュニティセンター	2階以上	—	○	○
19	勝幡小学校（校舎）	2階以上	運動場	○	○
	勝幡小学校（体育館）	×	—	○	
20	勝幡地域防災コミュニティセンター	2階以上	—	○	○
21	立田北部地区防災コミュニティセンター	○	—	○	○
22	立田北部小学校（校舎）	2階以上	運動場	2階以上	○
	立田北部小学校（体育館）	×	—	×	
23	立田中学校（校舎）	2階以上	運動場	2階以上	○
	立田中学校（体育館、武道場）	2階以上	—	2階以上	
24	立田体育館	2階以上	—	2階以上	○
25	立田南部小学校（校舎）	2階以上	運動場	2階以上	○
	立田南部小学校（体育館）	×	—	×	
26	立田南部地区防災コミュニティセンター	○	—	2階以上	○
27	旧佐屋北保育園	2階以上	—	2階以上	○
28	佐屋西小学校（校舎）	○	運動場	2階以上	○
	佐屋西小学校（体育館）	○	—	×	
29	佐屋中学校（校舎）	2階以上	運動場	2階以上	○
	佐屋中学校（体育館）	×	—	×	

番号	施設名	指定緊急避難場所※1			指定避難所※1
		洪水災害	地震災害	浸水・津波災害	
	佐屋中学校（武道場）	2階以上	—	2階以上	
30	佐屋小学校（校舎）	2階以上	運動場	2階以上	○
	佐屋小学校（体育館）	×	—	×	
31	中央図書館	2階以上	—	2階以上	○
32	文化会館	2階以上	—	2階以上	○
33	佐屋中央保育園	2階以上	—	2階以上	○
34	垣見鉄工アリーナ（親水公園総合体育館）	○	—	○	○
35	市江地区コミュニティセンター	2階以上	—	2階以上	○
36	市江小学校（校舎）	2階以上	運動場	2階以上	○
	市江小学校（体育館）	×	—	×	
37	佐屋高校（校舎）	2階以上	運動場	2階以上	—
	佐屋高校（体育館）	×	—	×	○
38	西保地区防災コミュニティセンター	○	—	○	○
39	佐屋老人福祉センター	2階以上	—	2階以上	○
40	永和地区公民館	2階以上	—	2階以上	○
41	永和小学校（校舎）	2階以上	運動場	2階以上	○
	永和小学校（体育館）	×	—	×	
42	永和中学校（校舎）	2階以上	運動場	2階以上	○
	永和中学校（体育館）	×	—	×	
	永和中学校（武道場）	×	—	×	
43	永和地区防災コミュニティセンター	2階以上	—	2階以上	○
44	永和保育園	2階以上	—	2階以上	○
45	清林館高校（校舎）	○	運動場	○	—
	清林館高校（体育館）	○	—	○	○

※1：「○」：施設の安全性が確保されている。（避難施設として可）

「—」：対象外とする。

「×」：施設の安全性が確保されない。（避難施設として不可）

「2階以上/運動場/屋上」等：施設の一部において安全性が確保されている。（避難施設として一部可）

ただし、洪水災害については、計画規模（L1）の想定となっている。想定最大規模（L2）の場合は市内全域が浸水するため広域避難を含め、早期の避難を検討する必要がある。

4-2 指定緊急避難場所（民間施設を含む。）

番号	施設名	指定緊急避難場所※1			指定避難所※1
		洪水災害	地震災害	浸水・津波災害	
01	木曽川高畑地区河川防災ステーション（愛西市八開水防センター）	—	屋外	—	—
02	佐織総合運動場（屋外）	×	○	—	—
03	ヨシヅヤ平和店（屋外等）	屋上・3階駐車場	—	屋上・3階駐車場	—
04	布目電機株式会社 佐織第3工場（屋外）	屋上	—	屋上	—
05	貝沼建設 花はすフィールドあいさい（屋外）	×	○	○	—
06	株式会社名古屋光商事	○	—	○	—
07	愛西ガーデン	○	—	2階以上	—
08	船頭平閘門管理所及び周辺施設（屋外等）	○	○	○	—
09	ヨシヅヤ佐屋店（屋外）	屋上駐車場	—	屋上駐車場	—
10	佐屋総合運動場（屋外）	○	○	○	—
11	佐川急便株式会社 佐屋営業所	2階以上	—	2階以上	—
12	ひまわり会館	2階以上	—	2階以上	—
13	メドライン・ロジスティクス・ジャパン合同会社 愛西物流センター	2階	—	2階	—
14	株式会社テクノ豊栄 本社ビル	3階	—	3階	—
15	津島高校	体育館	北側グラウンド	体育館・北側グラウンド	—
16	あいち海部農業協同組合北部営農センター	2階	—	2階	—
17	あいち海部農業協同組合永和支店	2階	—	2階	—
18	あいち海部農業協同組合佐屋支店	2階	—	2階	—
19	あいち海部農業協同組合立田支店	2階	—	2階	—
20	あいち海部農業協同組合八開支店	2階	—	2階	—
21	あいち海部農業協同組合佐織支店	2階	—	2階	—
22	あいち海部農業協同組合市江支店	2階	—	2階	—
23	鴻池運輸(株)愛西配送センター	事務所2階 休息室等	—	事務所2階 休息室等	—
24	日本通運(株)愛西ロジスティクス事業所	事務棟4階 会議室	—	事務棟4階 会議室	—
25	旧農村環境改善センター	—	駐車場	—	—
26	垣見鉄工(株)	倉庫2階 食堂等	—	倉庫2階 食堂等	—
27	(株)フジテックス	作業所 2階、3階	—	作業所 2階、3階	—
28	布目電機株式会社 愛西工場（屋外）	屋上	—	屋上	—
29	株式会社 三和スクリーン銘板	金型棟2階 食堂等	—	金型棟2階 食堂等	—

※1：「○」：施設の安全性が確保されている。（避難施設として可）

「—」：対象外とする。

「×」：施設の安全性が確保されない。（避難施設として不可）

「2階以上/運動場/屋上」等：施設の一部において安全性が確保されている。（避難施設として一部可）

ただし、洪水災害については、計画規模（L1）の想定となっている。想定最大規模（L2）の場合は市内全域が浸水するため広域避難を含め、早期の避難を検討する必要がある。

4-3 福祉避難所

(令和5年1月31日現在)

1 民間施設

地区名	施設名称	住所	電話番号	受入対象者		
				高齢者	障害者	高齢者 障害者
佐屋地区	グループホーム 悠縁	愛西市甘村井町勘十田割 21 番地 2	0567-24-7377	○		
	小規模多機能型居宅介護 事業所 悠縁			○		
	レストラン天王	愛西市内佐屋町西新田 46 番地 1	0567-26-3458			○
	アイディールケアホーム さや団欒	愛西市西保町六拾坪 41 番 地 1	0120-367-025	○		
	れいんぼうワークス	愛西市西條町相之江 119 番 地 1	0567-33-2211		○	
	株式会社ひまわりケアサ ービス	愛西市善太新田町十割下 1 番地 4	0567-32-3015	○		
	特別養護老人ホーム 愛 厚ホーム佐屋苑	愛西市大井町浦田面 268 番 地 2	0567-32-1777	○		
立田・八開地区	特別養護老人ホーム悠々 の里	愛西市小茂井町宮浦 64 番 地 1	0567-28-6618	○		
	明範荘養護老人ホーム 明範荘特別養護老人ホー ム	愛西市赤目町山之神 30 番 地 1	0567-33-3077	○		
	虹の里八開	愛西市給父町北部 24 番地	0567-37-3338		○	
佐織地区	ニチイケアセンター愛西	愛西市南河田町高台 87 番 地	0567-22-2711	○		
	デイサービス蓮香	愛西市北河田町蓮田 6 番地 1	0567-31-7746	○		
	リハビリデイ愛西げんき 倶楽部（サテライト）	愛西市北河田町郷西 257 番 地 2	0567-25-8803	○		
	ショートステイ・花水木	愛西市勝幡町緑町 48 番地	0567-24-6010	○		
	デイサービスセンター・ 花水木			○		
	特定施設 ピーターラビ ットの家	愛西市町方町二ツ橋 104 番 地	0567-28-5818	○		
	デイサービス アンの家	愛西市町方町二ツ橋 101 番 地 2		○		
	夢んぼ	愛西市町方町大山田 61 番 地 1	0567-25-5913		○	
	特別養護老人ホーム佐織 寿敬園	愛西市西川端町南須原 4 番 地 1	0567-37-3030	○		

2 公共施設

地区名	施設名称	住所	電話番号	受入対象者施設		
				高齢者	障害者	高齢者 障害者
佐屋地区	愛西の里「さや」	愛西市稲葉町米野 226 番地 1	0567-24-9383		○	
	佐屋西児童館	愛西市内佐屋町河原 73 番地 1	0567-26-9133			○
	佐屋老人福祉センター	愛西市大井町浦田面 297 番地	052-451-3838			○
立田地区	発達支援センター	愛西市石田町宮前 16 番地 1	0567-24-3955		○	
	愛西の里「たつた」	愛西市石田町宮前 19 番地	0567-24-6818		○	
			0567-33-3115	○		
	立田南部子育て支援センター	愛西市山路町小割 36 番地	0567-22-3663		○	
八開地区	開治子育て支援センター	愛西市下東川町河原 29 番地	0567-33-4150			○
	愛西の里「はちかい」	愛西市元赤目町東川並 100 番地	0567-33-3115		○	
佐織地区	北河田児童館	愛西市北河田町蓮田 8 番地 1	0567-28-0037		○	
	勝幡児童館	愛西市勝幡町五俣入 2206 番地 1	0567-25-2771		○	
	愛西の里「さおり」	愛西市大野山町山中 33 番地	0567-37-1166		○	

4-4 災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れ

大項目/中項目		項目	準備段階			初動(発災当日)	応急期(3日目まで)	復旧期(1週間まで)	
運営体制の確立	平時から実施すべき業務	1. 避難所運営体制の確立	●避難所支援班メンバーの選定(庁内・庁外) ●災害対策本部と避難所の連絡体制の確立	●各避難所に運営委員会を設置する ●避難所派遣職員が、災害ボランティア本部への派遣要請・調整業務を理解する	●避難所派遣職員が災害対策本部との通信訓練 ●避難所運営委員会で定期的な会議を実施する	●災害対策本部で避難所支援に関する話し合いを開催(必要に応じNPO・ボランティア等の参画) ●食事数の把握・要請	●行政職員の応援要請 ●ボランティアの派遣要請		※対応の終了時期は、災害の規模や個々の市町村によって異なる
		2. 避難所の指定	●災害想定に応じた避難所を確保 ●福祉避難所/スペースの確保 ●被害想定に応じた備蓄物資計画を作成	●指定避難所においてどの災害に適した避難所であるかの提示 ●協定等により支援専門職員を確保 ●飲料水・食料・携帯トイレ・簡易トイレ等を確保		●指定避難所以外の避難所の把握 ●車道避難者へエコノミクス症候群防止の周知を実施	●日帰りサービス施設等を確保		
		3. 初動の具体的な事前想定	●避難所における二次被災可能性の確認を実施 ●避難所運営マニュアルを作成・訓練を実施	●特殊ニーズ聞き取り票を作成 ●避難者、地域住民の役割分担を整理	●延焼火災の危険性・可能性の確認 ●女性の能力や意見を生かせる場を確保	●避難所開設前に二次被災可能性を確認			
		4. 受援体制の確立	●避難所からの要請が無くとも物資を届ける(プッシュ型)体制を実施 ●避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定検討	●災害ボランティアセンター設置の必要性を確認 ●被災ボランティアセンターへの対応を企業等に要請	●救護・巡回のための医師・看護師の要請 ●住民の受援力を高める施策を実施する	●備蓄物資を避難所へ配布	●多様なニーズに対応するためのボランティアを要請 ●行政職員の応援要請		
		5. 帰宅困難者・在宅避難者対策	●帰宅困難者対策の必要性を確認 ●在宅避難者の安否確認の方法を検討			●帰宅困難者の誘導 ●在宅避難者の安否確認を実施	●在宅避難者への生活支援		
大項目/中項目		項目	準備段階	初動(発災当日)	応急期(3日目まで)	復旧期(1週間まで)		復興期	
避難所の運営	基幹業務	6. 避難所の運営サイクルの確立	●避難所運営の実施手順の確立	●避難所の被害状況確認 ●危険個所のチェック ●立入禁止場所の表示	●避難所運営方針の決定 ●避難所運営ルールの確立 ●避難所運営会議(定例)を実施する(必要に応じNPO・ボランティア等の参画)				
		7. 情報の取得・管理・共有	●無線・衛星携帯電話等通信設備を確保 ●無線等情報機器のための電源を確保 ●マスコミ取材対応方法を検討 ●地域の被害状況の集約方法を検討	●避難所の周りの危険・被害を周知する	●避難者の安否照会対応(外部からの問合せ) ●避難所の開設状況を周知する ●災害対策本部からの情報周知 ●マスコミ対応	●携帯電話・スマートフォンの充電手段確保 ●ライフラインの復旧情報の確認・提供 ●生活支援情報を仕分け、わかりやすい掲示をする ●在宅避難者への支援情報の発信 ●見やすい掲示を心がける			
		8. 食料・物資管理	●物資供給計画の作成 ●在宅避難者用物資の配布体制を確保	●地域資源(食料)の活用 ●備蓄物資の配布	●避難所・在宅避難者別に必要食料の報告 ●食料の数量管理、衛生的な保管状態	●炊出し実施のための調理器具や食料 ●暖かい食事の提供・栄養面に配慮 ●在宅避難者への食料・物資配布 ●個人属性に応じた栄養面への配慮			
		9. トイレの確保・管理	●災害用トイレの確保・管理計画を作成 ●災害時の水洗トイレの使用ルールを作成 ●汲み取り業者との協定締結 ●手洗い用の水・石鹸を確保 ●備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する	●既設トイレの使用可能な個室(便器)を確認 ●生理用品等を確保する ●トイレの使用ルールの周知・掲示 ●手指消毒液を確保 ●防犯対策としてトイレの中と外に照明を設置 ●トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握	●トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する ●使用済み携帯トイレ(便袋)の保管場所を確保する ●避難所の汲み取り計画(回収場所・順序・回数)を作成する	●高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する ●感染症が出た時の専用トイレ確保 ●人口肛門・人口膀胱保有者のための器具交換スペースを検討する			
	健康管理	10. 衛生的な環境の維持	●ゴミの集積場所を決める ●食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法	●手洗い方法の周知徹底		●トイレの衛生的な管理、汚物の回収 ●炊出し等調理する人の健康チェック			
		11. 避難者の健康管理	●避難者の健康管理シートの作成 ●感染症予防の重要性を確認	●感染症への対応(感染症の予防) (インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒) ●避難所の換気	●暑さ・寒さ対策	●心のケア専門職ボランティアの巡回・派遣体制 ●持病への対応(持病の悪化防止) ●健康相談窓口の確保(健康相談・管理)			
		12. 寝床の改善	●床に直接寝ることでの病気になる可能性を知る	●毛布の配布	●段ボールベッド等簡易ベッドの設置				
	よりよい環境	13. 衣類		●避難者の属性に応じた下着類の確保	●体や季節に合った衣類の確保	●洗濯場(洗濯機・乾燥機)の確保			
		14. 入浴	●旅館・銭湯など民間事業者との協定締結	●水害・土砂災害などで汚水に侵された時は汚れ落としを実施		●シャワーや風呂の確保			
	ニーズへの対応	要配慮	15. 配慮が必要な方への対応	●避難者の潜在可能性の検討を実施する(配慮が必要な人の避難所での滞在可能性検討)	●配慮が必要な人の把握	●避難者同士の見守り体制を確保する ●外国語の対応	●施設、病院への入院、入所の検討 ●福祉避難所へ移動・専門施設への入所を検討 ●ボランティアニーズの把握	●心のケアイベント・サロン活動等	
16. 女性・子どもへの配慮			●女性、妊産婦などが避難生活をする際に備えるべきことを確認	●授乳室/スペースの設置 ●女性特有の物資(生理用品等)の確保		●安心して話せる場所の確保			
安全安心		17. 防犯対策	●地域の防犯対策を実施する	●自衛(夜間一人では行動しない)	●警察による警戒の要請	●警察の避難所巡回、犯罪相談窓口の開設			
		18. ペットへの対応	●ペットの滞在ルールの確立を検討する			●ペットの滞在ルールの確立			
避難所の解消		19. 避難所の解消に向けて	●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討 ●ライフライン等事業者との連絡体制強化		●退所目途の把握	●生活再建支援情報の周知 ●避難者の状態に応じて二次避難所(ホテル・旅館等)への移動 ●学校の場合授業再開に向けた話し合い	●避難所の解消日を検討・周知		

4－5 避難所運營業務のための連携協働体制（例）

				役割分担凡例 ★主担当 ◎担当 ○支援 ◆連携協働先																													
大項目	中項目	担当 項目		市町村災害対策本部・避難所支援班																				各避難所の運営本部									
				防災担当	福祉総括担当	災害救助法所管担当	障害者担当	高齢者担当	母子・乳児担当	外国人担当	男女共同参画担当	保健担当	医療担当	上水道担当	浄化槽・し尿処理担当	下水道担当	衛生（ゴミ処理）担当	ペット対策担当	商工担当（物資担当）	防犯担当	ボランティア担当	営繕・建築担当	教育委員会（施設の事務局）	施設管理者	避難所派遣職員	他自治体からの応援職員	都道府県	警察	避難者（在避難所）	地域住民（支援者）	医療・福祉事業者等	NPO・ボランティア	社会福祉協議会（災害ボランティア本部）
運営体制の確立	平時から実施すべき業務	1	避難所運営体制の確立	★	★	○	○	○	○	○	○	◎	◎		◎	○	◎		○	○	◎		○	★	◎		○	○		◆	◆	◆	◆
		2	避難所の指定	★	◎						○	○	○	○					○		○		○	○	○		○				◆	◆	◆
		3	初動の具体的な事前想定	★	○						○	○	○	○					○		○	○	◎	○	★					◆		◆	◆
		4	受援体制の確立	★	◎					○	○		○				○				★			○	★	○	○		★	◆		★	★
		5	帰宅困難者・在宅避難者対策	★	○					○	○																○	○					
避難所の運営	基幹業務	6	避難所の運営サイクルの確立	◎	★	○	○	○	○	○	○	○						○		○		◎	★	★	○			★	★		◆	◆	
		7	情報の取得・管理・共有	★	○	○	○	○	○	○												○	○	★	○	○		◆	◆		◆	◆	
		8	食料・物資管理	○	○				○	○			○					★					○	◎	○	○		★	◆		◆	◆	
		9	トイレの確保・管理	◎		○	○	○	○	○	○	◎		○	★	★	◎		○	○		○	○	◎	◎			★	◆		◆		
	健康管理	10	衛生的な環境の維持	◎		○					★	○	○	◎	◎	○	○	○					◎	○	○	○		★	◆	◆	◆	◆	
		11	避難者の健康管理	○		○			○	○	○	★	★				○						○		○	○		◆		◆	◆	◆	
		12	寝床の改善			○		○				○	○					○													★		
	よりよい環境	13	衣類			○						○	○					★															
14		入浴		○	○						○	○					★								○						◆		
ニーズへの対応	要配慮	15	配慮が必要な方への対応	○	★	○	★	★	★	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○			○		★	◆	◆	◆	◆
		16	女性・子供への配慮		★		○		★			○	○							○			○			○		★	◆	◆	◆	◆	
	安心安全	17	防犯対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	★	★	○	○	○	★		○	○	★	◆		◆	◆	
		18	ペットへの対応														★			○			○	○				★			◆	◆	
避難所の解消		19	避難所の解消に向けて	★	★		○		○	○		○					○	◎		○	◎	○	★	◎	○	○		★	◆			◆	
注意事項																																	
○大規模災害時の市町村災害対策本部の業務の中で、避難所運営に関連する業務を19項目に分けて記載しました。市町村の規模・組織構成等に応じて、担当欄・役割分担等を修正し、使用してください。																																	
○市町村災害対策本部・避難所支援班の担当は、市町村の通常業務の担当（課）をイメージしています。これは、災害対策本部設置時の所掌事務で担当を割り振ろうとすると、平時に用意しておくべき帳票の作成や管理等を、各担当職員が自分の役割として認識できない恐れがあるためです。																																	
○各項目に、主担当、担当、支援に分けて記載することにより、その業務を行うためには、多数の部署（担当）が関わることが一目でわかります。また、支援担当となった担当は何を支援するべきかを考え、行動することも可能となります。																																	

出典：「避難所運営ガイドライン（抜粋）」（平成28年4月 内閣府）

5 防災活動拠点、緊急輸送に関する資料

5-1 防災活動拠点

(令和4年4月1日現在)

1 地区防災活動拠点

施設名	所在地 (緯度経度)	面積 ha	付帯施設	備考	注1	注2	注3	施設管理者	施設電話番号
佐屋総合運動場	金棒町東20-1 (N35° 09' 10" E136° 44' 56")	3.1	管理棟	駐車場215台	大			市	0567-31-2911
貝沼建設 花はす フィールドあいさい	早尾町草場68 (N35° 11' 34" E136° 41' 37")	3.2	管理棟	多目的グラウンド、 駐車場130台	へ				0567-55-7138
木曽川高畑地区 河川防災ステーション	給父町北部13 (N35° 13' 39" E136° 41' 07")	1.2	水防セン ター	駐車場50台	へ			市、国土交通省	0567-37-3678
佐織総合運動場	鷹場町孫田1-1 (N35° 12' 12" E136° 42' 28")	2.7	管理棟	駐車場237台	大			市	0567-37-2166

2 地域防災活動拠点

地域名	市町村名	施設名	所在地 (緯度経度)	面積 ha	付帯施設	備考	注1	注2	注3	施設 管理者	施設電話番号
海 部	弥富市	海南こどもの国	弥富市鳥ヶ地町二反田1238 (N35° 05' 43" E136° 45' 25")	11.1		駐車場 1,100台	へ			県	0567-52-1515

3 広域防災活動拠点

地域名	市町村名	施設名	所在地 (緯度経度)	面積 ha	付帯施設	備考	注1	注2	注3	施設 管理者	施設電話番号
県西部	弥富市	海南こどもの国	弥富市鳥ヶ地町二反田1238 (N35° 05' 43" E136° 45' 25")	11.1		駐車場 1,100台	へ			県	0567-52-1515

4 中核広域防災活動拠点

地域名	市町村名	施設名	所在地 (緯度経度)	面積 ha	付帯施設	備 考	注1	注2	注3	施 設 管理者	施設電話番号
全 県	長久手市	愛・地球博 記念公園	長久手市茨ヶ廻間 (N35° 09' 59" E137° 05' 15")	151.5	地球市民 交流セン ター	野球場、多目的広 場、温水プール・ア イススケート場、大 芝生広場、駐車場 1,998台	大			県	0561-64-1130 0561-64-1150

5 航空広域防災活動拠点

地域名	市町村名	施設名	所在地 (緯度経度)	面積 ha	付帯施設	備 考	注1	注2	注3	施 設 管理者	施設電話番号
全 県	豊山町	県営名古屋空 港	大字豊場 (N35° 15' 18" E136° 55' 28")	172.2		滑走路、ヘリパット (航空機を使用した 輸送のみに限定)	大			県航空 対策課	0568-29-1603

6 臨海広域防災活動拠点

地域名	市町村名	施設名	所在地 (緯度経度)	面積 ha	付帯施設	備 考	注1	注2	注3	施 設 管理者	施設電話番号
名古屋・ 海部・ 知多	名古屋市	名古屋港 潮風埠頭 28・29号岸 壁	港区潮風町 (N35° 04' 27" E136° 51' 40")	5	A～F 荷 捌き地	耐震強化岸壁（－7.5 m）1バース130m 耐震強化岸壁（－10 m）. 1バース185m	へ			名港管 理組合	052-654-7818
	名古屋市	名古屋港 大江埠頭 38号岸壁	港区大江町 (N35° 5' 22" E136° 53' 26")	1	A・B 荷 捌き地	耐震強化岸壁（－10 m）. 1バース185m	へ				

7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点

地域名	市町村名	施 設 名	所在地 (緯度経度)	面積 ha	付帯施設	備 考	注1	注2	注3	施 設 管理者	施設電話番号
県西部	愛西市	ゼロメートル地帯広 域防災活動拠点(木 曽三川下流域Ⅰ)	大井町浦田面268 (N35° 08' 41" E136° 44' 52")	1.3	ヘリポート、 救出・救助ボ ート船着場、 防災倉庫		大			県災 害 対策課	052-954-6193

注1：(へ)へり可能, (大)大型へり可能、注2：(防)防火水槽, (貯)耐震性貯水槽、注3：(避)避難所指定 （資料：愛知県地域防災計画）

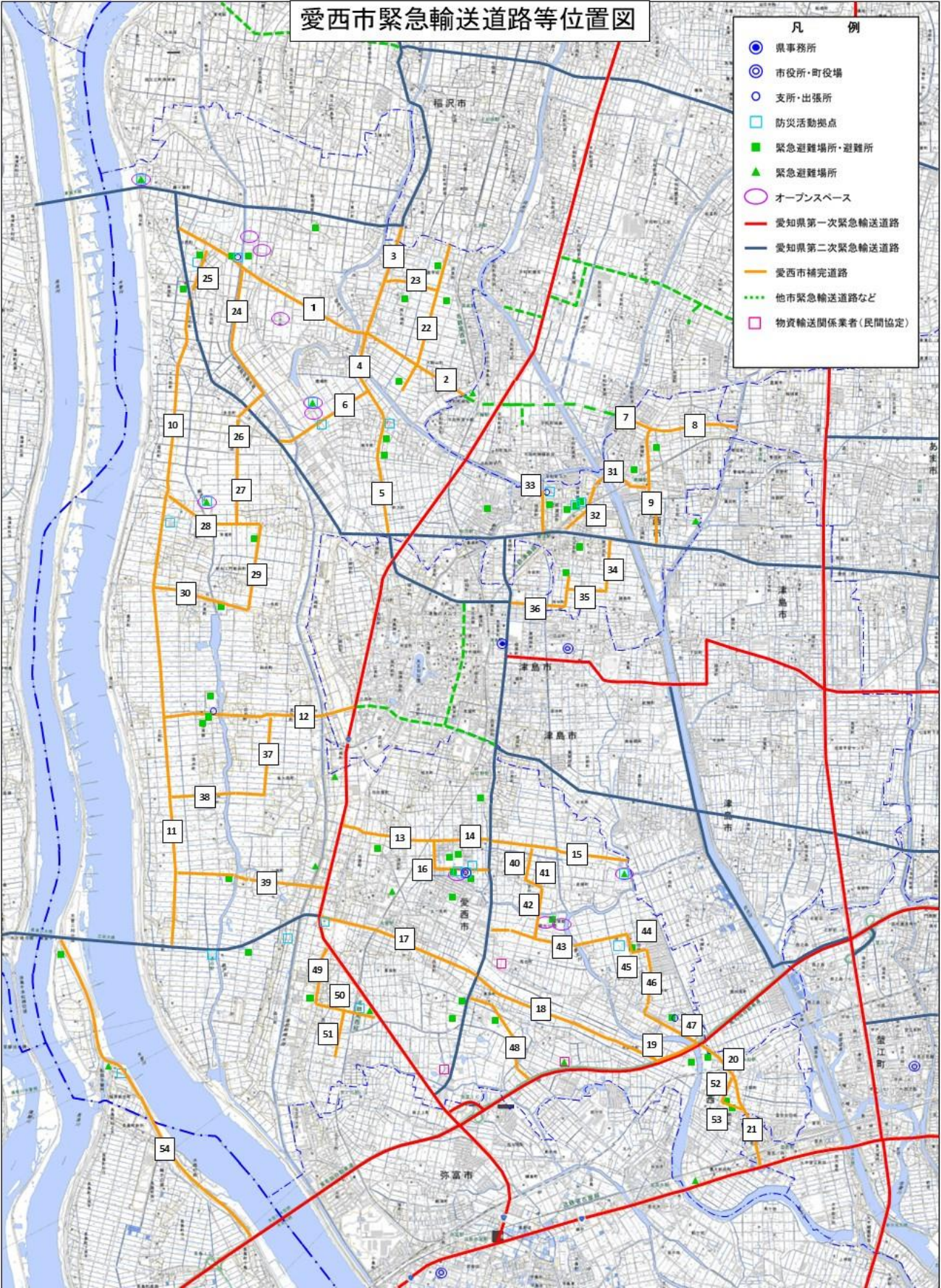
5-2 救援物資集積拠点

集 積 場 所	住 所	電 話 番 号
道の駅ふれあいの里H A S Uパーク	森川町井桁西27	0567-97-3918
J A あいち海部レンコンセンター	早尾町晩稲場36-1	0567-23-3363
佐川急便株式会社 佐屋営業所	本部田町鴨田 58-1	0567-32-4491
栄進物流株式会社	西條町大池 57-1	0567-33-0511

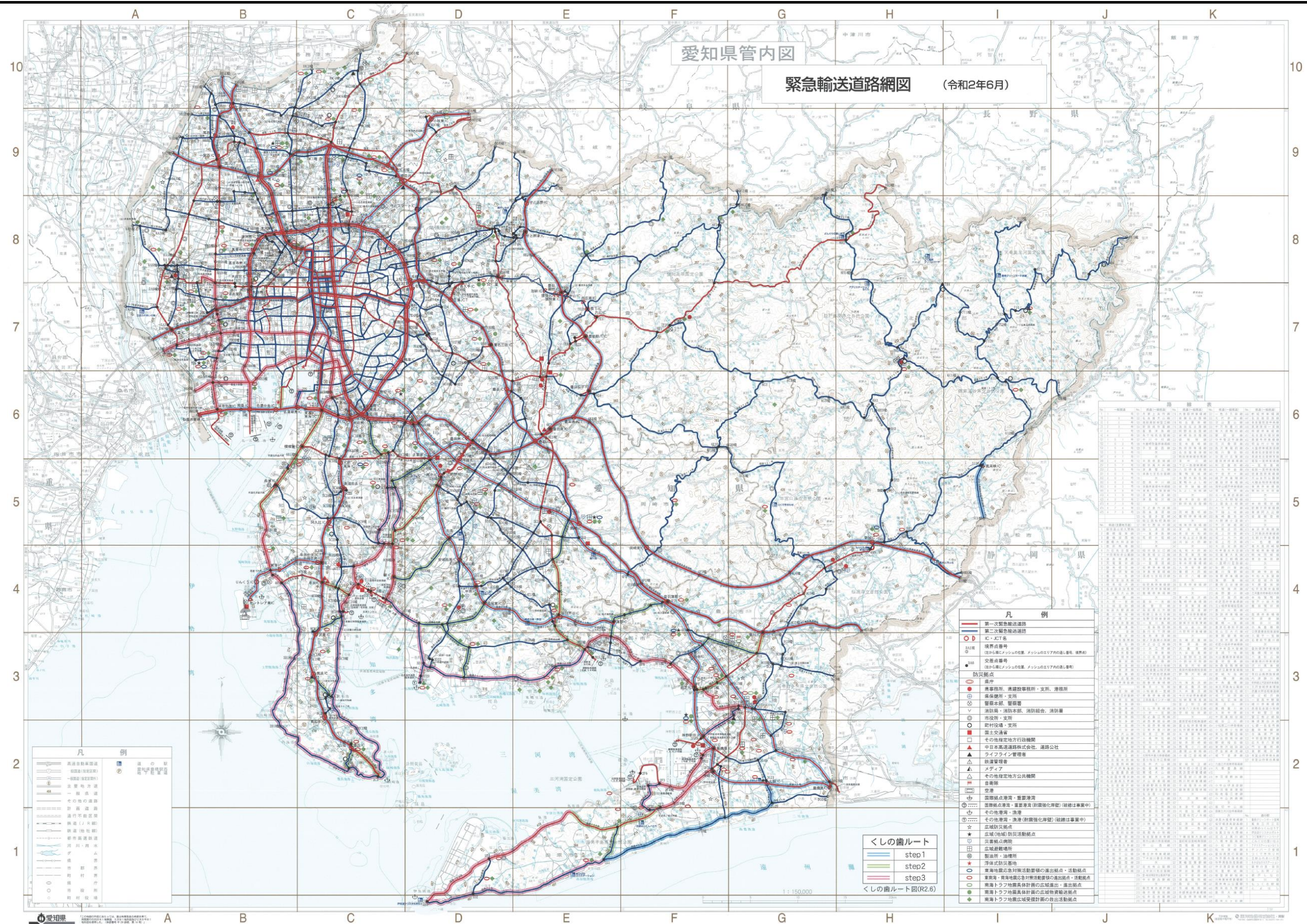
5－3 緊急輸送道路補完道路

路線 番号	道路名称	位置（起点～終点）
1	一般県道給父西枇杷島線	江西町～西川端町
2		西川端町～大野山町
3	一般県道一宮津島線	西川端町～西川端町
4		西川端町～西川端町
5		西川端町～町方町
6	市道17号線	西川端町～赤目町
7	一般県道給父西枇杷島線	勝幡町～勝幡町
8		勝幡町～勝幡町
9	市道13号線	勝幡町～古瀬町
10	市道2号線	立石町～三和町
11		三和町～立田町
12	市道21号線	三和町～宮地町
13	市道157号線	内佐屋町～須依町
14		須依町～稲葉町
15		稲葉町～金棒町
16	市道1258号線、 市道24号線	須依町～稲葉町
17	一般県道佐屋多度線	佐屋町～西條町
18	一般県道佐屋多度線、 主要地方道名古屋蟹江線	西條町～大井町
19	一般県道佐屋多度線	大井町～大井町
20	一般県道佐屋多度線、 主要地方道名古屋蟹江線、 一般県道大藤永和停車場線	大井町～大野町
21	一般県道大藤永和停車場線	善太新田町～善太新田町
22	市道7号線	渕高町～西川端町 西川端町～大野山町
23	市道16号線	西川端町～西川端町
24	広域農道	元赤目町～立石町 立石町～赤目町
25	市道6060号線	江西町～高畑町
26	市道6274号線	赤目町～赤目町
27	市道5004号線	早尾町～早尾町
28	県道津島海津線	早尾町～早尾町
29	市道4号線	早尾町～下一色町
		下一色町～四会町

路線 番号	道路名称	位置（起点～終点）
30	県道津島立田海津線	四会町～新右エ門新田町 新右エ門新田町～戸倉町 戸倉町～葛木町
31	市道20号線	勝幡町～小津町
32	県道津島稲沢線	小津町～北河田町 北河田町～諏訪町
33	市道9号線	諏訪町～諏訪町
34	市道12号線	南河田町～諸桑町
35	市道127号線	諸桑町～持中町
36	市道10号線	持中町～持中町
37	市道5号線	宮地町～雀ヶ森町
38	市道155号線	雀ヶ森町～小茂井町
39	市道25号線	山路町～三和町
40	市道138号線	金棒町～甘村井町
41	市道158号線	甘村井町～稲葉町
42	市道139号線	稲葉町～落合町
43	市道25号線	大井町～落合町
		落合町～稲葉町
		稲葉町～北一色町
44	市道3003号線	大井町～大井町
45	市道3018号線	大井町～大井町
46	市道158号線	大井町～大井町
47	市道30号線	大井町～大井町
48	県道子宝愛西線	東條町～東條町
49	市道132号線	西保町～西保町
50	市道163号線	東保町～西保町
51	市道133号線	西保町～西保町
52	市道146号線	大井町～鰯江町
53	市道167号線	鰯江町～大野町
54	県道立田長島インター線	立田町～福原新田町



5-4 くしの歯ルート



6 救援（食料・給水・資器（機）材等）に関する資料

6-1 主な食料及び資器（機）材の備蓄状況

(令和6年4月1日現在)

品目	単位	数量	品目	単位	数量
フリーズドライ食品	食	89,250	紙おむつ（大人用）	枚	4,296
アルファ米	食	30,650	給水用水袋	枚	23,800
即席粥	食	6,500	ガソリン保存缶	本	436
ビスケット	個	6,336	発電機	機	74
クラッカー	バック	5,180	投光器	基	70
えいようかん	小袋	5,100	コードリール	巻	66
飲料水	本	63,456	災害用トイレ	基	307
食器セット 100 人用	箱	907	災害用移動炊飯器	台	28
毛布	枚	12,434	ろ過・ろ水機	機	11
トイレ凝固剤（50 セット）	箱	720	避難所間仕切ボード	セット	262
トイレ凝固シートセット （200 回分）	箱	301	舟艇（消防団管理含む）	舟	55
トイレットペーパー（48 巻）	箱	249	ブルーシート	枚	127
生理用品（昼用）	枚	24,192	折りたたみリアカー	台	53
生理用品（夜用）	枚	21,168	災害用救助工具	セット	55
紙おむつ（子ども用）	枚	6,132	組立式テント	張	28

6-2 日赤救護用資器（機）材

(平成28年3月31日現在)

資機材の種類	佐 屋	立 田	八 開	佐 織	合 計
移動炊飯器（両用）	1			2	3
移動炊飯器（LPG）	1	1			2
災害用簡易組立トイレ		1		1	2
折り畳みベッド		1		1	2
天幕	6	5		13	24
救護資機材保管庫			2	5	7
投光器付発電機	4	7	2	1	14
車椅子	12	1	1	11	25
特定小電力トランシーバー		2	2	1	5
携帯用拡声器		1		1	2
折り畳み机	10		4		14
担架	9		4	2	15
折り畳み椅子		1			1
ランタン				1	1
ラジオ付強力ライト	5	2		4	11
ブルーシート	10		18		28

資機材の種類	佐 屋	立 田	八 開	佐 織	合 計
ゴムボート		1		1	2
折り畳みリヤカー	1			2	3
避難所用簡易間仕切り＋暖ボール畳			15	30	45
バルーン投光器				2	2
レスキュー			4		4
プライベートルーム			7	13	20
災害緊急避難用マット				1	1
携帯用トイレ				3	3

(資料：市社会福祉課)

6－3 上水道施設一覧（配水能力）

管理者	愛西市		
施設名称	佐織中部浄水場	佐織西部浄水場	八開浄水場
住所	諏訪町郷浦62	草平町川田91	江西町宮西30-2
給水区域	佐織地区		八開地区
取水能力	1,450m ³ /日	950m ³ /日	400m ³ /日（休止中）
配水能力	12,500m ³ /日		2,400m ³ /日
配水池・m ³	2池・2,500m ³ ×2	1池・160m ³	1池・1,000m ³
配水ポンプ	4台	2台	4台
水源	県営水道水及び深井戸	深井戸	県営水道水及び深井戸（休止中）
深井戸	1井	1井	1井（休止中）

管理者	海部南部水道企業団		
施設名称	立田受水場 （受水池）	立田配水場 （配水池）	佐屋配水場 （配水池）
住所	早尾町西立切29-1	早尾町西立切80	西條町大池180
給水区域	立田・佐屋地区		
配水能力	－	12,500m ³ /日	16,900m ³ /日
配水池・m ³	2池・7,700m ³	1池・2,300m ³	2池・14,705m ³
配水ポンプ	－	4台	4台
水源	県営水道	県営水道	県営水道
深井戸	－	－	－

6－4 応急給水用資器（機）材

(令和6年10月1日現在)

	容量等	給水タンク車		給水タンク車なし		ポリ容器			水袋
		1.8t	2.0t	1.0t	2.0t	10.0ℓ	18.0ℓ	20.0ℓ	6.0ℓ
愛西市	数量		1	2				53	4,000
海部南部 水道企業団	数量	1	1	9	1	50	384		15,100

(資料：愛知県地域防災計画)

6-5 応急給水支援設備の設置

1 愛西市水道事業

設置場所	住所	県水空気弁設置番号	器具保管場所	給水方法
佐織体育館	諏訪町郷東 75	津幹 A 1 5	設置場所と同	仮設給水
佐織中学校	諏訪町郷 167	津幹 A 1 6	設置場所と同	仮設給水
佐織公民館	諏訪町郷西 456-1	津幹 A 1 7	設置場所と同	仮設給水
佐織総合福祉センター	小津町観音堂 27	津幹 A 1 4	佐織中部浄水場	仮設給水
草平小学校	草平町北田名 57	津幹 A 3 4	八開浄水場	運搬給水
八開中学校	江西町川原 11	津幹 A 4 2	八開庁舎	運搬給水
八開庁舎	江西町大縄場 151-1	八支 A 2	設置場所と同	仮設給水

2 海部南部水道企業団

設置場所	住所	県水空気弁設置番号	器具保管場所	給水方法
立田北部地区防災コミュニティセンター	早尾町野薮 11-1	海部支 A 3	設置場所と同	仮設給水
消防本部	西保町西川原 25	第2津幹 A 7 4	設置場所と同	仮設給水
佐屋西小学校	内佐屋町河原 136	第2津幹 A 8 0	設置場所と同	仮設給水
西保地区防災コミュニティセンター	西保町北川原 23-13	第2津幹 A 6 4	設置場所と同	運搬給水
立田体育館	小茂井町松下 5	第2津幹 A 8 8	設置場所と同	運搬給水
立田南部小学校	山路町小割 7	第2津幹 A 7 5	設置場所と同	運搬給水
永和地区防災コミュニティセンター	鰯江町郷裏 147	第2津幹 A 2 9	設置場所と同	運搬給水

※器具： 応急給水支援設備に係る器具、保安設備等を指し、県水送水管上に設けられている空気弁に、スタンドパイプとホースを直結し、仮設または運搬給水を行う。

6-6 災害用井戸の所有者

番号	所 在	事 業 所 名
1	東條町	昭和橋宇部生コンクリート株式会社 佐屋工場
2	大井町	永和温泉開発株式会社
3	大野町	エイワ石油有限会社
4	北一色町	池口 喜孝
5	落合町	近藤 博
6	西保町	佐藤 芳和
7	東條町	服部 敏雄
8	柚木町	服部 佑
9	西條町	横井 一雄
10	落合町	近藤 浩之
11	善太新田町	株式会社 丸富
12	葛木町	加藤 清夫
13	小茂井町	佐藤 武夫
14	早尾町	鈴木 茂成
15	石田町	中野 昌則
16	早尾町	浜田 元
17	石田町	古野 正史
18	早尾町	水野 昌則
19	葛木町	安田 弘史
20	赤目町	田中 忠行
21	二子町	浅井 渡（新田簡易水道）

7 医療に関する資料

7-1 災害拠点病院

(令和5年4月1日現在)

分類	医療圏内	病院名	所在地
基幹災害拠点病院	尾張東部医療圏	藤田医科大学病院	豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98
		愛知医科大学病院	長久手市岩作雁又1-1
地域中核災害拠点病院	海部医療圏	厚生連海南病院	弥富市前ヶ須町南本田396
地域災害拠点病院	海部医療圏	津島市民病院	津島市橘町3-73

(資料：愛知県地域防災計画)

7-2 救急病院・救急診療所

(津島保健所管内)

(令和5年10月1日現在)

名称	所在地	郵便番号	診療科目	電話番号	備考(一般・療養病床)
津島市民病院	津島市橘町3-73	496-0038	内、小児、外、整外、脳外、皮膚、眼、産婦、耳鼻、放射、泌尿、循環、呼吸、神内、消化、口腔、リハ、麻酔、形外	0567-28-5151	352
あま市民病院	あま市甚目寺畦田1	490-1111	内、小児、外、整外、脳外、産婦、眼、耳鼻、リハ、放射、麻酔	052-444-0050	180
愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院	弥富市前ヶ須町南本田396	498-0017	内、小児、外、耳鼻、整外、脳外、皮膚、泌尿、産婦、眼、リハ、放射、呼内、精神、循内、消内、神内、リウ、麻酔、形外、心臓、口腔、糖内、腎内、血内、老内、緩内、腫内、乳内、病診	0567-65-2511	540
医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院	海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下65-14	497-0052	内、神内、整外、リウ、リハ、老内	0567-96-2000	118

(資料：愛知県地域防災計画)

7-3 市内の医療機関

(令和6年12月1日現在)

名 称	所 在 地	診療科目	電話番号	病床数
医療法人永好会 加賀医院	大井町七川北33	内、小、消、リハ	0567-31-0036	
角鹿医院	須依町庄屋敷76-1	内、皮、外、リハ、胃	0567-28-0135	
後藤クリニック	南河田町高台2-1	内、リウ、外、整外、 リハ、放	0567-28-3005	
医療法人 服部内科診療所	古瀬町郷浦52	内、小	0567-25-5555	
山田内科医院	勝幡町出崎1238	内、小、他	0567-28-7500	
医療法人洋和会 横井クリニック	柚木町東田面1122-12	他、小、耳い	0567-28-0567	
マコト整形外科	北一色町昭和319	整外、皮、リハ、リ ウ、小外	0567-25-7733	
真野眼科	須依町砂山110	眼	0567-24-8818	
産婦人科佐屋クリニック	佐屋町宅地207	小、産婦、婦	0567-28-0311	
医療法人彰和会 おづクリニック	小津町観音堂3	内、こう、外、胃、皮 ひ、リハ	0567-28-2358	
谷本医院	戸倉町中屋敷6	内、小	0567-28-9888	
井口内科クリニック	北一色町昭和263-1	内、循、呼	0567-24-1175	
いくた整形外科クリニック	内佐屋町西新田81-1	整外、リハ、リウ	0567-25-9911	1
渡辺クリニック	佐屋町堤西107	内、皮、他	0567-22-6500	
もり耳鼻咽喉科	須依町大正33-1	耳い	0567-22-1687	
かみ形成外科	西保町北川原179-145	形外、美外、外、皮、 アレ	0567-22-2077	1
加藤クリニック	草平町草場115-2	内、外、小	0567-22-3000	
まえだこどもクリニック	勝幡町駅東141-1	小、アレ	0567-22-1211	
愛西市国民健康保険 八開診療所	江西町宮西43	内、消	0567-37-0351	
あき眼科クリニック	勝幡町駅東59	眼	0567-22-5445	
医療法人佳信会 あすかクリニック愛西	山路町西新田20	内、消内、循内、腎内	0567-24-1314	19
とみたハートクリニック	東保町権右44	内、循	0567-26-0207	
羽賀糖尿病・甲状腺内科	西保町堤外新田3514-1	内、糖内	0567-28-7700	
ひとみ眼科	西保町堤外新田3514- 28	眼、小眼	0567-55-7535	
鈴木整形外科	日置町本郷71	整外、外、リウ、リハ	0567-28-8838	
レディースケア和田クリニッ ク	大野町茶木58	産、婦	0567-33-1177	6
前田ホームクリニック	草平町江ノ田53-1	内、小、精	0567-23-2414	
山田ファミリークリニック	日置町山の池79	内、皮、ひ	0567-22-3323	
とみよしクリニック	善太新田町十二上79-1	皮、耳い、アレ、美皮	0567-32-1112	
のどか在宅クリニック	東保町西河原232 IZビル3階	内、脳内、老精	0567-23-6433	
とみよしこどもクリニック	善太新田町十二上68	小	0567-33-0015	
リハビリ・整形外科 385 クリニック	大野町郷西122-2	整、リハ	0567-69-8150	

市内の歯科医療機関

(令和6年12月1日現在)

名 称	所 在 地	診療科目	電話番号
石原歯科医院	佐屋町堤西29-3	歯	0567-24-4182
佐屋歯科医院	北一色町証文1	歯、小歯	0567-25-0909
サトウ歯科医院	北一色町北田面333-2	歯、小歯、歯外	0567-28-4182
加藤歯科	町方町五軒家東78	歯	0567-24-1188
ごとう歯科医院	南河田町高台75	歯	0567-24-2212
こばやし歯科	大井町六川北63	歯、小歯、矯正歯、歯外	0567-31-4455
大井歯科医院	大井町浦田面711	歯、小歯	0567-31-1113
キタガワ歯科	大野町山1706-104	歯、小歯	0567-31-3788
マコト歯科	北一色町昭和319	歯、小歯、歯外	0567-25-4171
あずま歯科	西保町西川原43-3	歯、小歯	0567-25-8885
医療法人太杉会 刈高歯科・小児歯科	刈高町八畝割38-2	歯、小歯	0567-37-1185
大鹿歯科医院	草平町中切44	歯、小歯	0567-28-8128
勝野歯科	東保町東河原591	歯、小歯	0567-24-1180
奥田歯科医院	勝幡町元池76	歯	0567-28-3234
タクミ歯科医院	南河田町八龍59-3	歯、小歯、矯正歯、歯外	0567-23-0630
下里歯科医院	日置町上川田88	歯、小歯、矯正歯	0567-24-7285
八開歯科医院	二子町定納236-1	歯	0567-37-3780
歯科英医院	石田町宮東82	歯	0567-22-2120
こうの歯科	大野町未145	歯、小歯	0567-31-4567
まえかわ歯科クリニック	大野町郷西194	歯、小歯、矯正歯、歯外	0567-33-0188
うらた歯科クリニック	柚木町山廻21-1	歯、小歯、矯正歯、歯外	0567-69-5905
いろどり歯科・こども歯科室	諏訪町中杵294-1	歯、小歯、矯正歯、歯外	0567-31-9222
よしだファミリー歯科	古瀬町郷裏71	歯、小歯、矯正歯、歯外	0567-22-3700
こうたろう歯科こども歯科	善太新田町十一下7	歯、小歯、矯正歯、歯外	0567-69-6480

(資料：東海北陸厚生局)

歯・・・歯科
 矯正歯・・・矯正歯科
 小歯・・・小児歯科
 歯外・・・歯科口腔外科

8 遺体の処理に関する資料

8-1 火葬場

名 称	所 在 地	電話番号	炉数（基）
愛西市総合斎苑	西保町寄之内2-1	0567-22-5211	4

（資料：愛知県地域防災計画）

9 清掃に関する資料

9-1 し尿処理施設

（令和3年3月31日現在）

事 業 主 体	電話番号	処理能力	関 係 地 域	所 在 地
海部地区環境事務組合	新開センター 0567-28-3810	135kℓ／日	津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村	津島市新開町2-212
	上野センター 0567-68-8641	250kℓ／日		弥富市上野町2-15

（資料：愛知県地域防災計画）

9-2 ごみ処理施設

（令和3年3月31日現在）

事 業 主 体	電話番号	処理能力	関 係 地 域	所 在 地
海部地区環境事務組合	八穂クリーンセンター 0567-68-6500	330 t／日	津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村	弥富市鍋田町八穂399-3

（資料：愛知県地域防災計画）

9-3 防疫用器具機材

（令和3年3月31日現在）

動力噴霧器	動力煙霧器	三兼機	薬剤散布機
2	2	1	1

（資料：愛知県地域防災計画）

10 文教に関する資料

10-1 市内の文化財

番号	指定別	種 別	名 称	指定年月日
①	国	重要無形民俗文化財	尾張津島天王祭の車楽舟行事	昭和55年2月1日
②	国	建造物	船頭平閘門	平成12年5月25日
③	国選択	無形民俗	勝幡オコワ祭	平成19年3月7日
④	国登録	建造物	鈴木家住宅	平成19年12月7日
(1)	県	彫刻	鋳鉄地藏菩薩立像	昭和35年6月2日
(2)	県	建造物	八幡社本殿	昭和41年10月12日
(3)	県	考古	奥津社の三角縁神獸鏡	昭和52年2月7日
			1 波文帯竜虎鏡	
			2 吾作銘四神四獣鏡	
			3 日月銘獸文帯四神四獣鏡	
(4)	県	有形民俗文化財	尾張津島天王祭の車楽	昭和59年2月27日
1	市	天然記念物	立田赤蓮根	昭和56年7月1日
2	市	史跡	水鶏塚	昭和60年3月26日
3	市	史跡	東海道佐屋路佐屋三里の渡址	昭和61年4月16日
4	市	史跡	佐屋海道址	昭和61年4月16日
5	市	史跡	津島天王祭 市江車車田址	昭和61年4月16日
6	市	史跡	大野城址	昭和61年4月16日
7	市	工芸	懸仏	昭和62年4月9日
8	市	無形民俗	管粥	昭和62年4月9日
9	市	史跡	佐屋代官所址	平成元年2月2日
10	市	考古	諸桑の古船(木片)	平成4年10月22日
11	市	工芸	鵜多須金刀比羅社太刀	平成12年2月17日
12	市	無形民俗	定納元服・オビシヤ	平成12年2月17日
13	市	彫刻	円空作木造薬師如来坐像	平成12年2月17日
14	市	歴史資料	横井也有俳句軸装	平成12年2月17日
15	市	彫刻	円空作木造観音像	平成12年2月17日
16	市	歴史資料	川北村免定	平成13年12月19日
17	市	歴史資料	北米移民の先駆者 “マルジマ コロンブス”の碑 附 銘板	平成16年4月22日
18	市	考古	東西野遺跡出土品	平成16年10月10日
19	市	考古	諸桑廃寺出土瓦	平成16年10月10日
20	市	無形民俗	勝幡オコワ祭	平成17年1月26日
21	市	史跡	西善太新田記念碑	平成17年3月4日
22	市	史跡	青樹英二翁記念碑	平成17年3月4日
23	市	建造物	明治天皇佐屋行在所の門 (加藤五左衛門本陣の門)	平成17年3月4日
24	市	彫刻	星大明社木造獅子頭	平成19年1月10日
25	市	彫刻	日置八幡宮木造獅子頭	平成19年1月10日
26	市	史跡	増穿鵜戸川碑	平成20年4月30日
27	市	天然記念物	東保八幡社クロマツ	平成20年7月1日
28	市	考古	八竜遺跡出土刳物桶	平成28年10月31日
29	市	彫刻	木造勝軍延命地藏菩薩立像 附 棟札等十八点	平成31年2月15日

番号	指定別	種 別	名 称	指定年月日
30	市	彫刻	木造薬師如来立像	令和2年3月26日
31	市	彫刻	厨子入木造聖観音菩薩立像	令和2年3月26日
32	市	彫刻	木造地藏菩薩坐像	令和2年3月26日

(資料：生涯学習課)

11 消防に関する資料

11-1 消防本部の現有消防力

(令和6年4月1日現在)

区 分 \ 種 別	消防吏員1人当り (102人)
面 積	0.65km ²
人 口	597人
世 帯 数	239戸

(資料：消防年報（愛西市消防本部）)

消防本部・署 配備消防車等一覧

消防本部・署			分 署		
車両名称	台数	備 考	車両名称	台数	備 考
水槽付ポンプ車	2	水1,500ℓ・泡原液40ℓ 照明1kw×2	水槽付ポンプ車	1	水1,500ℓ・圧縮空気泡 吐出装置付
中型ポンプ車	1	ホースカー積載	中型ポンプ車	2	ホースカー積載 うち1台4WD
救助工作車	1	クレーン2.9t・ウイン チ5t 照明装置4,000W	水槽車	1	水7,000ℓ・B2級可搬
はしご自動車	1	30m級（バスケット 付）4ws 先端屈折・水路管付	救急車	1	2B型高規格救急車
資機材搬送車	1	クレーン2.9t 可動式幌・パワーゲー ト付	指令車	1	
救急車	2	2B型高規格救急車	搬送車	1	
指令車	1				
指揮車	1				
広報車	3				
査察広報車	2				
連絡車	1				
マイクロバス	1				
団指令車	1				
搬送車	1				

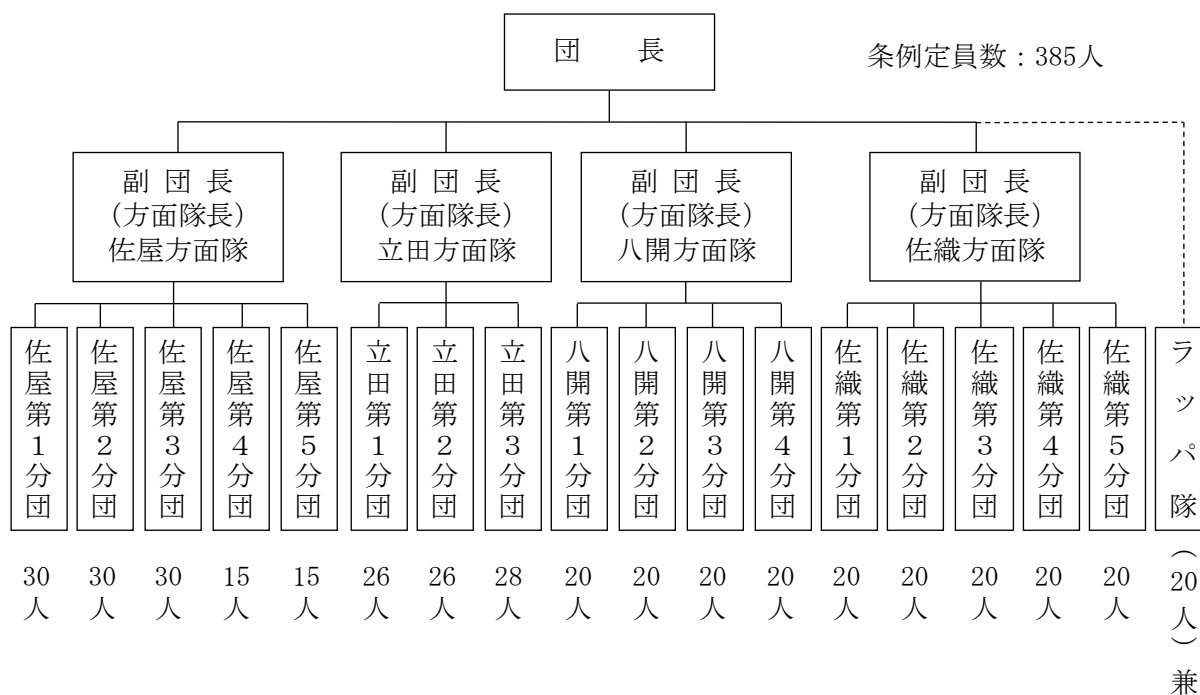
11-2 消防用水利の概要

(令和6年4月1日現在)

地区別 水利別	佐屋地区	立田地区	八開地区	佐織地区	合 計
消 火 栓	411	245	47	309	1,012
防 火 水 槽	155	39	71	99	364
プールその他	9	3	3	7	22
合 計	575	287	121	415	1,398

(資料：消防年報（愛西市消防本部）)

11-3 消防団組織図



11-4 消防団配置車両等一覧

区分 方面隊	機 械			舟 艇	
	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	合計	ゴム	アルミ
佐屋方面隊		5	5	5	5
立田方面隊		4	4	4	4
八開方面隊		4	4	4	4
佐織方面隊	1	4	5	5	5
合計	1	17	18	18	18

※立田第3分団は小型動力ポンプ付積載車を2台運用

12 気象・水防に関する資料

12-1 気象等観測施設

1 雨量、水位、風向・風速観測施設

(1) 愛知県水防テレメータシステム水位観測局 ★は水防警報（水位周知）基準観測局及び基準水位を表す。

水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	出動 水位	避難判 断水位	氾濫 危険水位	堤防 高
日光川	日光川	★古瀬	9/600	海部	愛西市古瀬町村前14番地先	TP m	-3.10	0.00	★0.90	★1.30	★1.50	★1.80	★2.00	3.04
		★戸苅	19/750	一宮	一宮市萩原町築込字西古川1	TP m	-0.46	0.00	★1.70	★2.30	★2.60	★2.90	★3.50	4.40
	善太川	善太	2/000	海部	海部郡蟹江町大字新千秋後東412-4地先	TP m	-5.50	0.00	—	—	—	—	-2.45	— 2.30
	目比川	目比	1/440	海部	津島市薬苅町字九日田489番地先	TP m	-2.20	0.00	0.70	1.10	1.60	—	2.03	2.80
	領内川	諏訪	0/670	一宮	稲沢市平和町勝幡新田地先	TP m	-2.98	0.00	0.50	0.80	1.10	—	1.50	2.50
		★祖父江	6/840	一宮	稲沢市祖父江町大牧三反田	TP m	-2.00	0.00	0.10	0.75	1.30	★1.60	★2.10	3.04

(2) 中部地方整備局

雨量観測所	水系名	観測所名	設置場所
	木曽川	船頭平	立田町福原

河川	観測所名	所在地（位置）	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発令者 (量水標管 理者)	対象団体
水位 観測所	木曽川	木曽成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (右岸24.4km付近)	4.40	5.80	6.40	8.95	11.4 9.3	木曽川下流 河川事務所 長 海部地区 水防事務 組合
		葛木	愛西市葛木町 (左岸18.3km付近)	5.00	6.40	6.90	9.89	10.8 11.9	
		弥富	弥富市小島町 (左岸8.8km付近)	4.10	4.70	5.10	7.24	8.9 7.9	
	長良川	長良成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (左岸25.4km付近)	3.00	4.50	5.60	7.42	10.1 9.5	

(3) 名古屋地方気象台

雨量観測所	水系名	観測所名	設置場所
	木曽川	愛西	江西町川原35 八開中学校

風向・風速観測所	観測所名	設置場所
	愛西	江西町川原35 八開中学校

(資料：愛知県地域防災計画)

2 地震計設置場所

観測点名称		設置場所	管理者
愛西	愛西市役所	稲葉町米野308	名古屋地方気象台
—	立田支所	石田町宮東68	愛知県
—	八開庁舎	江西町大縄場151-1（観測点）、155-1（モニター）	愛知県
—	佐織支所	諏訪町池埋500-1	愛知県

12-2 農業用排水機場

番号	機場名	管理主体名	排水機場の位置	ポ ン プ 規 模					排水量 m ³ /s
				口径 mm	ME別	型式	出力 KW, P S	台数	
1	立田	立田輪中悪水土地改良区	愛西市森川町弥佐屋敷3048	2,200	E	立軸斜流	1,200 P S	1	10.33
				1,000	M	立軸斜流	200KW	1	2.085
				1,000	M	立軸斜流	200KW	1	2.085
				2,200	E	立軸斜流	1,350 P S	1	10.33
2	立田輪中第2	立田輪中悪水土地改良区	愛西市森川町弥佐屋敷3048	1,500	M	立軸斜流	460KW	2	4.90×2
3	市場	日光川西悪水土地改良区	津島市中一色町市場275	1,200	M	チューブラ	90KW	2	2.27×2
4	市場新	日光川西悪水土地改良区	津島市中一色町字市場222	800	M	チューブラ	90KW	1	1.29
				1,200	M	チューブラ	200KW	2	3.00×2
5	大膳	日光川西悪水土地改良区	蟹江町大字蟹江新田字銭袋18-2	800	M	立軸斜流	110KW	2	1.5×2
6	善太（新）	日光川西悪水土地改良区	蟹江町大字新千秋字後東412-2	1,800	E	立軸斜流	581KW	3	7.83×3
7	善太第二	日光川西悪水土地改良区	蟹江町大字新千秋字後東412	1,650	M	立軸斜流	480KW	2	6.5×2
8	善太第三	日光川西悪水土地改良区	蟹江町大字新千秋字後東412	1,500	M	立軸斜流	440KW	2	5.45×2
9	越津	十三沖永悪水土地改良区	津島市越津町字新田86、87 津島市百町字みどり台244-2,245	1350	E	立軸軸流	273KW	1	4.2
10	十三沖永越津	十三沖永悪水土地改良区	津島市百町字みどり台243	1,500	M	横軸斜流	280KW	1	5.0
				1,500	M	横軸斜流	280KW	1	5.0
				800	M	横軸斜流	75KW	1	1.3
				400	M	水中	22KW	1	0.283
11	十三沖永神明	十三沖永悪水土地改良区	津島市中一色町字神明61	1,500	M	横軸斜流	310KW	2	4.7×2
				2,000	E	横軸斜流	920 P S	1	9.5
12	葉苺（西）	十三沖永悪水土地改良区	津島市葉苺町字南町126	400	M	立軸軸流	18.5KW	1	0.3
13	淵高	愛西市	愛西市淵高町河原	500	M	水中	37KW	1	0.50
14	新孫宝	孫宝排水土地改良区	弥富市四郎兵衛2-88	2,400	E	立軸斜流	1,200 P S	1	14.00
				2,400	M	立軸斜流	900KW	1	14.00
15	孫宝第2	孫宝排水土地改良区	弥富市四郎兵衛2-88	2,000	M	立軸斜流	630KW	1	9.9
				2,000	E	立軸斜流	900 P S	1	9.9
16	佐屋川	筏川地区湛水防除事業運営協議会	愛西市森川町梶島182	1,800	E	横軸斜流	720 P S	1	8.0
				1,350	M	横軸斜流	250KW	1	4.0
				400	M	横軸斜流	15KW	1	0.25
17	福原	立田村土地改良区	愛西市立田町福原276	600	E	横軸斜流	39KW	1	0.8
				350	M	水中渦巻	37KW	1	0.25
				400	M	立軸斜流	22KW	1	0.33
18	大縄場	勝幡地域排水機運営協議会	愛西市勝幡町塩畑	400	M	立軸斜流	22KW	1	0.33
19	勝幡	勝幡地域排水機運営協議会	愛西市勝幡町堅切	1,200	M	チューブラ	200KW	1	3.0
				800	M	チューブラ	90KW	1	1.33
				350	M	水中	19KW	1	0.26
20	佐折	勝幡地域排水機運営協議会	愛西市佐折町東川	300	M	立軸軸流	18.5KW	1	0.19
21	源左橋	勝幡地域排水機運営協議会	愛西市勝幡町堀田	400	M	立軸軸流	20KW	1	0.33
22	千引	勝幡地域排水機運営協議会	愛西市千引町長畑	600	M	立軸軸流	37KW	1	0.39
23	古瀬	勝幡地域排水機運営協議会	津島市宇治町字城38	1,000	E	横軸斜流	130KW	1	2.2
				700	M	横軸斜流	75KW	1	1.08
				400	M	水中	22KW	1	0.32
24	目比川河口	目比川流域排水対策協議会	愛西市諸桑町塩田22-7	2,000	E	立軸軸流	560 P S	3	10.0×3
25	根高	領内川用悪水土地改良区	愛西市町方町五軒家東69-1	1,350	M	立軸軸流	200KW	1	3.50
				900	M	立軸軸流	110KW	2	1.75×2
26	元足立	領内川用悪水土地改良区	愛西市草平町元足立	500	M	水中軸流	30KW	1	0.5
27	須ヶ脇第1	領内川用悪水土地改良区	愛西市草平町元足立11-37	350	M	水中軸流	15KW	1	0.25
				1,000	M	横軸斜流	150KW	1	2.5
28	須ヶ脇	領内川用悪水土地改良区	稲沢市平和町須ヶ脇752、753-2	800	E	横軸斜流	73KW	1	1.33
				400	M	横軸斜流	18.5KW	1	0.3
29	草平	領内川用悪水土地改良区	愛西市草平町元足立11-3	300	M	水中	11KW	1	0.18
30	川田	領内川用悪水土地改良区	愛西市草平町川田131	400	M	水中	22KW	1	0.37
				450	M	水中	22KW	1	0.47
31	西川端	領内川用悪水土地改良区	愛西市草平町阿原96-1、97、98	1,000	E	横軸斜流	129KW	1	2.25
				500	M	横軸斜流	30KW	1	0.5
32	西川端第2	領内川用悪水土地改良区	愛西市草平町字河原109	1,350	M	横軸斜流（押込式）	180KW	1	4.1
				700	M	横軸軸流（押込式）	40KW	1	0.9
33	鷹場	領内川用悪水土地改良区	愛西市二子町丸島136-1	800	M	横軸斜流	57KW	2	1.2×2
34	開治	領内川用悪水土地改良区	愛西市下東川町大崎56-1	1,000	M	横軸斜流	75KW	2	2.0×2
35	東川	領内川用悪水土地改良区	愛西市上東川町新七前115	900	E	横軸軸流	115 P S	1	1.65
				600	M	水中軸流	30KW	1	0.65
36	八開	領内川用悪水土地改良区	愛西市上東川町新七前115	400	M	水中軸流	22KW	1	0.37
				400	M	水中軸流	22KW	1	0.33
37	上兼	領内川用悪水土地改良区	愛西市西川端町上兼198	250	M	水中軸流	11KW	1	0.12
				250	M	水中汚水	11KW	1	0.12
38	五軒家	領内川用悪水土地改良区	愛西市町方町足立川2-12	300	M	水中軸流	11KW	1	0.18
				500	M	水中汚水	30KW	1	0.45
				100	M	水中汚水	3.7KW	1	0.02
39	下東川	領内川用悪水土地改良区	愛西市下東川町蔵之段105	250	M	水中	15KW	1	0.13
				400	M	水中軸流	22KW	1	0.36
40	鷹場第2	領内川用悪水土地改良区	愛西市二子町丸島147-1	1,200	E	横軸斜流	200 P S	1	3.0
41	開治第2	領内川用悪水土地改良区	愛西市下東川町大崎55	800	E	横軸斜流	75 P S	1	1.2
42	八開第2	領内川用悪水土地改良区	愛西市上東川町新七前115-3	800	M	横軸斜流	55KW	1	1.2
43	根高第2	領内川用悪水土地改良区	愛西市町方町五軒家東72-1	1,350	E	横軸斜流	1,083KW	1	3.5
44	丸島	領内川用悪水土地改良区	愛西市二子町上丸島215-2	300	M	水中軸流	11KW	1	0.2
45	秋ノ戸	領内川用悪水土地改良区	愛西市西川端町南須原69	150	M	水中軸流	7.5KW	1	0.05
46	日光川河口	愛知県	飛島村大字梅之郷地先	4,600	E	立軸可動翼軸流	5,800 P S	2	75.0×2

(資料：海部農林水産事務所管内農業用排水機一覧表)

12-3 水防倉庫及び水防用資器（機）材

〔愛西防19〕

1 海部地区水防事務組合

設置場所			佐屋地区	立田地区				八開地区					佐織地区		合計	
倉庫名		単位	下平	葛木	大成	小家	森川	鵜多須	給父	高畑	下大牧	塩田	鷹場	古瀬		
主要資材	杭木（4 m以上）	本	550	550	690	350		300	200	320	100	370	470		3,900	
	杭木（3 m以下）	本	1,194	170	270	220	100	500	183	420	200	262	992	100	4,611	
	鋼杭（1 m）	本		50			100	100	50				40	100	440	
	縄	kg	632.5	116	116	111.8	13.5	36	(10) 106	144	16	116	99	13.5	(10)1,520	
	鉄線	kg	1,565	122	106	16	127			160	16	68	114	81.5	2,376	
	土のう用袋	枚	70,440	22,000	(30,000) 20,000	26,000	19,000	48,750	21,200	25,000	39,800	27,000	10,500	22,000	(30,000) 351,690	
	大型土のう用袋	枚	30	20	20	20	30	20	20	20	20	20	40	20	280	
	ブルーシート	枚	38	20	22	24	30	20	20	20	30	20	20	40	304	
	ビニールシート	本	17	5	6	7	3	7	5	5	5	5	12	10	87	
主要器材	たこづち	丁	21	8	8	5	10	10	5	27		8	15	5	122	
	掛矢	丁	33	15	10	10	25	16	34	10	5	10	24	5	197	
	スコップ	丁	88	18	15	14	20	(15) 25	170	25	20	20	65	30	(15)510	
	鋸	丁	21	4	4	9	5	11		10	3	3	7	5	82	
	おの	丁	21	10	5	5		3	10	5	4	5	4	5	77	
	ペンチ	丁	52	4	4	4	5	1	2	3	3	3	6	5	92	
	ハンマー	丁	48	3	3	3	3		2	3	3	3	3	3	77	
	大ハンマー	丁	28	10			15	(5) 8	10	17	15	15	15	15	148	
	シノ	丁	24	5	13	3	5	5	17	6	5	3	8	3	97	
	鎌	丁	65	10	10	10	5	8	8	10	5	5	14	15	165	
	一輪車	台	10	7	7	2	10	(4) 7	7	7	2	2	12	7	(4)80	
	クリッパー	丁	13		(17)	8	2	5	4	5	3		10	10	(17)60	
	なた	丁	14				5	10					9		38	
	ツルハシ	丁	5				10		5				10	5	35	
	み	丁	28				10	25	(15) 25	30	30	30	20	20	(15)218	
	アルミリヤカー	台	6	(4)			1				1		(4)	1	(8)9	
	はしご	基	3	(2) 1	2	1	1	4	1	1	1	1	(5) 2	2	(7)20	
	発電機	台	(2) 1				13	(1) 7						1	(3)22	
	投光器（発電機搭載）	台	3				(1)	(1)					(1) 1		(3)4	
	強力ライト	個	(30) 50			20		20			10			30	(30)130	
	キャップライト	個	(60)												(60)	
	救命胴衣	着	49	(30)				(17) 5	10				10	20	(47)94	
	小型排水ポンプ	台	(2)	(5)				(1)					(1) 1		(9)1	
	水中ポンプ	台	(2)										(3)	3	(5)3	
	チェンソー	台	(3)					(5)						(2)	(10)	
	船艇	艇	2	(1)			2	2					1		2	(1)9
	船外機	台	(4) 5				2	1							1	(4)9
	ゴムボート	艇	(1) 2	(1)						2			1	2	1	(2)8

注（ ）内は市の保管

（資料：海部地区水防計画）

3 海部建設事務所

対象河川			木曽川		合計
倉庫名		単位	立田松田	立田杵先	
主要資材	杭木	本	1,070	515	1,585
	鋼杭	本	50	85	135
	縄・ロープ	kg	244	864	1,108
	鉄線	kg	150	100	250
	土のう用袋	枚	5,600	4,000	9,600
	ビニールシート	枚	180	180	360
	たこづち	丁	15	16	31
主要器材	掛矢	丁	22	30	52
	スコップ	丁	51	47	98
	鋸	丁	18	18	36
	おの	丁	9	9	18
	なた・鎌	丁	24	24	48
	ツルハシ	丁	14	14	28
	ハンマー	丁	22	20	42
	クリッパー	丁	10	10	20
	一輪車	台	6	6	12
	照明具	台	3	3	6
	発電機	台	1	1	2

(資料：海部地区水防計画)

2 愛西市

設置場所			佐屋地区	立田地区	佐織地区	避難施設	合計
倉庫名		単位	市役所	西船	佐織支所		
主要資材	杭木	本		272	50		322
	縄	kg		30			30
	鉄線	kg			30		30
	土のう用袋	枚		3,000	16,000		19,000
主要器材	たこづち	丁		2	3		5
	掛矢	丁		2	20		22
	スコップ	丁		5	145		150
	鋸	丁		3			3
	おの	丁		2			2
	ペンチ	丁		2			2
	なた・鎌	丁		3			3
	ハンマー	丁			10		10
	クリッパー	丁			2		2
	はしご	基	1				1
	照明具	台	9		2		11
	発電機	台	17		2		19
	舟艇	艇				34	34
	一輪車	台			4		4

12-4 愛西市内に被害を及ぼす可能性のある重要水防箇所

- (注) ○ 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「要」は要注意区間をいう。
○ 位置欄の数値は、河口からの距離を示す。位置のSは南派川、適用のSは昭和、Hは平成の略。

1 木曽川下流河川事務所管理

番号	河川名	左右岸別	位置	地先名	延長 (m)	重要 度	種 別	摘 要 (水防工法)
1	木曽川	左	9.0k～13.8k	弥富市小島町～愛西市立田町松田	4,626	A	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
2	木曽川	左	14.4k～18.8k	愛西市立田町郷附～愛西市塩田町大森	4,442	A	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
3	木曽川	左	20.0k～21.0k	愛西市下大牧町塩田～愛西市高畑町村中	1,065	A	堤体漏水	すべり破壊
4	木曽川	右	11.6k～12.0k	愛西市福原町郷前～愛西市福原新田町式反歩	424	A	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
5	長良川	左	11.8k～13.6k	愛西市立田町福原	1,868	A	堤体漏水	すべり破壊
6	木曽川	左	8.2k+170m～8.4k	弥富市小島町附新田	100	B	越水・溢水	河積不足（積土のう工）
7	木曽川	左	8.2k+170m～8.4k+170m	弥富市小島町附新田～弥富市小島町上新田	260	B	堤防断面	断面不足
8	木曽川	左	8.4k+130m～8.4k+170m	弥富市小島町上新田	40	B	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工（月の輪工）
9	木曽川	左	8.4k+170m～9.0k	弥富市小島町上新田	447	B	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工（月の輪工）
10	木曽川	左	11.6k～12.0k+14.4m	愛西市森川町重兵～愛西市立田町松田	414	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
11	木曽川	左	12.0k+146.1m～13.8k	愛西市立田町松田	1,498	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
12	木曽川	左	13.8k～14.4k	愛西市立田町松田～愛西市立田町郷附	494	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
13	木曽川	左	15.4k～17.4k	愛西市立田町郷附～愛西市葛大町長池	690	B	堤防断面	断面不足
14	木曽川	左	18.8k～19.6k	愛西市塩田町大森～愛西市塩田町池田	838	B	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工（月の輪工）
15	木曽川	左	18.8k～19.2k	愛西市塩田町大森	403	B	堤防断面	断面不足
16	木曽川	左	21.0k～22.4k	愛西市高畑町村中～愛西市給父町南部	1,446	B	堤体漏水	被災履歴・点検結果
17	木曽川	右	11.6k～11.8k	愛西市福原町郷前～愛西市福原新田町式反歩	184	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
18	木曽川	右	12.4k～13.6k	愛西市立田町十六石山～愛西市立田町	1,351	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
19	木曽川	右	13.8k～19.0k	愛西市立田町～愛西市塩田町大森	5,400	B	堤防断面	断面不足（中堤）
20	長良川	左	11.8k～11.8k+150m	愛西市立田町福原	150	B	堤防断面	断面不足
21	長良川	左	11.8k～12.4k	愛西市立田町福原	862	B	越水・溢水	河積不足（積土のう工）

番号	河川名	左右岸別	位置	地先名	延長 (m)	重要 度	種 別	摘 要 (水防工法)
22	長良川	左	13.4k～13.6k	愛西市立田町福原	234	B	越水・溢水	河積不足（積土のう工）
23	長良川	左	13.8k～16.6k	愛西市立田町福原～愛西市後江町	2,818	B	越水・溢水	河積不足（積土のう工）
24	長良川	左	18.0k～18.2k	愛西市葛木町	233	B	越水・溢水	河積不足（積土のう工）
25	木曽川	左右	8.2k+130m～8.2k+243m	弥富市小島町～桑名市長島町押付	1箇所	A	工作物	桁下不足（尾張大橋）
26	木曽川	左右	8.4k+32.8m～8.4k+14.5m	弥富市小島町～桑名市長島町押付	1箇所	B	工作物	桁下不足（近鉄木曽川橋）
27	木曽川	左右	22.6k+70.2m～22.6k+50m	愛西市給父町北部～海津市海津町秋江	1箇所	B	工作物	桁下不足（東海大橋）
28	木曽川	左	7.8k+85m～8.0k+129m	弥富市前ヶ須町	260	要	工事施工	H29 木曽川鍋田上水門整備工事 H29.9～R3.2 仮締切り
29	木曽川	左	7.8k+85m～8.2k-70m	弥富市前ヶ須町	310	要	旧川跡	三川分流工事で締切
30	木曽川	左	10.2k+100m～11.8k-50m	愛西市森川町東柳～愛西市森川町杵先	1,370	要	旧川跡	三川分流工事で締切
31	木曽川	左	10.6k～11.4k	愛西市森川町杵先	710	要	法崩れ ・すべり	
32	木曽川	左	11.8k+3.6m～12.0k+14m	愛西市森川町東柳～愛西市立田町船頭平	180	要	新堤防	H29 木曽川森川護岸工事 H30.6 完成
33	木曽川	左	12.2k～12.6k+100m	愛西市立田町船頭平～愛西市立田町松田	470	要	法崩れ ・すべり	
34	木曽川	左	12.0k+14.4m～ 12.0k+146.1m	愛西市立田町船頭平	132	要	新堤防	R2 木曽川立田地区築堤護岸工事 R3.3 完成
35	木曽川	右	11.6k+40m～12.0k-15m	愛西市福原新田郷前	370	要	旧川跡	三川分流工事で締切
36	木曽川	右	11.8k～12.0k	愛西市福原新田郷前	240	要	新堤防	R1 木曽川福原新田下流護岸工事 R3.3 完成
37	木曽川	右	12.0k～12.2k	愛西市福原新田郷前	160	要	新堤防	R1 木曽川福原新田地区護岸工事 R3.3 完成
38	長良川	左	11.8k-50m～11.8k+160m	愛西市福原新田郷前	210	要	旧川跡	三川分流工事で締切
39	長良川	左	13.0k+80m～13.6k-35m	愛西市立田町福原	540	要	旧川跡	三川分流工事で締切

2 愛知県管理

(1) 一宮建設事務所管内

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	種別	重要度	選定理由	摘要 (水防工法)
7	日光川	領内川	0.3k+90m	左右	稲沢市平和町勝幡新田(平六橋)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
8	日光川	領内川	0.6k+30m～0.6k+50m	左右	稲沢市平和町勝幡新田(巡見橋)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
9	日光川	領内川	1.1k+50m	左右	稲沢市平和町塩川(塩川橋)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
10	日光川	三宅川	0.5k+30m～1.6k	右	稲沢市平和町東城～稲沢市平和町下三宅	1,070	堤防断面	C	パラペット	(積土のう工)
11	日光川	三宅川	2.3k～3.1k	右	稲沢市平和町中三宅～稲沢市平和町上三宅	800	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)

(2) 海部建設事務所管内

番号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	種別	重要度	選定理由	摘要 (水防工法)
2	日光川	日光川	2.0k+043m	左右	海部郡蟹江町(近鉄線)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
4	日光川	日光川	3.3k+55m～3.3k+80m	右	海部郡蟹江町(関西線上下流)	25	漏水	A	漏水のおそれ	(月の輪工)
5	日光川	日光川	3k+342m	左右	海部郡蟹江町(関西線)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
19	日光川	領内川	1.7k+50m	左右	愛西市町方町(名鉄線)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
20	日光川	領内川	2.4k+20m	左右	愛西市草平町(草平橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)

12-5 浸水想定区域要配慮者施設

NO.	名称	所在地	施設種別
1	いくた整形外科クリニック	愛西市内佐屋町西新田 81 番地 1	診療所（医科）
2	かみ形成外科	愛西市西保町北川原 179 番地 145	診療所（医科）
3	レディスケア和田クリニック	愛西市大野町茶木 58 番地	診療所（医科）
4	医療法人佳信会 あすかクリニック愛西	愛西市山路町西新田 20 番地	診療所（医科）
5	愛知県立佐織特別支援学校	愛西市西川端町中東山 37 番地	学校
6	佐屋中央保育園	愛西市北一色町昭和 113 番地	保育園
7	佐織保育園	愛西市諏訪町池埋 519 番地	保育園
8	美和多保育園	愛西市須依町前田面 157 番地	保育園
9	市江保育園	愛西市西條町東善太 149 番地	保育園
10	永和保育園	愛西市大野町未 28 番地	保育園
11	西川端保育園	愛西市西川端町小城 64 番地 4	保育園
12	立南保育園	愛西市山路町荒山 59 番地	認定こども園
13	丸島保育園	愛西市二子町上丸島 92 番地 1	認定こども園
14	白百合保育園	愛西市江西町街道西 95 番地 4	認定こども園
15	勝幡さくら園	愛西市勝幡町塩畑 2633 番地 5	認定こども園
16	諏訪幼稚園	愛西市諏訪町郷東 109 番地	認定こども園
17	草平保育園	愛西市草平町中切 19 番地	認定こども園
18	天王幼稚園	愛西市柚木町中田面 372 番地	幼稚園
19	とみよし幼稚園	愛西市大野町山 1821 番地	幼稚園
20	佐屋児童館	愛西市須依町東田面 6 番地	子育て支援機関
21	佐屋西児童館	愛西市内佐屋町河原 73 番地 1	子育て支援機関
22	市江児童館	愛西市西保町大之内 13 番地 1	子育て支援機関
23	永和児童館	愛西市大野町未 25 番地	子育て支援機関
24	立田北部子育て支援センター	愛西市新右エ門新田町江向 8 番地	子育て支援機関
25	立田南部子育て支援センター	愛西市山路町小割 36 番地	子育て支援機関
26	開治子育て支援センター	愛西市下東川町河原 29 番地	子育て支援機関
27	八輪子育て支援センター	愛西市立石町宮西 59 番地 1	子育て支援機関
28	勝幡児童館	愛西市勝幡町五俵入 2206 番地 1	子育て支援機関
29	北河田児童館	愛西市北河田町蓮田 8 番地 1	子育て支援機関
30	草平児童館	愛西市草平町草場 87 番地	子育て支援機関
31	西川端児童館	愛西市西川端町小城 62 番地	子育て支援機関
32	多機能型事業所いしずえん	愛西市須依町北前 2325 番地 8	就労継続支援（B型）・自立訓練（生活訓練）
33	彩ハウス	愛西市須依町白山 111 番地 6	共同生活援助
34	サン	愛西市内佐屋町河原 45 番地	就労継続支援（B型）
35	あいさんハウス パート6	愛西市日置町下河田 81 番地 1	共同生活援助
36	就労継続支援B型事業所 つぼみ	愛西市稲葉町米野 221 番地 1	就労継続支援（B型）
37	愛西の里さや	愛西市稲葉町米野 226 番地 1	生活介護
38	就労支援センター はびけあ	愛西市西保町同所新田 12 番地	就労継続支援（B型）
39	れいんぼう共同生活事業所	愛西市西條町相之江 102 番地 3	共同生活援助
40	れいんぼうワークス	愛西市西條町相之江 119 番地 1	生活介護・日中一時支援
41	愛厚ホーム佐屋苑	愛西市大井町浦田面 268 番地 2	短期入所
42	地域活動支援センター 大林	愛西市大井町同所 220 番地	地域活動支援センター
43	あいさい児童デイサービス モッピー	愛西市大井町弥八 1 番地 ミワ第三ビル 109 号室	児童発達支援・放課後等デイサービス
44	児童発達支援・放課後等デイサービス キャッチボール	愛西市大井町七川南 157 番地 1	児童発達支援・放課後等デイサービス
45	ろーたす	愛西市大野町茶木 73 番地	就労継続支援（A型）
	まきの木		就労継続支援（B型）
	障害者ITカレッジ愛西		就労移行支援・就労定着支援

NO.	名称	所在地	施設種別
46	スタディカフェ 愛西富吉教室	愛西市大野町山 71 番地 サンハウスアサノ 1 階	放課後等デイサービス
47	てくてくぶらすとみよし	愛西市大野町山 2011 番地 6 近鉄富吉ビル 1F	児童発達支援・放課後等デイサービス
48	たっくほ一む	愛西市鰯江町郷中 12 番地 6	共同生活援助
49	愛西市発達支援センター	愛西市石田町宮前 16 番地 1	児童発達支援
50	愛西の里たつた	愛西市石田町宮前 19 番地	就労継続支援（B 型）
51	灯テラス	愛西市山路町上中地 71 番地	共同生活援助
52	くれよん	愛西市森川町一番割 23 番地 1	放課後等デイサービス
53	あかいくれよん		日中一時支援
54	あいさいの家	愛西市二子町丸島 290 番地 1	共同生活援助
55	温	愛西市藤ヶ瀬町東藤 89 番地	共同生活援助・短期入所
56	ターシャ	愛西市藤ヶ瀬町東沼 93 番地	生活介護・日中一時支援
57	虹の里八開	愛西市給父町北部 24 番地	日中一時支援・生活介護・短期入所
58	虹	愛西市給父町北部 28 番地 1	共同生活援助・短期入所
59	しらゆりのめ	愛西市江西町街道西 95 番地 8・95 番 7	児童発達支援・放課後等デイサービス
60	あいさいのいえ	愛西市江西町宮西 30 番地 1	共同生活援助・短期入所
61	日中一時支援事業所「みちくさ」	愛西市江西町宮西 38 番地	日中一時支援
62	ウィル	愛西市赤目町東流作 73 番地 2	就労継続支援（B 型）
63	ヤシの木	愛西市北河田町郷前 442 番地 1	就労継続支援（B 型）
64	日中一時支援事業所ヤシの実		日中一時支援
65	こより佐織	愛西市諏訪町郷西 471 番地 1	共同生活援助・短期入所
66	おあしす	愛西市根高町川田 9 番地	就労継続支援（B 型）・地域活動支援センター
67	ひかり	愛西市持中町八町 107 番地	就労継続支援（A 型）・就労継続支援（B 型）
68	ケアセンターあいさい・花水木	愛西市勝幡町緑町 48 番地	短期入所
69	福祉ホーム夢んぼ	愛西市町方町大山田 61 番地 1	福祉ホーム
	夢んぼ		児童発達支援・放課後等デイサービス
70	ライフステーション夢んぼ	愛西市町方町大山田 62 番地 1	福祉ホーム
	福祉ホーム L S 夢んぼ		日中一時支援
71	ハビリテーションセンター夢んぼ	愛西市町方町大山田 86 番地	生活介護
72	ほまれの家愛西町方店	愛西市町方町十二城 49 番地 1	就労継続支援（B 型）
73	ワークステーション夢んぼ	愛西市町方町松川 70 番地 1	就労継続支援（B 型）・就労移行支援・就労定着支援・放課後等デイサービス
	地域活動支援センター WS 夢んぼ		地域活動支援センター
74	生活介護 シャオ	愛西市草平町江ノ田 51 番地 1	生活介護
75	スミール	愛西市草平町江ノ田 51 番地 2	児童発達支援・放課後等デイサービス
76	彩雲館ケアホーム	愛西市大野山町山中 86 番地 1	共同生活援助
77	共同生活住居あいぎⅡ	愛西市渚高町河原 2 番地 13	共同生活援助
78	このき愛西校	愛西市渚高町二ノ割 64 番地 2	児童発達支援・放課後等デイサービス
79	就労移行支援事業所 まはろキャリア 愛西	愛西市西川端町長田池 77 番地	就労移行支援
	就労継続支援 B 型事業所 まはろキャリア 愛西		就労継続支援（B 型）
80	リハビリデイサービスセンターいいたに	愛西市佐屋町堤西 12 番地 12	通所介護・通所型サービス（独自）
82	ゆず庵	愛西市柚木町東田面 1122 番地 12	有料老人ホーム
81	デイサービス さやの森	愛西市北一色町昭和 341 番地 1	通所介護・通所型サービス（独自）
82	ナーシングホーム寿々 愛西	愛西市北一色町北田面 262 番地 1	有料老人ホーム

NO.	名称	所在地	施設種別
83	グループホーム悠縁	愛西市甘村井町勘十田割 21 番地	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
	小規模多機能型居宅介護事業所悠縁		介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護
84	デイサービスセンター悠縁	愛西市甘村井町勘十田割 36 番地	地域密着型通所介護・通所型サービス（独自）
	サービス付高齢者向け住宅悠縁		有料老人ホーム
85	デイサービスサロン グリンピース愛西	愛西市西保町古堤西 35 番地	通所型サービス（独自）・通所介護
86	介護老人保健施設ハレルヤ園	愛西市西保町北川原 179 番地 145	介護老人保健施設・介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護
87	アイディールケアホームさや団欒	愛西市西保町六十坪 41 番地 1	有料老人ホーム・介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護
88	デイサービスとごころ佐屋	愛西市東條町高田 10 番地 5	通所型サービス（独自）・地域密着型通所介護
89	愛厚ホーム佐屋苑	愛西市大井町浦田面 268 番地 6	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
90	すまいる デイサービス ほんわか	愛西市大井町七川北 61 番地	通所型サービス（独自）・通所介護
	すまいるシニアホーム		有料老人ホーム
91	リハビリデイサービス げんきの森	愛西市大井町弥八 1 番地 ミワ第 3 ビル	通所型サービス（独自）・通所介護
92	佐屋老人福祉センター「湯の花の里」	愛西市大井町浦田面 297 番地	老人福祉センター
93	キリン デイサービス 愛西シルバーマンション キリン愛西	愛西市善太新田町十一下 86 番地 1	通所介護
			有料老人ホーム
94	シルバーホームひまわり会館	愛西市善太新田町十割下 1 番地 4	有料老人ホーム
95	デイサービス愛西ガーデン	愛西市山路町野方 149 番地 130 愛西ガーデン	通所介護
	愛西ガーデン		有料老人ホーム
96	特別養護老人ホーム悠々の里	愛西市小茂井町宮浦 64 番地 1	介護老人福祉施設・介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護
	老人デイサービスセンター悠々の里		通所型サービス（独自）・地域密着型通所介護
97	明範荘特別養護老人ホーム	愛西市赤目町山之神 30 番地 1	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
	明範荘デイサービスセンター		通所型サービス（独自）・通所介護
	明範荘養護老人ホーム		介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護
98	ガーデンホーム赤目	愛西市赤目町山之神 80 番地	介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護
99	ケアセンターあいさい・花水木	愛西市勝幡町緑町 48 番地	通所介護・短期入所生活介護
100	デイサービスセンターひまわり	愛西市勝幡町東町 264 番地	地域密着型通所介護
101	クレソン	愛西市勝幡町東町 279 番地	有料老人ホーム
102	ニチイケアセンター愛西	愛西市南河田町高台 87 番地	介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護
103	デイサービス蓮香	愛西市北河田町蓮田 6 番地 1	通所型サービス（独自）・地域密着型通所介護
104	佐織総合福祉センター	愛西市小津町観音堂 27 番地	老人福祉センター
105	サニー！！デイサービス Meihansou	愛西市見越町高畑 227 番地 1	通所型サービス（独自）・通所介護
106	デイサービスセンター 笑鵬	愛西市見越町前田 143 番地 1	通所介護・通所型サービス（独自）
107	グループホームアリスの家	愛西市町方町大山田 104 番地	介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護
108	ハイジの家	愛西市町方町大山田 105 番地	有料老人ホーム・介護予防特定施設入居

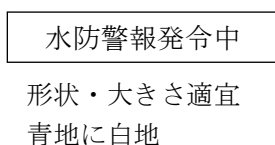
NO.	名称	所在地	施設種別
			者生活介護・特定施設入居者生活介護
109	デイサービス アンの家	愛西市町方町二ツ橋 101 番地 2	通所介護・通所型サービス（独自）
110	ピーターラビットの家	愛西市町方町二ツ橋 104 番地	有料老人ホーム・介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護
111	喜ら里 愛西	愛西市町方町南堤外 97 番地 1	有料老人ホーム
112	デイサービスセンター古都さおり館	愛西市湊高町上八反 31 番地 2	通所介護・通所型サービス（独自）
113	特別養護老人ホーム佐織寿敬園	愛西市西川端町南須原 4 番地 1	介護老人福祉施設・介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護
	デイサービスセンター佐織寿敬園		通所型サービス（独自）・通所介護・
	ケアハウスジュケイエン		軽費老人ホーム
114	デイサービス まはろ	愛西市西川端町長田池 78 番地 2	通所型サービス（独自）・通所介護

12-6 水防標識と水防信号

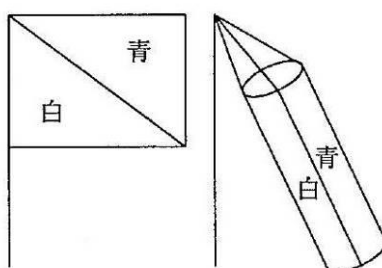
1 水防標識

水防警報発令の標識は、第1図、第2図の標識を用いるものとし、緊急自動車として使用する車は、優先通行を確保するため第3図の標識を掲げる。

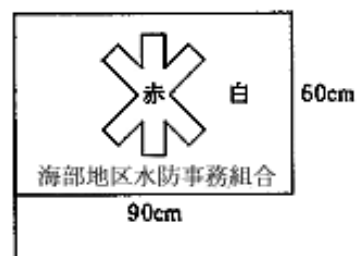
第1図



第2図



第3図



2 水防信号

種 類	打 鐘 信 号	余いん防止付サイレン信号
出 動	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 — — — 約6秒
避 難	○—○—○—○—○—○—○—○—○	約3秒 — — — — — — — — 約2秒
備 考	信号継続時間は適宜とする。	

12－7 日光川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第1条 昭和52年9月1日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施するものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- (1) 河川管理者 二級河川日光川（以下「日光川」という。）の河川管理者をいう。
- (2) 戸田川管理者 二級河川戸田川の河川管理者をいう。
- (3) 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機（日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曽川等他流域に排水する排水機を除く。）並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機を含む。
- (4) 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- (5) 河川の整備水準 河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- (6) 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- (7) 排水調整対象流域 基準地点又は副基準地点（以下「基準地点等」という。）の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- (8) 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に対応して分割した流域をいう。
- (9) 関係機関 別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行政機関等をいう。
- (10) 基準地点 日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- (11) 副基準地点 日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- (12) 準備水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- (13) 停止水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- (14) 排水再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下回った場

合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠等)

第3条 排水調整は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第1条及び第2条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者（以下「河川管理者等」という。）においても河川水位情報に関するものについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。

(対象流域)

第4条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第5条 単位流域は以下の三区域とし、別表第1に各単位流域に属する市町村を示す。

- (1) 日光川下流域 西尾張中央道（新日光川橋）より下流の日光川が排水を担う流域
- (2) 日光川上流域 西尾張中央道（新日光川橋）より上流の日光川が排水を担う流域
- (3) 戸田川流域 戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第2のとおりとする。

(基準地点等と排水調整対象流域)

第6条 排水調整の基準となる基準地点等は、別表第3の水位観測所とする。

2 各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第4の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第7条 基準地点等の水位が別表第5に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第5条第1項各号に定める単位流域内の該当市町村（以下「単位流域内の該当市町村」という。）は同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者（以下「排水機の管理者」という。）に伝達するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第8条 基準地点等の水位が別表第5に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。

2 基準地点の水位が別表第5に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関へ排水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域（戸田川流域を除く。）内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除等の通知及び発令)

第9条 前条第1項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第5に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

2 第7条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するものとする。

3 前条第2項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所ので急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域（戸田川流域を除く。）内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

(通知及び発令の内容)

第10条 排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第6のとおりとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第11条 第7条から第9条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。

2 前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第6に定める様式により、当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。

3 戸田川流域については、第1項の報告を受けた戸田川管理者は、排水調整の実施内容を別表第6に定める様式により、河川管理者に速やかに報告するものとする。

(通知等の方法)

第12条 第7条から第9条まで、及び第11条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

(操作規則の制定)

第13条 各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及び準用河川に存する排水機に係るものにあつては法第26条第1項の規定による許可を受けるものとする。

2 前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤のおそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

(操作規則の位置付け)

第14条 この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこの要綱の規定によるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長（名古屋市長は副市長）及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会において定めるものとする。

- 2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要がある場合には、日光川流域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

ただし、別表第2の対象排水機場の新設、廃止、更新等による変更については、日光川流域治水対策協議会の幹事（市町村）への書面による確認の上で変更できるものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

なお、昭和52年9月1日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の日に廃止する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

(別表第1：第5条第1項関係) 各単位流域の市町村

分 割 区 域	日 光 川 下 流 域	日 光 川 上 流 域	戸 田 川 流 域
名古屋市	○		○
一宮市		○	
津島市		○	
稲沢市		○	
愛西市		○	
弥富市	○		
あま市	○	○	
大治町	○		
蟹江町	○	○	
飛島村	○		

(別表第2：第5条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧

No.	機場名	市町村名	管理者名	排出先河川名				排水量 (m ³ /s)
				位置				
				距離標	左岸	右岸		
〔前略〕								
80	目比川河口	愛西市	目比川流域排水対策協議会	日光川	8k800	○		30.00
81	勝幡	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	日光川	10k000	○		4.33
82	渕高	愛西市	愛西市	日光川	13k000		○	0.32
83	千引	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k300		○	(0.15)
84	佐折	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k700		○	0.19
85	源佐橋	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	2k400		○	0.33
86	大縄場	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k100	○		0.11
87	根高	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k700		○	7.00
88	根高第2	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800		○	7.00
89	五軒家	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k900		○	0.65
90	須ヶ脇第1 ＜須ヶ脇＞	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k250	○		4.15
91	元足立	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k250	○		0.50
92	草平	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k450		○	0.12
93	川田	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k550		○	0.80
94	阿原	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		0.33
95	西川端	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		2.75
96	西川端第2	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		5.00
97	鷹場	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k500		○	2.40
98	鷹場第2	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k500		○	3.00
99	上兼	愛西市	領内川用悪水	領内川	4k200	○		0.12

No.	機場名	市町村名	管理者名	排出先河川名	位置			排水量 (m ³ /s)
					距離標	左岸	右岸	
			土地改良区					
100	開治	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k600		○	4.00
101	開治第2	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k600		○	1.20
102	杣ノ戸	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	4k900	○		0.05
103	下東川	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k607		○	0.45
104	東川 <野田>	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k800		○	(2.30)
105	八開	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k800		○	(0.70)
106	八開第2	愛西市	領内川用悪水 土地改良区	領内川	5k800		○	1.20
小計								79.15
〔後略〕								

※排水量の小計は括弧書きのものを含む。

（別表第3：第6条第1項関係）基準地点

単位流域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
基準地点等	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
位置	日光川 -4k/800	日光川 9k/800	戸田川 1k/050
設置場所	海部郡飛島村大字 梅之郷字宮東 日光川排水機場	愛西市古瀬町村前 14番地先	名古屋市港区南陽町 大字茶屋後新田 字二ノ割1275
管理者	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所	愛知県尾張建設事務所

（別表第4：第6条第2項関係）基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
排水調整 対象流域	日光川下流域	●	—	—
	日光川上流域	—	●	—
	戸田川流域	—	—	●

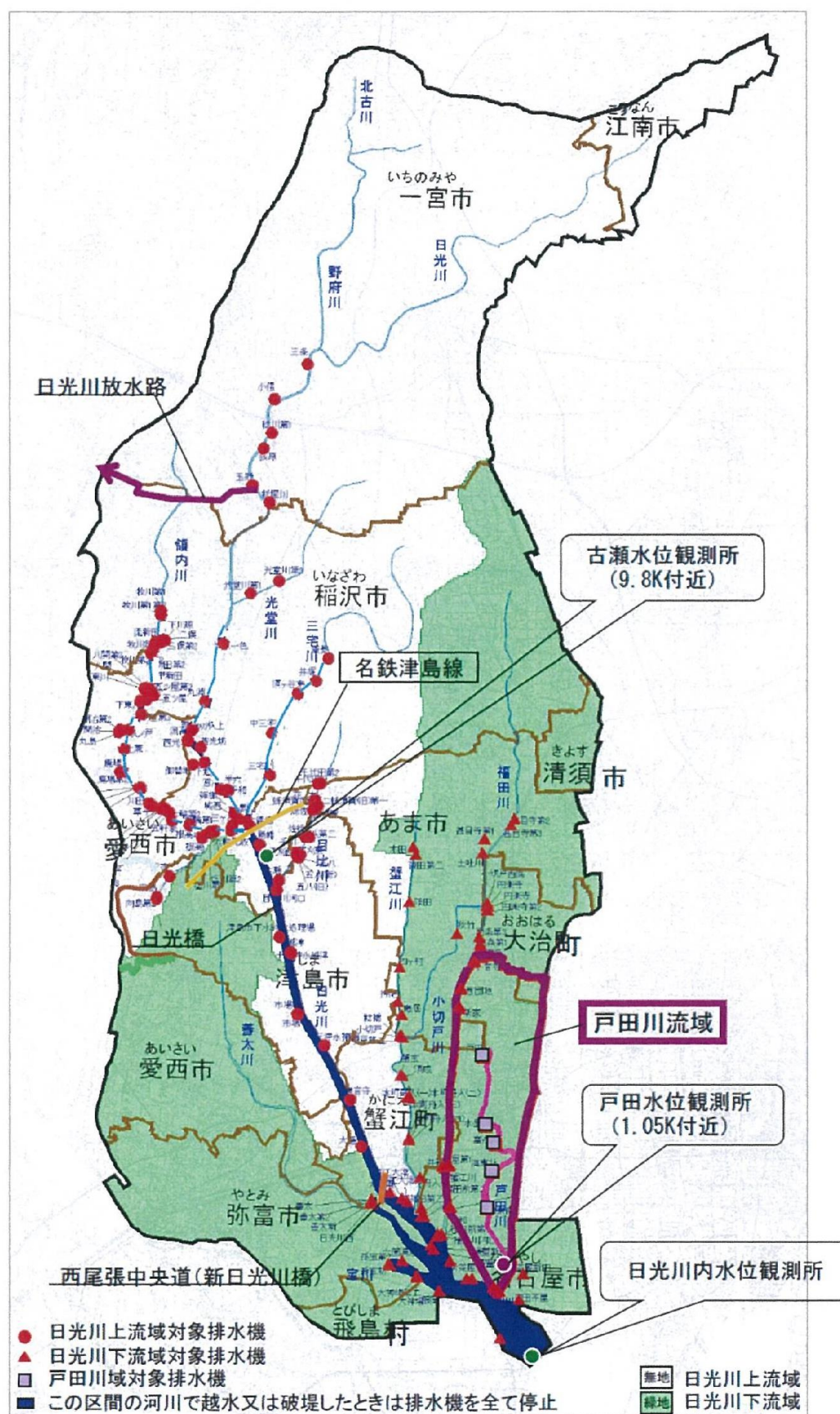
（別表第5：第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項関係）基準地点の基準水位

河川名	日光川		戸田川
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	T. P. 1.05m	T. P. 1.5m	T. P. -1.90m
停止水位	T. P. 1.35m	T. P. 1.8m	T. P. -1.70m
排水再開水位	T. P. 1.25m	T. P. 1.65m	T. P. -1.75m

(別表第6：第7条、第8条、第9条、第10条、第11条関係) 通知等の様式一覧

通知等の 内容	条 項		基準地点		副基準地点
			日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備	第7条		様式1－1		様式1－2
停止	第8条	第1項	様式2－1		様式2－3
		第2項	様式2－2		
再開	第9条	第1項	様式3－1		様式3－4
解除	第9条	第2項	様式3－2		様式3－5
		第3項	様式3－3		
通知等の 内容	条 項		排水調整報告		
停止	第8条	第1項	様式4－1		様式4－2
		第2項			
再開	第9条	第1項			様式4－2
解除	第9条	第2項			様式4－2
		第3項			

(別図：第8条第2項関係)



(戸田川に排水する内水排水機を除く。)

排水機全数:157箇所

受報時間		受報者
月	日	
時	分	

別紙 様式 1-1

緊急連絡第 号

令和 年 月 日 時 分 発表

関係機関殿

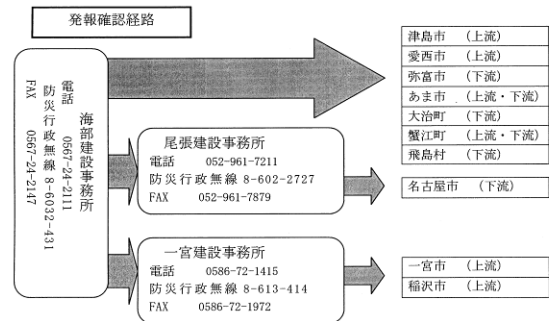
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水調整準備水位の通知

1 日光川流域排水調整基準地点 { 日光川内水位観測所 } の水位が
2 令和 年 月 日 時 分に
3 排水調整準備水位 { T.P. 1. 0 5 m } に達しました。
4 排水調整準備対象流域は、 { 日光川下流域 } です。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファクス 0567-24-2147

注1 日光川流域排水調整準備水位の通知に基づき水位情報通知です。
注2 このファクスを受報した者(市町村)に上欄の受報時間等を記載してください。
注3 各建設事務所は発報確認をしてください。



受報時間		受報者
月	日	
時	分	

別紙 様式 2-1

緊急連絡第 号

令和 年 月 日 時 分 発表

関係機関殿

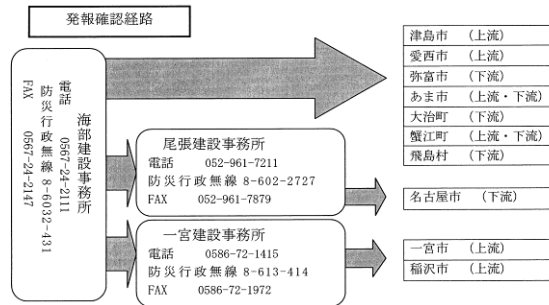
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水停止水位の通知

1 日光川流域排水調整基準地点 { 日光川内水位観測所 } の水位が
2 令和 年 月 日 時 分に
3 排水停止水位 { T.P. 1. 3 5 m } に達しました。
4 排水停止対象流域は、 { 日光川下流域 } です。
5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファクス 0567-24-2147

注1 日光川流域排水調整準備水位の通知に基づき水位情報通知です。
注2 このファクスを受報した者(市町村)に上欄の受報時間等を記載してください。
注3 各建設事務所は発報確認をしてください。
注4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間		受報者
月	日	
時	分	

別紙 様式 1-2

緊急連絡第 号

令和 年 月 日 時 分 発表

関係機関殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位の通知

1 日光川流域排水調整基準地点 戸田水位観測所 の水位が
2 令和 年 月 日 時 分に
3 排水調整準備水位 T.P. - 1. 9 0 m に達しました。
4 排水調整準備対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市長 河村 たかし
電話 052-972-2895
ファクス 052-972-4165

注1 日光川流域排水調整準備水位の通知に基づき水位情報通知です。
注2 このファクスを受報した者(市町村)に上欄の受報時間等を記載してください。

受報時間		受報者
月	日	
時	分	

別紙 様式 2-2

緊急指令第 号

令和 年 月 日 時 分 発表

関係機関殿

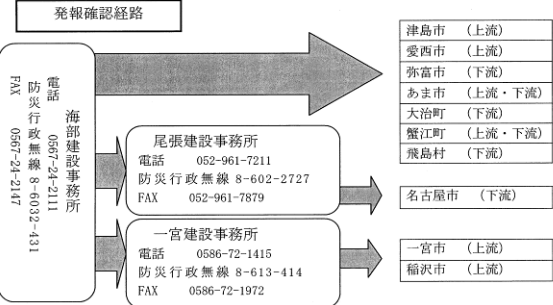
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水停止について

1 川 地先 において
2 令和 年 月 日 時 分頃
3 { 越水 } しましたので
4 日光川流域排水機の排水を停止することを命じます。
5 排水停止対象流域は、 戸田川流域を除く全ての流域 です。
6 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファクス 0567-24-2147

注1 日光川流域排水調整準備水位の通知に基づき水位情報通知です。
注2 このファクスを受報した者(市町村)に上欄の受報時間等を記載してください。
注3 各建設事務所は発報確認をしてください。
注4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間		受報者
月	日	
時	分	

別紙 様式2-3

緊急連絡第__号
令和__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水停止水位の通知

1 日光川流域排水調整基準地点 戸田水位観測所 の水位が

2 令和__年__月__日__時__分に

3 排水停止水位 T.P. - 1. 70m に達しました。

4 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。

5 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市長 河村 たくし
電話 052-972-2895
ファクス 052-972-4165

注1 日光川流域排水調整協議会要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。
4 戸田川管理者が措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間		受報者
月	日	
時	分	

別紙 様式3-1

緊急連絡第__号
令和__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水再開水位の通知

日光川内水位観測所

1 日光川流域排水調整基準地点 古瀬水位観測所 の水位が

2 令和__年__月__日__時__分に

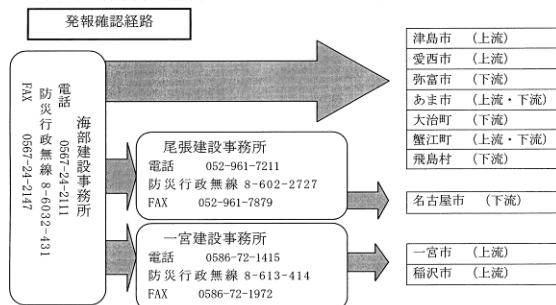
3 排水再開水位 { T.P. 1. 25m } を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。

4 排水停止対象流域は、 { 日光川下流域 } です。

5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファクス 0567-24-2147

注1 日光川流域排水調整協議会要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間		受報者
月	日	
時	分	

別紙 様式3-2

緊急連絡第__号
令和__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水調整準備水位に係る通知

1 日光川流域排水調整基準地点 { 日光川内水位観測所 } の水位が

2 令和__年__月__日__時__分に

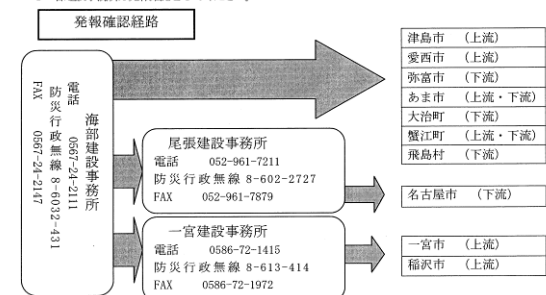
3 排水調整準備水位 { T.P. 1. 05m } を下回りましたので、排水調整準備は、

解除になります。

4 排水調整準備対象流域は、 { 日光川下流域 } です。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファクス 0567-24-2147

注1 日光川流域排水調整協議会要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。



受報時間		受報者
月	日	
時	分	

別紙 様式3-3

緊急指令第__号
令和__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水停止の解除 (排水再開) について

1 川__地先__において

2 令和__年__月__日__時__分頃

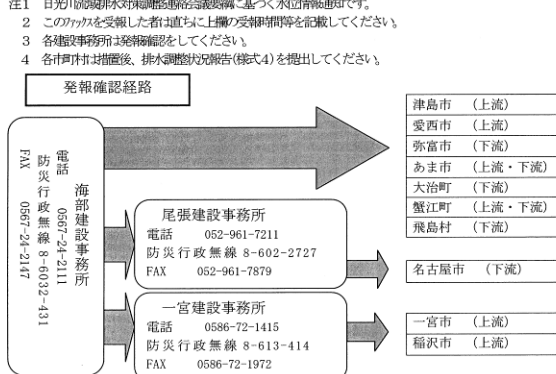
3 越水

4 破堤

5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファクス 0567-24-2147

注1 日光川流域排水調整協議会要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。



別紙 様式3-4

緊急連絡第__号

令和__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水再開水位の通知

1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が

2 令和__年__月__日__時__分に

3 排水再開水位 T.P.-1.75m を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。

5 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。

6 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市長 河村 たかし

電 話 052-972-2895

ファックス 052-972-4165

注1 日光川流域排水調整副基準地点に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 受報機関は状況確認をしてください。
4 戸田川管理者は指置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

別紙 様式4-1

令和__年__月__日

河川管理者 愛知県知事 殿

(市町村長) _____

日光川流域の排水調整状況について(第 報)

令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
日光川下流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
日光川上流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 _____ 市役所(町・村役場) _____ 課 氏名 _____
連絡先 電話番号 _____

注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。
2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

別紙 様式3-5

緊急連絡第__号

令和__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位に係る通知

1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が

2 令和__年__月__日__時__分に

3 排水調整準備水位 T.P.-1.90m を下回りましたので、排水調整準備は、解除になります。

4 排水調整準備対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市長 河村 たかし

電 話 052-972-2895

ファックス 052-972-4165

注1 日光川流域排水調整副基準地点に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

別紙 様式4-2

令和__年__月__日

戸田川管理者 _____ 殿

(河川管理者 愛知県知事)

(排水機管理者) _____

(戸田川管理者 _____)

日光川流域の排水調整状況について(第 報)

令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
戸田川流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 _____ 市役所(町・村役場) _____ 課 氏名 _____
連絡先 電話番号 _____

注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。
2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。
4 戸田川管理者から河川管理者へ報告する場合は、() 内の名称を使用すること。

12－8 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

（目的）

第1条 二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」（平成22年7月1日制定）に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整（以下「排水調整」という。）を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。

（連絡会議の職務）

第2条 連絡会議は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- （1）防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- （2）河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- （3）前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

（組織）

第3条 連絡会議は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡会議には、会長を置く。
- 3 連絡会議には、副会長を置く。
- 4 連絡会議には事務局を置く。

（会長等）

第4条 連絡会議の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

（連絡会議の開催）

第5条 連絡会議の開催は、会長が招集する。

（事務局）

第6条 連絡会議の事務局は、愛知県建設部河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年3月6日から施行する。

<別表>

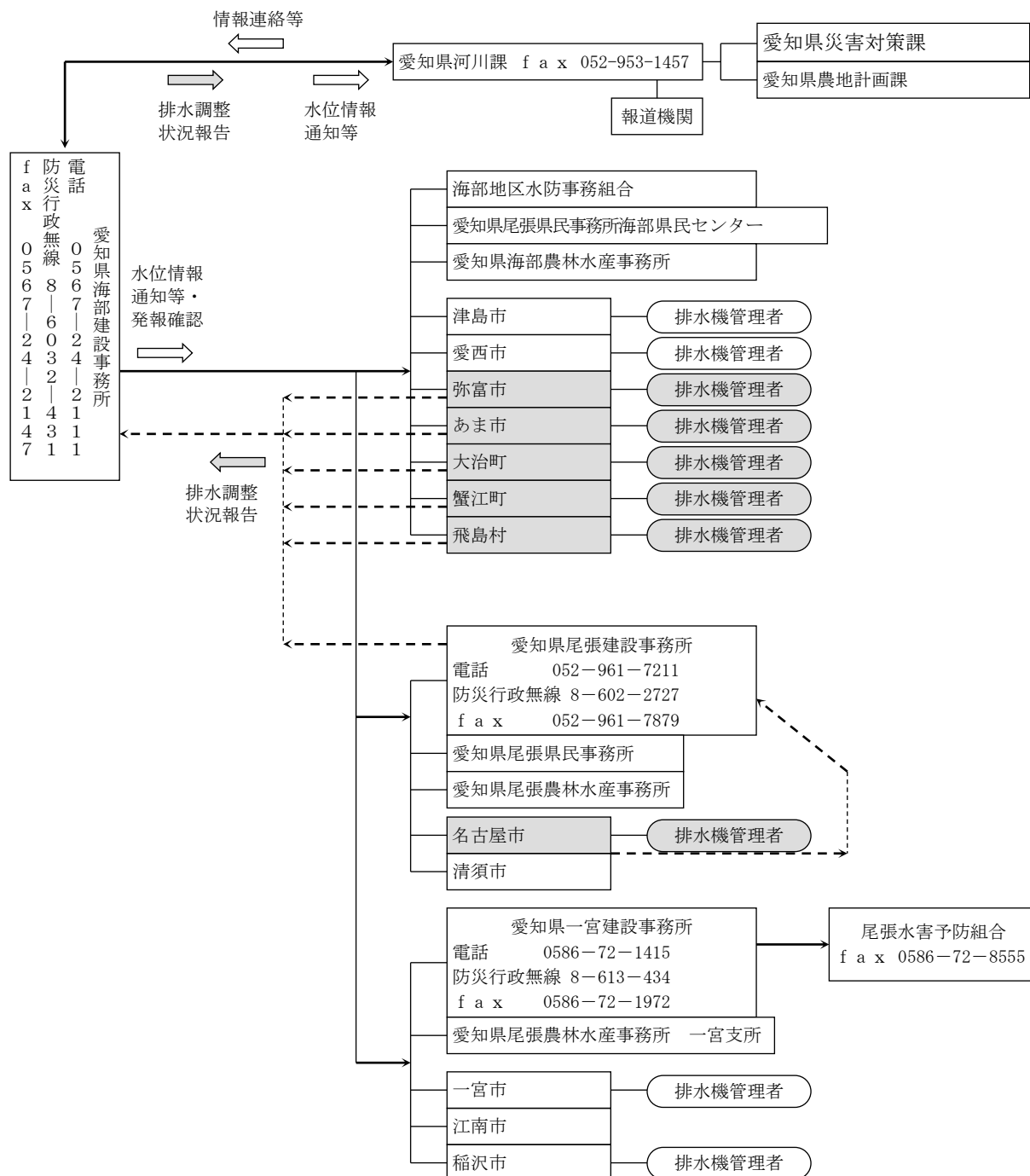
機関	部局	官職
愛知県	防災安全局	災害対策課長
	農林基盤局 農地部	農地計画課長
	建設局	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民事務所	県民防災安全課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

＜日光川下流域（日光川内水位観測所）＞

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



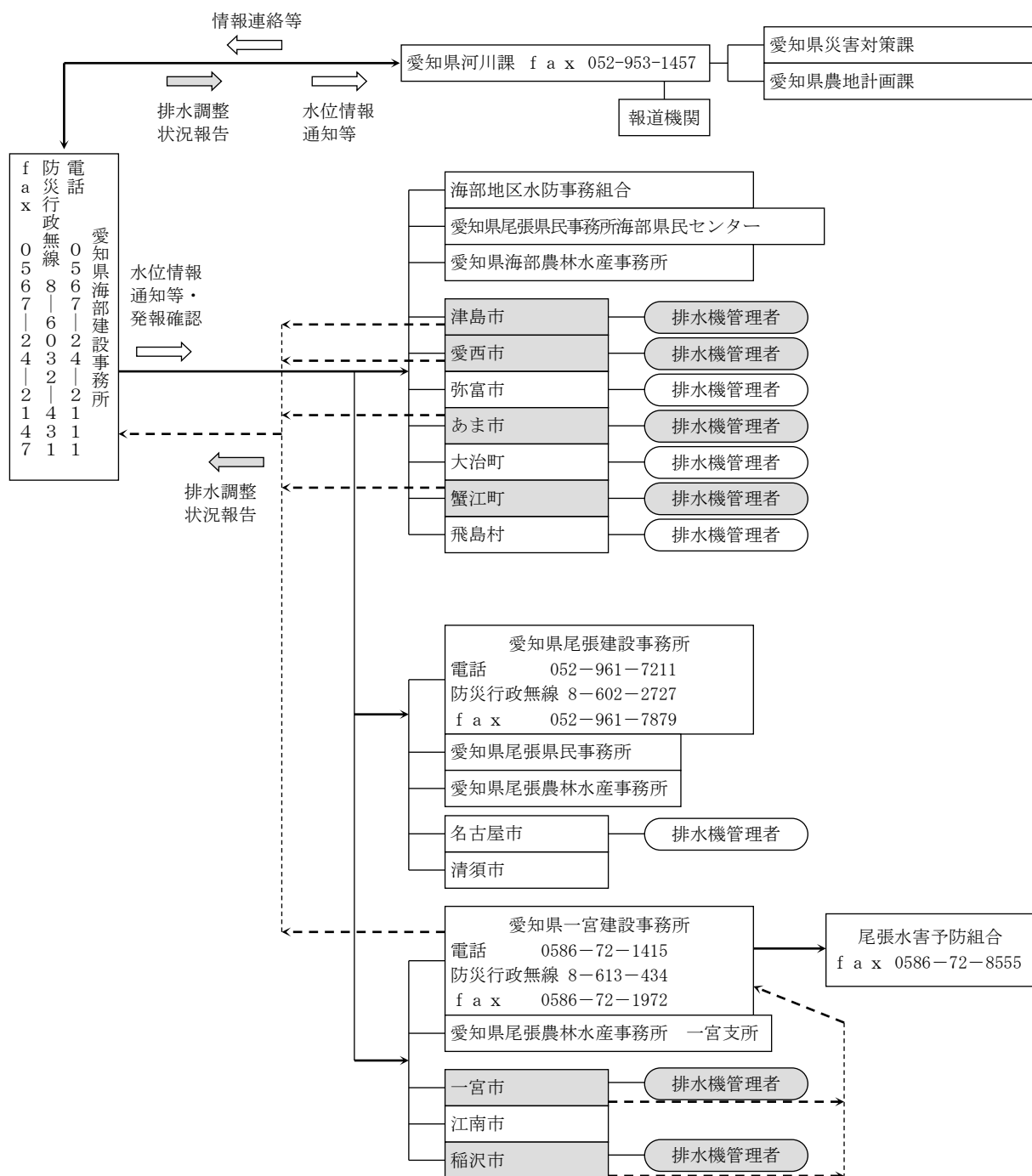
例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、尾張建設事務所の管内については、排水機がある市に対して尾張建設事務所が行い、尾張建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

＜日光川上流域（古瀬水位観測所）＞

□ の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■ の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

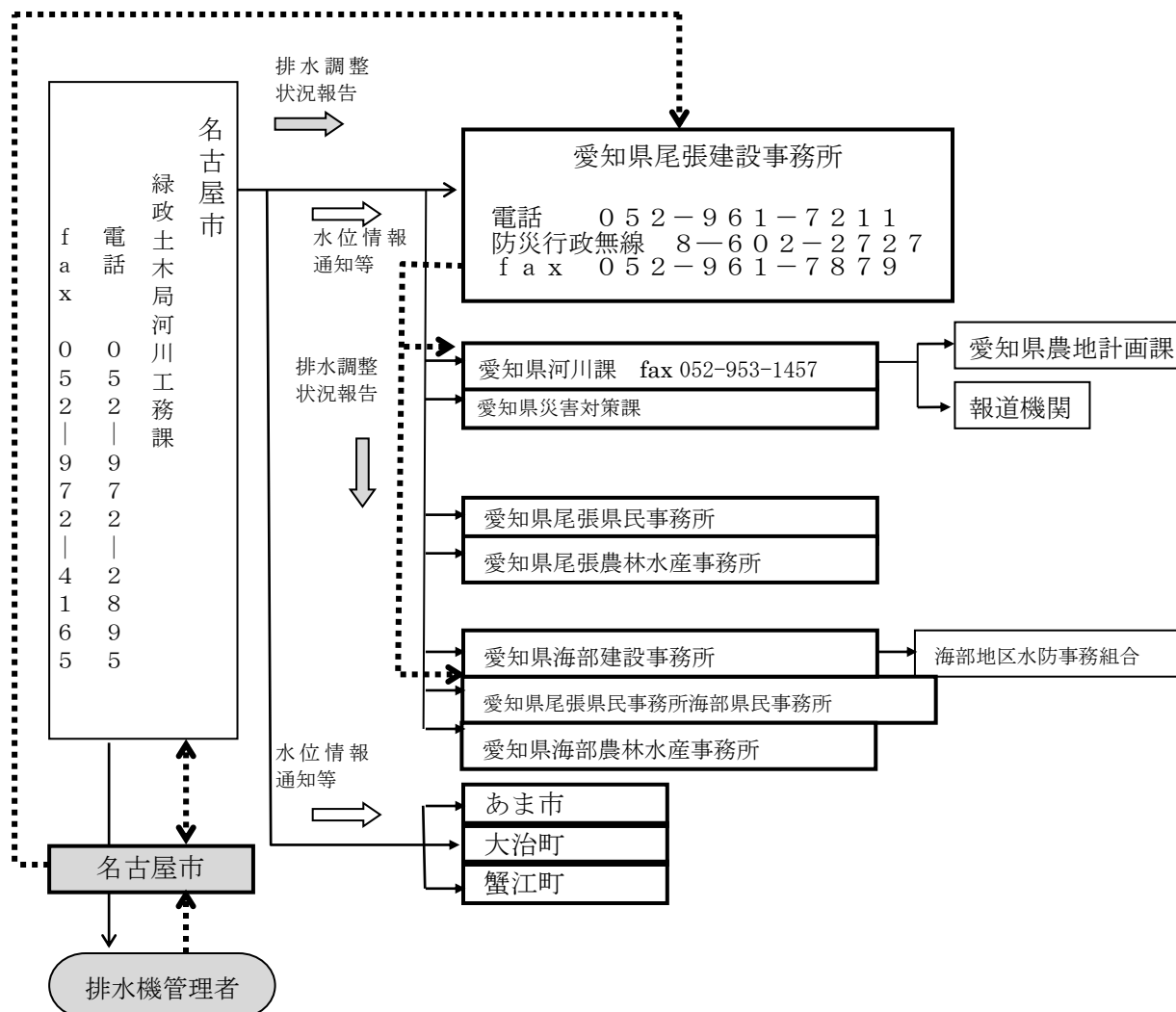


例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、一宮建設事務所の管内については、排水機がある市に対して一宮建設事務所が行い、一宮建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<戸田川流域（戸田水位観測所）>

の愛知県各機関及び関係市町は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により名古屋市河川工務課から水位情報等の通知がある。



例 水位情報通知等は名古屋市から排水機管理者と県関係機関及び関係市町に発信します。

排水状況報告は名古屋市から愛知県尾張建設事務所へ行い、愛知県尾張建設事務所は愛知県建設局河川課及び愛知県海部建設事務所へ報告する。

13 危険物に関する資料

13-1 危険物施設

(令和4年4月1日現在)

1 佐屋地区

No.	事業所名	設置場所	施設名
1	株式会社TDS	内佐屋町西松原30	給油取扱所（自家用）
2	有限会社横井商店	日置町1310	一般取扱所
3	上田塗装店	日置町上川田74	屋内貯蔵所
4	花王ロジテックス株式会社	日置町山の池37	屋内貯蔵所
5	株式会社豊公石油	佐屋町堤西90-1	給油取扱所
6	日鉄物産荒井オートモーティブ株式会社	須依町2189	屋内タンク貯蔵所
7	株式会社大井石油佐屋SS	稲葉町米野255-2	給油取扱所
8	愛西市役所	稲葉町米野308	地下タンク貯蔵所
9	愛西市文化会館	稲葉町米野303	地下タンク貯蔵所
10	シームインターナショナル 有限会社	稲葉町村南1202	移動タンク貯蔵所
11	株式会社柴正	北一色町昭和293	一般取扱所
12	JXTGエネルギー株式会社	北一色町東田面212-1	給油取扱所
13	垣見鉄工アリーナ（親水公園 総合体育館）	落合町上通21	地下タンク貯蔵所
14	名古屋エアゾール株式会社	落合町中河原1628	一般取扱所・屋内貯蔵所 地下タンク貯蔵所
15	株式会社コメリン	大井町五川東46	一般取扱所
16	株式会社大井石油	大井町弥八193	給油取扱所
17	愛西市佐屋老人福祉センター	大井町浦田面337	地下タンク貯蔵所
18	株式会社日燃物産	大井町前田面182	移動タンク貯蔵所
19	エイワ石油有限会社	大野町茶木38	給油取扱所
20	佐屋運輸株式会社	東條町西田面15	給油取扱所（自家用）
21	昭和橋宇部生コンクリート 株式会社	東條町平城8	給油取扱所（自家用）
22	株式会社オールウェイズ	東條町西田面44-3	給油取扱所（自家用）
23	株式会社カネコ運輸	東條町五反田32-1	給油取扱所（自家用）
24	株式会社山田軽金属	本部田町狭場38	屋外タンク貯蔵所
25	佐川急便株式会社 中京支店佐屋営業所	本部田町鴨田58-1	給油取扱所（自家用）
26	片桐銘木工業株式会社	本部田町宮ノ切239-1	屋内貯蔵所
27	ファルコントランスポート 有限会社	西條町西善太143	移動タンク貯蔵所
28	栄進物流株式会社	西條町大池57-1	給油取扱所（自家用）
29	海部南部水道企業団	西條町大池180	屋内タンク貯蔵所
30	有限会社橋本石油	東保町東河原744	給油取扱所
31	中野建設株式会社	西保町大之内43・44	給油取扱所（自家用）
32	有限会社佐藤石油	西保町同所新田100	給油取扱所
33	東海銘木ツキ板株式会社 （ホテルZIP）	西保町南川原10-1・ 11・12	地下タンク貯蔵所
34	株式会社ヤトミ	西保町南川原92-2	屋内タンク貯蔵所
35	マツダパーツ株式会社	西保町南川原70	屋内貯蔵所
36	アオキアート工業株式会社	西保町南川原190	屋内貯蔵所
37	株式会社宇佐美鉱油 弥富インターSS	西保町増右6-1	給油取扱所
38	愛西市総合斎苑	西保町寄之内2-1	地下タンク貯蔵所
39	今井商会	内佐屋町西新田13-1	給油取扱所（自家用）
40	東洋化学工業株式会社	東條町西田面21	屋内貯蔵所
41	株式会社アンレット	大野町郷裏59-4	屋内貯蔵所

No.	事業所名	設置場所	施設名
42	名阪運輸株式会社	西保町城之内59番1	給油取扱所（自家用）

2 佐織地区

No.	事業所名	設置場所	施設名
1	山田商店	西川端町広口11	一般取扱所
2	株式会社JAあいちエネルギー 西川端給油取扱所	西川端町小城158	給油取扱所
3	有限会社サオリ石販	渚高町五ノ割78	給油取扱所
4	ワールド化学株式会社	町方町宮西53-1	屋内貯蔵所 地下タンク貯蔵所
5	サンワケミカル株式会社	町方町五軒家東24・34・35	製造所・一般取扱所・屋外貯蔵所・地下タンク貯蔵所 屋内貯蔵所
6	日鉄電磁株式会社	町方町西大山田53	屋内貯蔵所
7	領内川用悪水土地改良区 根高排水機場	町方町五軒家東	屋外タンク貯蔵所
8	株式会社ノリタケリサイクル センター	町方町西大山田63-1	一般取扱所・屋内貯蔵所
9	藤浪石油株式会社	諏訪町中杵265-1	給油取扱所
10	アイビ物産株式会社	勝幡町東町307	屋内貯蔵所
11	問清商店	勝幡町小玉出1990-1	一般取扱所
12	株式会社バロー (ホームセンターバロー)	勝幡町小玉出1980	一般取扱所
13	目比川河口排水機場	諸桑町塩田	地下タンク貯蔵所
14	コスモ石油プロパティサービス株式会社 セルフ愛西	勝幡町東町281・282	給油取扱所
15	布目電機株式会社 佐織工場	千引町郷浦104	一般取扱所
16	古瀬排水機場	諸桑町塩田	屋外タンク貯蔵所
17	西川端排水機場	草平町河原	屋外タンク貯蔵所
18	株式会社ブラバンス	佐折町東川70	屋内貯蔵所

3 立田地区

No.	事業所名	設置場所	施設名
1	水谷自動車	早尾町晩稲場158-4	屋内貯蔵所
2	海部南部水道企業団 立田排水機場	早尾町西立切80	地下タンク貯蔵所
3	立田社会福祉会館	石田町宮前6-1	地下タンク貯蔵所
4	社会福祉法人萬里の会 悠々の里	小茂井町宮浦63-1・64-1	地下タンク貯蔵所
5	愛知県経済農業協同組合連合会	森川町一番割75-1	一般取扱所 地下タンク貯蔵所
6	大有コンクリート工業株式会社	森川町井桁西77	屋外タンク貯蔵所
7	立田輪中悪水土地改良区 立田輪中排水機場	森川町弥佐屋敷3048	屋内タンク貯蔵所
8	筏川湛水地区防除事業運営協議会 佐屋川排水機場	森川町梶島182	屋外タンク貯蔵所
9	株式会社光明	三和町田尻15-2	移動タンク貯蔵所

4 八開地区

No.	事業所名	設置場所	施設名
1	株式会社マサル	二子町定納157	屋内貯蔵所
2	株式会社ファンシー祖父江	江西町寺北62	屋内貯蔵所
3	浅井石油店	立石町上136	給油取扱所
4	有限会社八開チップ	鵜多須町寺浦108	給油取扱所（自家用） 移動タンク貯蔵所
		下東川町蔵之段94	移動タンク貯蔵所
5	社会福祉法人 貞徳会（明範荘）	赤目町山之神30-1	地下タンク貯蔵所
6	株式会社ニッソー	藤ヶ瀬町東藤70-3	移動タンク貯蔵所
7	株式会社ニッソー	藤ヶ瀬町東沼42-1	移動タンク貯蔵所

(資料：愛西市消防本部)

13-2 毒物・劇物施設

(令和4年4月1日現在)

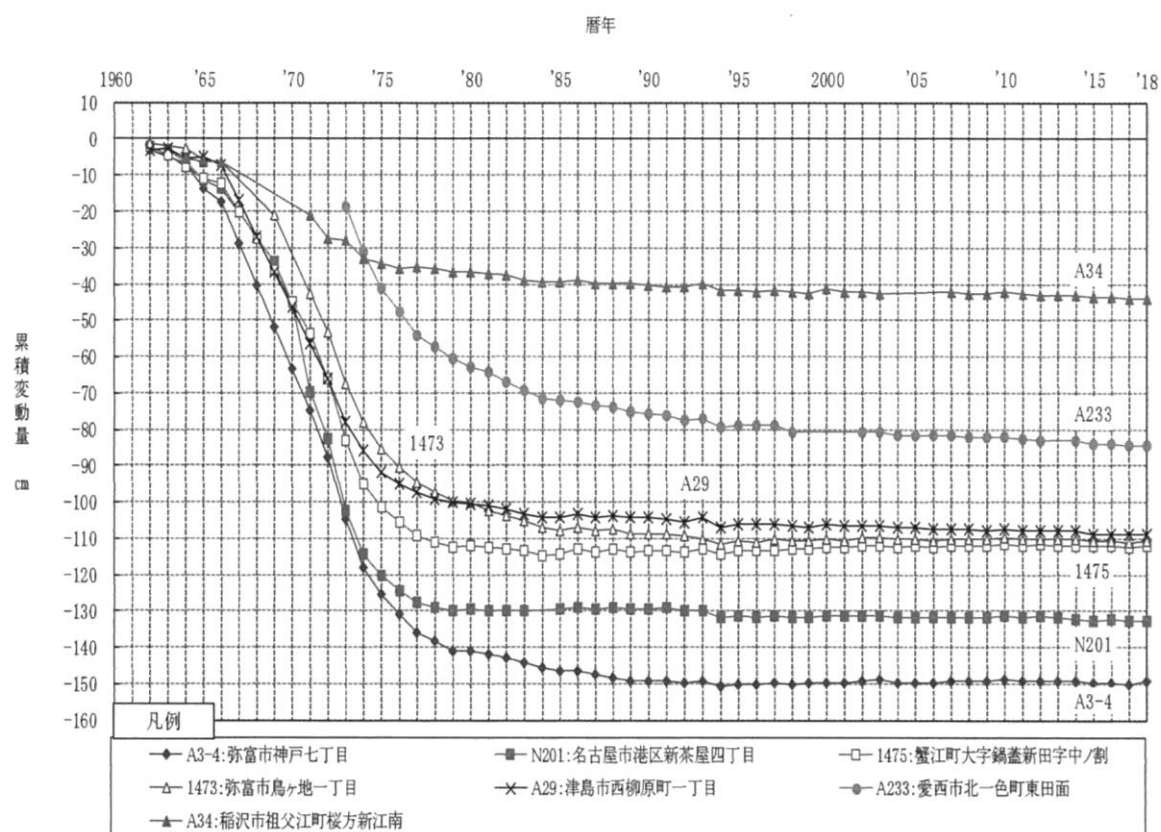
地区	事業所名	設置場所	品 名	数 量
佐屋地区	日鉄物産荒井オートモーティブ株式会社	須依町2189	無水クロム酸	100kg
			クロミヤ（酸化クロムと添加剤の混合）	200kg
			硝酸（消防法に該当しないもの）	200kg
			塩酸	60ℓ
			硫酸	400ℓ
			水酸化ナトリウム	1,000kg
			AC810（水酸化ナトリウムと添加剤の混合物）	120kg
			EC500H（水酸化ナトリウムと添加剤の混合物）	120kg
			パクナ32（水酸化ナトリウムと添加剤の混合物）	120kg
	株式会社山田軽金属	本部田町狭場38	水酸化ナトリウム	200kg
			希硝酸（消防法に該当しないもの）	200kg
			濃硫酸	1,000kg
立田地区	株式会社NIMURA	森川町川平7-1 （本社工場）	トップグループCuM8	200kg
			MS-311（シュウ酸が主成分）	40kg
			過酸化水素	40kg
			サブスターSN-L2	80kg
			酸性フッ化アンモニウム	25kg
			濃硫酸	75kg
			P3T-5100	20kg
			デスマット	40kg
立田地区	株式会社NIMURA	森川町川平11-1 （南工場）	ギルデオン4400	80kg
			塩酸	180kg
			濃硫酸	125kg
			フェノールスルホン酸	175kg
			酸性フッ化アンモニウム	25kg
			67.5%硝酸	200kg
			フレーク苛性ソーダ	50kg
			25%液体苛性ソーダ	50kg
			サブスターZNIII	10kg
			光沢剤Ag 0-56	5kg
			PF-TIN15	20kg
			トップデスマット N-20	1.2kg

(資料：愛西市消防本部)

14 地盤沈下に関する資料

14-1 主要な水準点の累積変動状況（尾張・名古屋市地域）

（1961年～2018年）

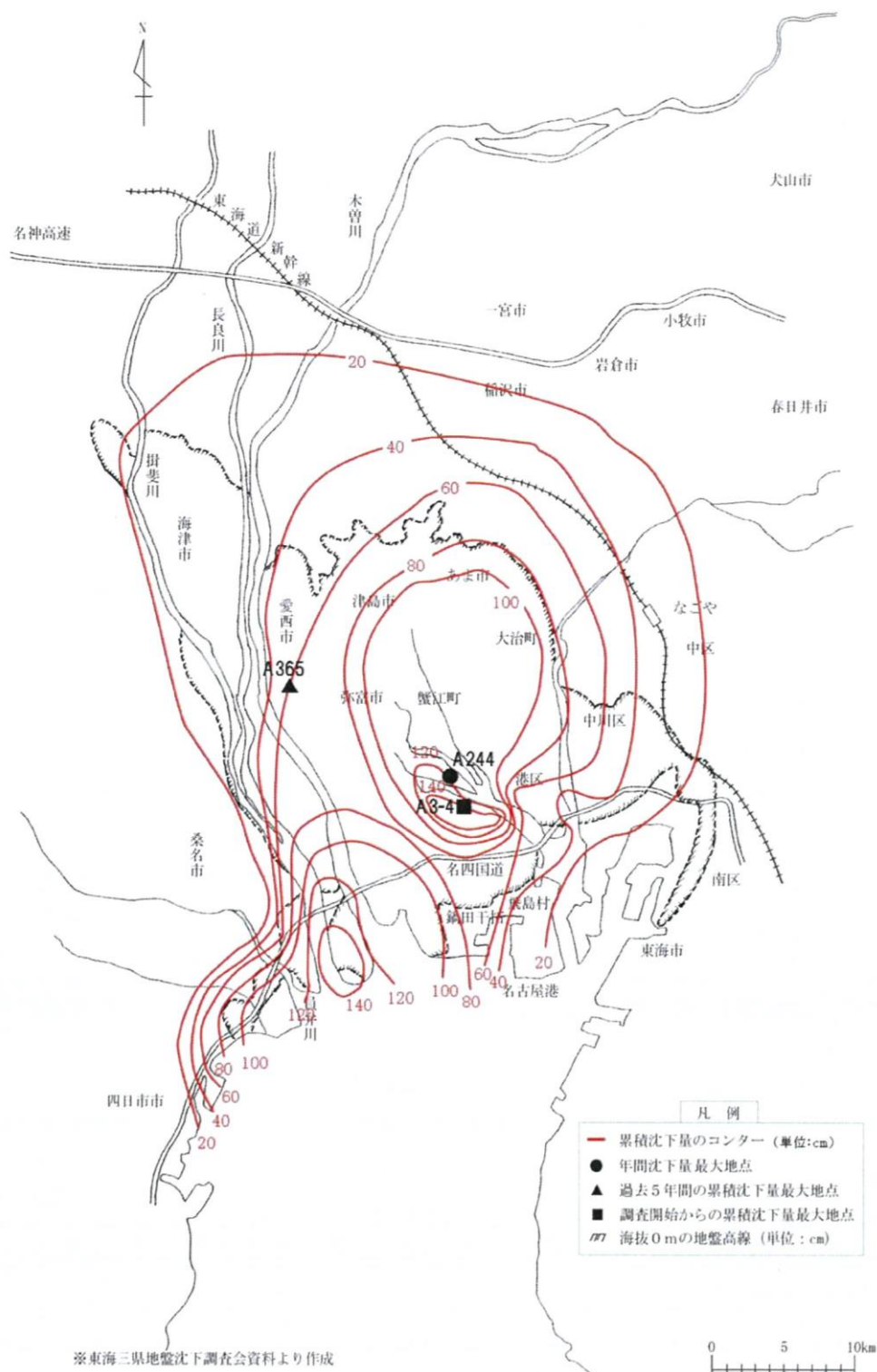


注) A25-1 は 1982 年、A233 は 1999 年、A34 は 2004 年に移設（移設後 3 年間はデータに含めない）

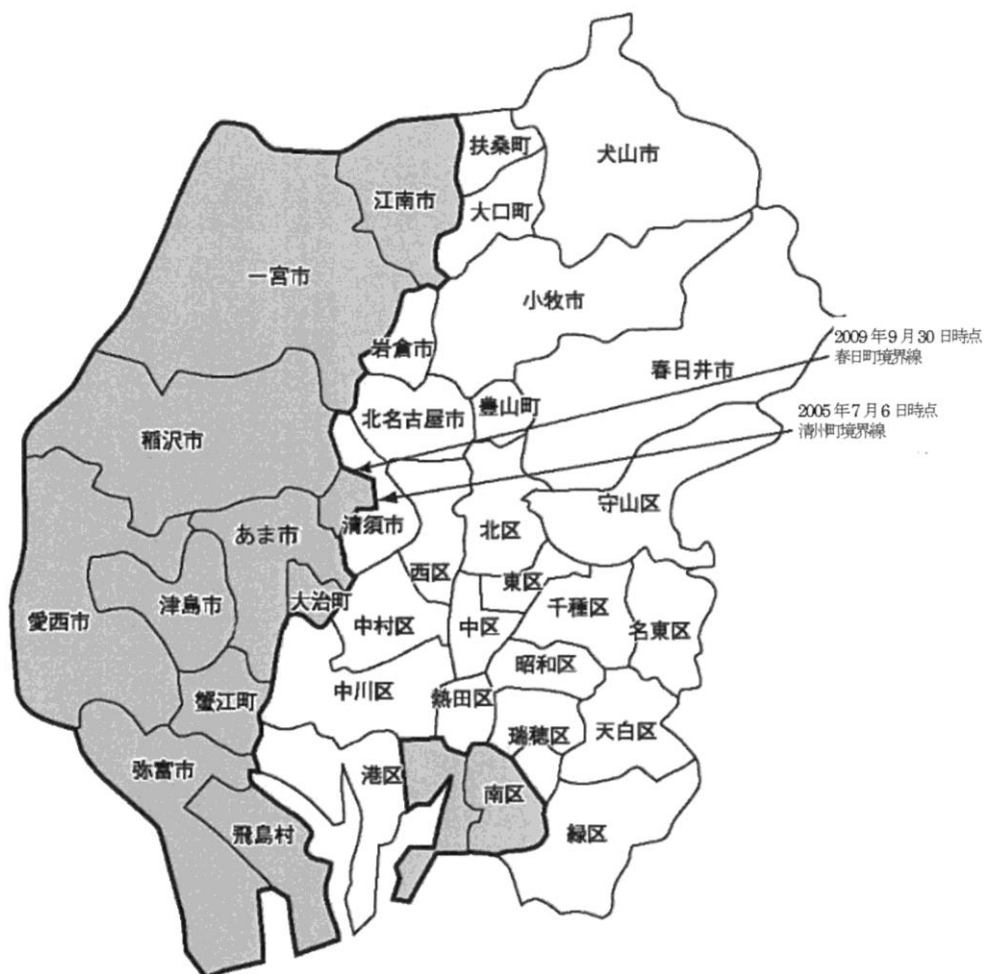
（資料：愛知県地域防災計画）

14-2 累積沈下量のコンター図（尾張・名古屋市地域）

（1961年～2018年）



（資料：愛知県地域防災計画）

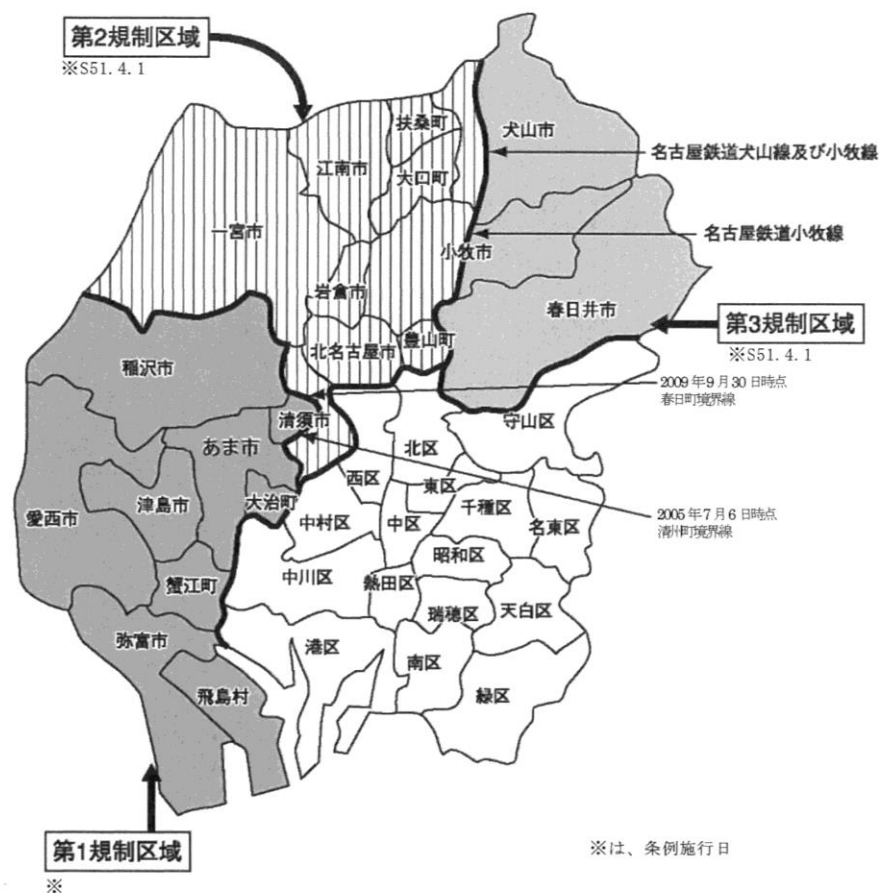


指 定 地 域			揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)	ストレーナーの位置 (地表面下 m)
名古屋 市	イ	南区・港区 (堀川以西と潮見町を除く)	46以下	80以深
			46を超えるもの	300以深
	ロ	イに掲げる地域以外	46以下	90以深
			46を超えるもの	180以深
一宮市をはじめ尾張西部11市町村			19以下	10以浅又は 2,000以深

※2 2015年4月以降、名古屋市内の井戸は名古屋市が所管となる。

461

14-4 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域



許可の基準（新設揚水設備の場合）

1 ストレーナーの位置	地表面下 10m 以浅であること
2 揚水機の吐出口の断面積	19cm ² （径 4.91cm）以下であること
3 揚水機の前動機の定格出力	2.2kw 以下であること
4 1 日あたりの総揚水量（事業所総量）	350m ³ 以下であること

届出による許可の基準（既設揚水設備の場合）

第1規制区域	- 工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日あたりの総揚水量が350m³を超えるもの…昭和51年1月1日から20%削減実施 - 上記以外の用途…現状以下の揚水量
第2規制区域	- 工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日あたりの総揚水量が350m³を超えるもの…昭和52年1月1日から20%削減実施 - 上記以外の用途…現状以下の揚水量
第3規制区域	現状以下の揚水量

（注） 工業用水法対象区域内の工業用途は除く。

（資料：愛知県地域防災計画）

15 ヘリコプターに関する資料

15-1 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

No.	名 称	所在地	電話番号	施設管理者	面積 (㎡)	幅*長さ (m)	至近水 利まで の 距 離(m)	経度 (東経)	緯度 (北緯)	機種 別
1	佐屋総合運動場	金棒町東 20-1	0567-26-8111	教育委員会	31,000	100*100	120	136 44 54	35 09 09	大型
2	佐屋中学校	須依町東田面 2	0567-28-3388	学校長	19,603	100*70	10	136 43 33	35 09 17	小型
3	永和中学校	善太新田町七草平 111-1	0567-31-0015	学校長	9,438	90*100	15	136 45 28	35 07 58	小型
4	佐屋小学校	須依町東田面 17	0567-28-3385	学校長	9,657	70*100	10	136 43 38	35 09 17	小型
5	佐屋西小学校	内佐屋町河原 136	0567-26-7212	学校長	10,029	50*120	90	136 42 59	35 09 20	小型
6	市江小学校	東條町西田面 77	0567-31-0428	学校長	12,500	100*70	50	136 43 33	35 08 13	小型
7	永和小学校	大井町弥八 115	0567-31-0014	学校長	11,016	80*100	5	136 45 35	35 07 59	小型
8	立田中学校	石田町宮東 1	0567-25-2661	学校長	17,000	120*80	50	136 41 39	35 10 19	中型
9	八輪小学校	立石町宮西 39	0567-37-0353	学校長	9,719	72*130	45	136 41 27	35 12 56	中型
10	佐織支所	諏訪町池埋 500-1	0567-55-7145	市長	3,000	70*90	20	136 44 18	35 11 38	小型
11	愛西工科高校	渕高町蔭島 1	0567-37-1288	学校長	23,672	90*140	50	136 43 26	35 13 06	大型
12	佐織中学校	諏訪町郷東 167	0567-28-2543	学校長	9,575	50*100	50	136 44 29	35 11 31	小型
13	佐織西中学校	草平町阿原 86	0567-37-2030	学校長	15,504	100*120	50	136 43 08	35 12 21	中型
14	佐織総合運動場	鷹場町川田 1	0567-37-2166	教育委員会	26,614	140*140	40	136 42 28	35 12 12	大型
15	塩田緑苑多目的広場	諸桑町塩田 110	0567-24-1777	環境事務 組合	10,040	90*90	10	136 45 11	35 11 05	中型
16	草平地域防災コミュニティセンター	草平町草場 77	0567-23-0991	市長	1,920	40*48	10	136 43 02	35 11 53	小型
17	木曽川高畑地区河川防災ステーション	給父町北部 13	0567-37-3678	国土交通省 木曽川下流 河川事務所 愛西市市長	1,700	30*50	300	136 41 07	35 13 42	中型
18	日光川河川防災ステーション	諸桑町塩田	0567-24-2083	海部 建設事務所	5,500	20*20	20	136 45 11	35 11 00	中型
19	ゼロメートル地帯広域防災活動拠点（木曽三川下流域Ⅰ）	大井町浦田面268	052-954-6193	県防災安全 局防災部災 害対策課災 害対策グル ープ	約 13,000	110*105	140	136 44 52	35 08 41	

(地理院地図 GSI MAP 参照)

15-2 自衛隊ヘリコプターによる災害派遣受入準備

1 自衛隊の連絡先（愛知県庁から連絡する場合）

連絡先	電話番号
陸上自衛隊 第10師団 司令部	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線 4235 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (当直室) (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室)、32 (当直)、33 (防衛班) (衛星電話) 9-023-230-31
陸上自衛隊 第35普通科 連隊	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線 4831 (第3科) 課業時間外：内線 4509 (当直室) (防災行政無線) 8-8230-34 (衛星電話) 9-023-230-34
陸上自衛隊 第10特科 連隊	(加入電話) 0533-86-3151 課業時間内：内線 3232 (第3科) 課業時間外：内線 3302 (当直室) (防災行政無線) 8-8240-31 (作戦室)、32 (当直)、33 (第3科) (衛星電話) 9-023-240-31
航空自衛隊 第1輸送 航空隊	(加入電話) 0568-76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室)、32 (当直) (衛星電話) 9-023-250-31
海上自衛隊 横須賀地方 総監部	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-723 (第3幕僚室)

2 災害派遣要請書・災害派遣撤収要請書

災害派遣要請書様式

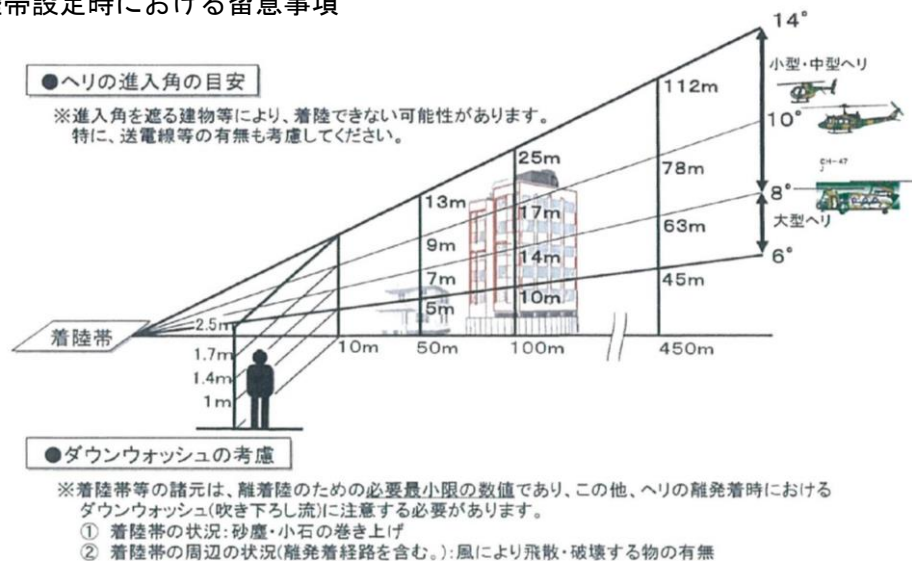
災害派遣命令者 殿	発簡番号 年 月 日
部隊等の派遣要請書	災害派遣要請権者
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水路輸送、防疫等）	
4 その他参考となるべき事項 その他の細部については、〇〇〇〇において調整する。	

2 項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現

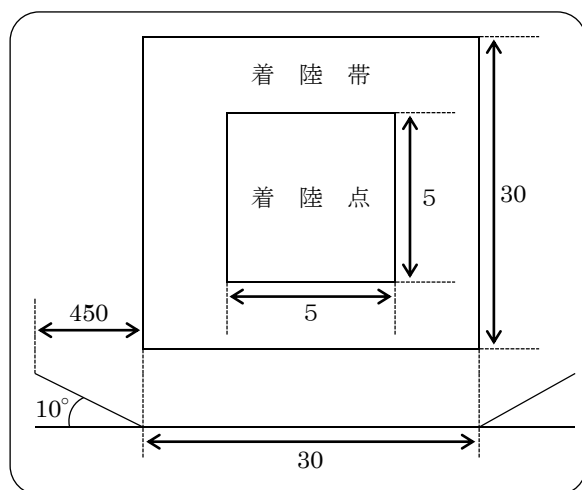
災害派遣撤収要請書様式

災害派遣命令者 殿	発簡番号 年 月 日
災害派遣部隊撤収要請書	災害派遣要請権者
自衛隊災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収されるよう要請します。	

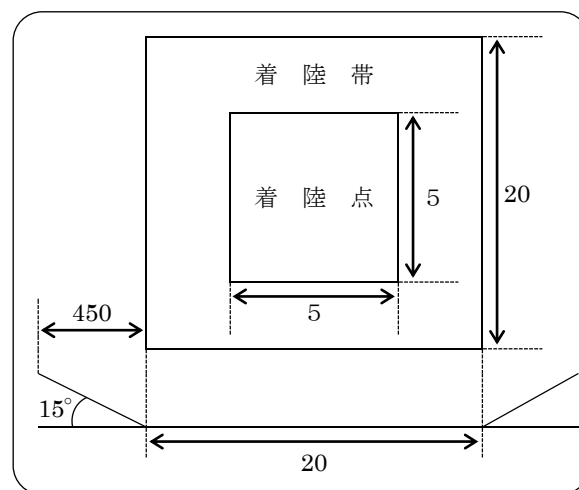
3 着陸帯設定時における留意事項



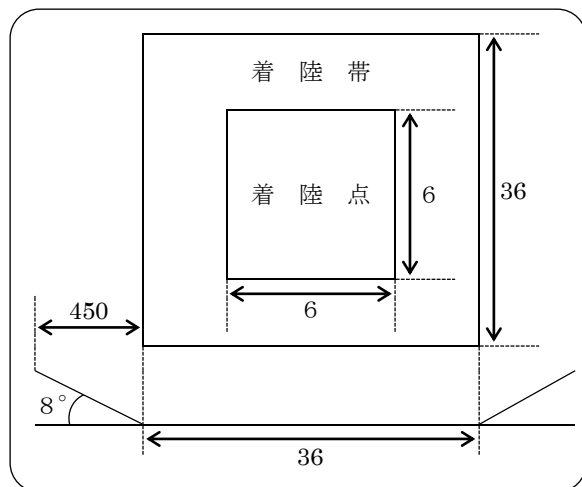
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》



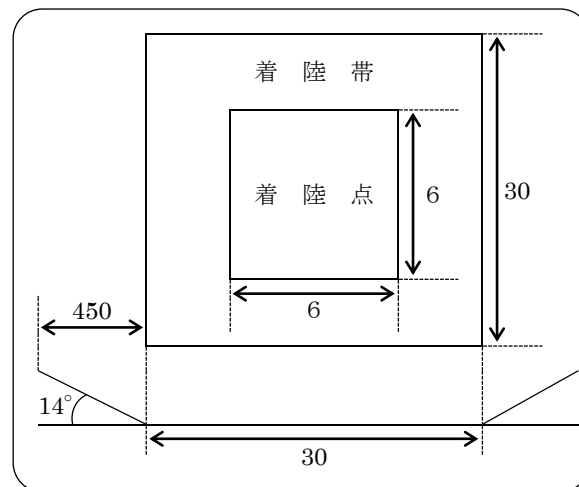
(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》



(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》

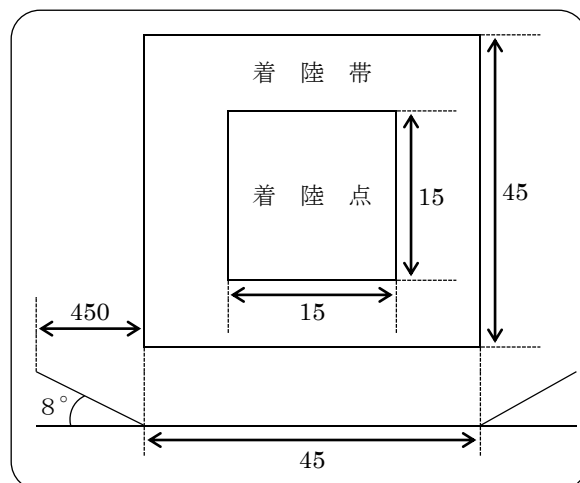


(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》

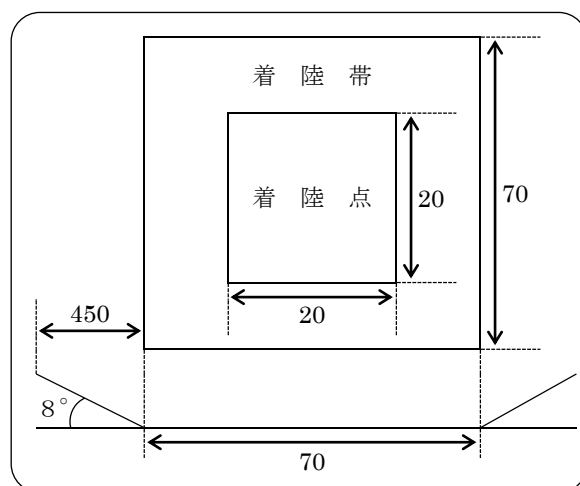


(単位: m)

(c-2) 大型機 (UH-60J) の場合《応急》



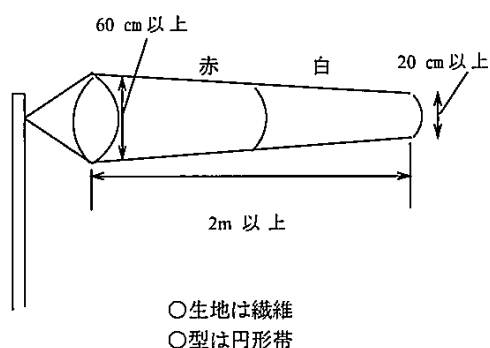
(d-2) 大型機 (CH-47 及び V-107) の場合 《応急》



(資料：愛知県地域防災計画)

(b) 吹き流しの基準

(b) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

467

16 相互応援協定等に関する資料

16-1 災害時相互応援協定

協定名	締結先	主な協定の内容	締結年月日
愛知県内広域消防相互応援協定	県内の消防本部・消防署をおいている市町、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合	大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援	平成 15 年 4 月 1 日
東海三県境地域消防相互応援協定	岐阜県海津市 三重県桑名市	火災、救助、救急その他の災害が発生した場合における相互応援	平成 18 年 12 月 26 日
海部地方消防相互応援協定	津島市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、海部東部消防組合、海部南部消防組合	災害が発生した場合の相互応援・協力による消防業務、救急業務又は救助業務の実施	平成 23 年 4 月 27 日
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	愛知県内の市町村及び一部事務組合	災害時における一般廃棄物処理業務に係る相互応援	平成 26 年 1 月 1 日
水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部の正会員、愛知県下のその他の上水道事業者、三河山間水道整備促進連盟の所属者	(1) 応急給水作業 (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業） (3) 応急復旧資機材の供出 (4) 工事業者のあっせん	平成 16 年 7 月 30 日
災害時における相互応援に関する協定	三重県桑名市、岐阜県海津市	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救助及び応急復旧に必要な職種の職員の派遣 (4) 被災者の一時受入 (5) ボランティアのあっせん (6) 前各号に定めるもののほか、関係市が特に必要と認める事項	平成 19 年 3 月 1 日
災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合	(1) 要請を受けた遺体の火葬 (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及びあっせん (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣 (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項	平成 31 年 3 月 29 日

協定名	締結先	主な協定の内容	締結年月日
災害時における相互応援に関する協定	津島市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) 被災者の一時受入及びその受入に必要な施設の提供 (6) ボランティアのあっせん (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	平成 24 年 2 月 20 日
全国ボート場所在市町村協議会 加盟市町村災害時相互応援協定	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村 青森県むつ市 岩手県花巻市 宮城県登米市 秋田県由利本荘市 秋田県大潟村 福島県喜多方市 茨城県潮来市 埼玉県戸田市 千葉県香取市 新潟県阿賀町 富山県南砺市 石川県小松市 石川県津幡町 福井県美浜町 山梨県富士河口湖町 長野県上諏訪町 岐阜県川辺町 岐阜県海津市 静岡県浜松市 愛知県東郷町 愛知県高浜市 三重県大台町 三重県桑名市 滋賀県大津市 兵庫県豊岡市 兵庫県加古川市 福岡県遠賀町 熊本県菊池市 大分県日田市 鹿児島県薩摩川内市	(1) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供 (2) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急措置に必要な職員等の応援 (5) 応急対策及び復旧・復興対策を円滑に遂行するため、被災者の一時的な受入についても、可能な限り支援するものとする。 (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項	平成 24 年 7 月 27 日
災害時における相互応援に関する協定	稲沢市	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) 被災者の一時受入及びその受入に必要な施設の提供 (6) ボランティアのあっせん (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	平成 24 年 7 月 30 日

協定名	締結先	主な協定の内容	締結年月日
愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) ボランティアのあっせん (6) 被災者の受入 (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	平成 29 年 7 月 6 日
災害応急対策活動における相互応援に関する協定	福島県三春町	(1) 応急、復旧活動の実施に必要な職員の派遣 (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供 (3) 被災者の救出、医療、防疫、資機材、物資搬送等並びに施設の応急復旧活動等に必要な資機材及び物資の提供 (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (5) ボランティアのあっせん (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	平成 29 年 10 月 2 日

16-2 災害時応援協定

協定名	締結先	主な協定の内容	締結年月日
災害支援協力に関する協定	一般社団法人愛知県LPガス協会西部支部海部北分会	(1) LPガスの避難所等への提供 (2) その他市が必要と認める事項	平成18年 3月10日
災害時における応急対策等の応援業務に関する協定	愛西市災害等復旧協力会	(1) 災害対策用資機材等の提供、あっせん及び輸送 (2) 市管理公共施設の被災状況の調査 (3) 市管理公共施設、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助及び緊急交通確保のための障害物の除去 (4) 施設被害の応急対策工事 (5) 応急仮設住宅の建設 (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要な緊急応急業務	平成18年 7月20日
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県	愛知県による航空機を用いた消防の支援	令和4年 4月1日
災害時等における生活物資供給の応援及び施設開放等に関する協定	株式会社義津屋	(1) 被災住民に対する生活物資の調達及び安定供給 (2) 物価等生活情報の収集・提供活動 (3) 所有施設の一時避難場所としての開放等	平成19年 11月15日
船頭平閘門管理所及び周辺施設の災害支援協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所	管理所及びその周辺施設の避難場所としての提供等	平成22年 12月28日
災害支援協力に関する協定	生活協同組合コープあいち	(1) 食料、飲料水その他供給することができる応急生活物資の提供 (2) その他市が必要と認める事項 (3) 災害の地域住民への啓発活動、防災訓練など参加協力	平成23年 12月1日
災害時の医療救護に関する協定	津島市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、津島市医師会、海部医師会	医療救護班の派遣による次の活動の実施 (1) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断 (2) 診察 (3) 傷病者に対する応急処置 (4) 死亡の確認及び死体の検案 (5) 助産 (6) その他医療救護を実施する上で必要な措置	平成24年 7月5日
災害時の歯科医療救護に関する協定	津島市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、津島市歯科医師会、海部歯科医師会	歯科医療救護班の派遣による次の活動の実施 (1) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断 (2) 診察 (3) 傷病者に対する処置 (4) 死亡の処理（死体の検案を含む） (5) その他歯科医療救護班として必要な事項	平成24年 7月5日
災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定	津島市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、津島海部薬剤師会	薬剤師班の派遣による次の活動の実施 (1) 医薬品等の供給への協力 (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力 (3) 医薬品等の保管・管理への協力	平成24年 7月5日

協定名	締結先	主な協定の内容	締結年月日
応急給水支援器具の管理及び使用に関する協定	海部南部水道企業団	海部南部水道企業団が市の所管施設応急給水支援器具を配備し、管理・使用すること。	平成 24 年 7 月 24 日
愛西市災害ボランティア支援センター設置、運営に関する協定	愛西市社会福祉協議会	災害時における「愛西市災害ボランティア支援センター」の設置、運営	平成 24 年 8 月 6 日
災害発生時等における緊急放送に関する協定	西尾張シーエーティーヴィ株式会社	災害発生時等の市民に対する必要な情報（避難の勧告・指示、災害の状況、水・食糧等の配給状況その他ライフラインの復旧状況等）をケーブルTV及びコミュニティFM放送局を通じ提供	平成 25 年 4 月 19 日
名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープあいち	地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合に、応急生活物資を必要とする市町村に対し、愛知県が総合調整役として、被害状況などを踏まえた配分とするための協定	平成 26 年 7 月 22 日
大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定	公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 公益社団法人 愛知建築士会	海部地域において大規模地震が発生したときに、主要な避難所において、余震等による被災後の人命に関わる二次的災害を防止するため、避難所の応急危険度判定業務を迅速かつ的確に実施	平成 26 年 7 月 24 日
災害時給油所石油備蓄事業における備蓄石油類燃料の供給等に関する協定	愛知県石油商業組合	愛知県と愛知県石油商業組合において、大規模地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市町村及び県が指定する車両の石油燃料確保を目的とした、災害時給油所石油備蓄事業で備蓄した石油類燃料の供給	平成 27 年 3 月 31 日
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	大規模災害発生時における廃棄物（がれき、生活ごみ等）の撤去、収集、運搬、分別及び処分についての協力に関する協定	平成 27 年 8 月 27 日
災害時における燃料の供給に関する協定	株式会社TDS	災害時に株式会社TDS（津島自動車学校）の燃料保管施設から燃料（ガソリン、軽油）の供給を受けることができるもの。	平成 28 年 3 月 30 日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時に市が災害対策本部を設置した際、(株)ゼンリンが所有する地図製品等の供給を受けることができるもの。	平成 28 年 7 月 21 日

協定名	締結先	主な協定の内容	締結年月日
災害発生時における愛西市と津島郵便局及び愛西市内郵便局の協力に関する協定	津島郵便局 愛西市内郵便局 (海部立田、佐屋、佐織勝幡、八開、永和、西川端、藤浪駅前)	(1) 緊急車両等としての車両の提供 (2) 被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (5) 郵便物の配送等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項 (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項	平成 29 年 7 月 25 日
災害時の応急対策の協力に関する基本協定	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	(1) 愛西市管理公共施設等の被災状況の調査 (2) 愛西市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集 (3) 愛西市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の復旧 (4) 登記・筆界関係相談所の開設 (5) 平時における愛西市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等 (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務	平成 29 年 8 月 3 日
大規模地震災害時における支援活動に関する協定	大塚ウエルネスベンディング株式会社 タケショウ株式会社	災害対策本部の要請により、災害対応型自動販売機の製品を職員のために無償提供	平成 30 年 2 月 1 日
災害時における緊急物資輸送等に関する協定	佐川急便株式会社 栄進物流株式会社 有限会社アキラサービス	(1) 市の要請に基づき、締結者又は締結者の関係団体が提供する施設での備蓄品や支援物資等の受入と仕分け (2) 市が管理する備蓄品等の避難所への配送 (3) 市が管理する物資集積所等からの避難所への配送 (4) 愛西市災害対策本部等への物流の専門家（作業の指揮者及び技術者等）の派遣 (5) 前各号に掲げるもののほか、市及び協定者が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの	平成 30 年 8 月 23 日
災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定	公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会	(1) 災害等の発生時における消毒活動 (2) 災害等の発生時におけるねずみ及び衛生害虫の駆除活動 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動	平成 30 年 10 月 16 日

協定名	締結先	主な協定の内容	締結年月日
災害時における無人航空機による支援協力に関する協定	株式会社D S A	(1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること。 (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること。 (3) 災害時情報収集のための市職員等への技術指導、連携に関すること。 (4) その他必要な事項については甲、乙協議のうえ決定すること。	平成 31 年 3 月 28 日
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社 東海支店	避難所における特設公衆電話の設置に関すること。	令和元年 5 月 14 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	(1) ヤフーが、愛西市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、愛西市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。 (2) 愛西市が、愛西市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。 (3) 愛西市が、愛西市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。 (4) 愛西市が、災害発生時の愛西市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。 (5) 愛西市が、愛西市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。 (6) 愛西市が、愛西市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。	令和元年 7 月 13 日
災害時における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定	タフバリア有限公司	災害時において、市の要請により移動トイレカー及び移動事務室車の供給、運搬、設置及び撤去に関すること。	令和元年 9 月 27 日
災害時における無人航空機による支援協力に関する協定	株式会社N T セブンス	(1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること。 (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること。 (3) 災害時情報収集のための市職員等への技術指導、連携に関すること。 (4) その他必要な事項については甲、乙協議のうえ決定すること。	令和元年 11 月 1 日
災害時における備蓄用パンの供給に関する協定	一般社団法人ブレイクスルーバンク	災害時において、市の要請により備蓄用パンの無償提供	令和元年 11 月 1 日

協定名	締結先	主な協定の内容	締結年月日
大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定	愛知県社会保険労務士会	(1) 労働保険関係の相談支援 ア 雇用保険（失業保険）の手續の仕方、離職票の書き方に関する相談等 イ 労災保険における給付の手續きに関する相談等 (2) 健康保険及び年金関係の相談支援 ア 資格確認書の再発行などの健康保険に関する相談等 イ 遺族年金、障害年金の手續の仕方などの年金に関する相談等 ウ 年金手帳の再発行の相談、年金の各種変更手續の仕方に関する相談等	令和元年 12月17日
災害時における非常無線通信の協力に関する協定	愛西コミュニティハムクラブ	災害時において、電波法(昭和25年法律第131号)第52条4号に規定する非常通信の範囲内で行うアマチュア無線通信業務に関すること。	令和2年 3月24日
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	地震、風水害等による災害が発生した場合に、市の要請により災害対応物資の供給を受けること。	令和2年 4月23日
災害時における家屋被害認定業務に関する協定	公益社団法人愛知県建築士事務所協会 公益社団法人愛知県建築士会 愛知県土地家屋調査士会 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会	災害時の罹災証明書発行に係る住家の被害認定調査において、関係団体会員の派遣応援に関すること。	令和2年 5月29日
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社	災害時において災害廃棄物の処理支援を目的とし、廃棄物の撤去、収集運搬、処理等の支援に関すること。	令和2年 7月10日
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	セッツカートン株式会社	災害において市の要請により段ボールベッド等の避難所運営に必要な物資の供給を受けること。	令和2年 8月19日
災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	(1) 停電情報等必要な情報の共有 (2) 道路の通行に支障を来たした場合の通行の確保 (3) 道路啓開作業要請への協力 (4) 停電復旧作業の協力 (5) 病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設の情報の共有 (6) 道路の寸断及び停電を未然に防止するための樹木の除去等の事前対策 (7) 連携を円滑に実施するため、訓練等へ可能な限りの協力	令和3年 1月29日
災害時における建設資機材等の供給協力に関する協定	日立建機日本株式会社 中部支社愛知三重支店	(1) 発電機、照明器具等の生活関連資機材 (2) 土木機械、発電機、照明器具、水中ポンプ及び業務用ヒーターその他の機械器具 (3) トラック及びダンプカー (4) 仮設トイレ (5) 冷暖房器具 (6) その他災害時に必要とする建築資機材等	令和3年 4月1日

16-3 災害時一時避難所協定

協定名	締結先	主な協定の内容	締結年月日
災害時における一時避難所としての使用に関する協定	株式会社ひまわりケアサービス (ひまわり会館 2 F・3 F・4 F)	災害時において、施設管理者の所有施設を一時避難所として使用し、市民を受け入れること。	平成 24 年 3 月 1 日
	株式会社名古屋光商事 (倉庫 2 F・3 F)		平成 24 年 3 月 1 日
	シーキューブ株式会社 (津島ビル 4 F)		平成 24 年 4 月 1 日
	垣見鉄工株式会社 (倉庫 2 F・3 F)		平成 24 年 8 月 1 日
	株式会社フジテックス (作業所 2 F・3 F)		平成 24 年 8 月 1 日
	日起建設株式会社 (愛西ガーデン 2 F)		平成 26 年 7 月 23 日
	佐川急便株式会社 S G リアルティ株式会社 (佐屋営業所 2 F・4 F)		平成 27 年 2 月 25 日
	メドライン株式会社 (愛西物流センター 2 F)		平成 29 年 3 月 30 日
	株式会社テクノ豊栄 (本社ビル 2 F)		平成 29 年 12 月 13 日
	あいち海部農業協同組合 (北部営農センター 2 F、 永和支店 2 F、佐屋支店 2 F、 立田支店 2 F、八開支店 2 F、 佐織支店 2 F、西川端支店 2 F、 市江支店 2 F)		平成 30 年 7 月 13 日
	鴻池運輸株式会社 (愛西配送センター倉庫 3 F、 事務所 2 F)		令和 2 年 9 月 29 日
	日本通運株式会社 (愛西ロジスティクス事業所事務棟 4 F)		令和 2 年 9 月 29 日
	布目電機株式会社 (佐織第 3 工場屋上、愛西工場屋上)		令和 3 年 6 月 1 日
	株式会社三和スクリーン 銘板 (株式会社プラバンス 金型棟 2 F)		令和 3 年 8 月 12 日

17 関係条例・規則等

17-1 愛西市防災会議条例

〔平成17年4月1日〕
条 例 第 14 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、愛西市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 愛西市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- (組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

(会長、副会長及び委員)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛西市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関のうちから市長が任命する者
 - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (7) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第7号及び第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

17-2 愛西市災害対策本部条例

〔平成 17 年 4 月 1 日〕
〔条 例 第 15 号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、愛西市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

17-3 愛西市地震災害警戒本部条例

〔平成17年4月1日〕
条 例 第 16 号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、愛西市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に指定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 愛西市消防本部消防長又は当該市の消防吏員その他の職員のうちから市長が任命する者

(6) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

17-4 災害救助法施行細則（抜粋）

〔昭和40年10月29日〕
〔愛知県規則第60号〕

最近改正 令和2年3月27日規則第16号

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

（救助実施区域の公告）

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

（実費弁償の程度）

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

（扶助金の支給基礎額）

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日 当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間あたりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅 費

職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第2（第19条関係）

対 象 者	扶 助 金 の 支 給 基 礎 額
法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例による額

平成 25 年内閣府告示第 228 号より

救 助 の 程 度 及 び 方 法				救助の期間
救助の種類等		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	1 避難所は、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。 2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。	避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。 (1) 基本額 1人1日あたり320円 (2) 加算額 ア 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季（10月から3月まで）の場合 別に定める額	避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
	応急仮設住宅	1 応急仮設住宅には、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。 2 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。 3 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することがある。 4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することがある。	1 応急仮設住宅の1戸あたりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,621,000円以内とする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設あたりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。	応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。 2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。	炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日あたり1,080円以内とする。	炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間																				
救助の種類等		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額																				
			域における通常の実費とする。																				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 （1）被服、寝具及び身の回り品 （2）日用品 （3）炊事用具及び食器 （4）光熱材料	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯あたり次の額の範囲内とする。 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。 （1）住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯																					
		<table><tr><th>季別 世帯区分</th><th>夏季（4 月から 9 月まで）</th><th>冬季（10 月から 3 月まで）</th></tr><tr><td>1 人世帯</td><td>18,300円</td><td>30,200円</td></tr><tr><td>2 人世帯</td><td>23,500円</td><td>39,200円</td></tr><tr><td>3 人世帯</td><td>34,600円</td><td>54,600円</td></tr><tr><td>4 人世帯</td><td>41,500円</td><td>63,800円</td></tr><tr><td>5 人世帯</td><td>52,600円</td><td>80,300円</td></tr><tr><td>6 人世帯以上</td><td>52,600 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 7,700 円を加算した額</td><td>80,300 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 11,000 円を加算した額</td></tr></table>	季別 世帯区分	夏季（4 月から 9 月まで）	冬季（10 月から 3 月まで）	1 人世帯	18,300円	30,200円	2 人世帯	23,500円	39,200円	3 人世帯	34,600円	54,600円	4 人世帯	41,500円	63,800円	5 人世帯	52,600円	80,300円	6 人世帯以上	52,600 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 7,700 円を加算した額	80,300 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 11,000 円を加算した額
		季別 世帯区分	夏季（4 月から 9 月まで）	冬季（10 月から 3 月まで）																			
1 人世帯	18,300円	30,200円																					
2 人世帯	23,500円	39,200円																					
3 人世帯	34,600円	54,600円																					
4 人世帯	41,500円	63,800円																					
5 人世帯	52,600円	80,300円																					
6 人世帯以上	52,600 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 7,700 円を加算した額	80,300 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 11,000 円を加算した額																					
（2）住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により損害を受けた世帯																							
		<table><tr><th>季別 世帯区分</th><th>夏季（4 月から 9 月まで）</th><th>冬季（10 月から 3 月まで）</th></tr><tr><td>1 人世帯</td><td>6,000円</td><td>9,700円</td></tr><tr><td>2 人世帯</td><td>8,000円</td><td>12,600円</td></tr><tr><td>3 人世帯</td><td>12,000円</td><td>17,900円</td></tr><tr><td>4 人世帯</td><td>14,600円</td><td>21,200円</td></tr><tr><td>5 人世帯</td><td>18,500円</td><td>26,800円</td></tr><tr><td>6 人世帯以上</td><td>18,500 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 2,600 円を加算した額</td><td>26,800 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 3,500 円を加算した額</td></tr></table>	季別 世帯区分	夏季（4 月から 9 月まで）	冬季（10 月から 3 月まで）	1 人世帯	6,000円	9,700円	2 人世帯	8,000円	12,600円	3 人世帯	12,000円	17,900円	4 人世帯	14,600円	21,200円	5 人世帯	18,500円	26,800円	6 人世帯以上	18,500 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 2,600 円を加算した額	26,800 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 3,500 円を加算した額
季別 世帯区分	夏季（4 月から 9 月まで）	冬季（10 月から 3 月まで）																					
1 人世帯	6,000円	9,700円																					
2 人世帯	8,000円	12,600円																					
3 人世帯	12,000円	17,900円																					
4 人世帯	14,600円	21,200円																					
5 人世帯	18,500円	26,800円																					
6 人世帯以上	18,500 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 2,600 円を加算した額	26,800 円に、世帯人員が 5 人を超えて 1 人を増すごとに 3,500 円を加算した額																					
		（3）船舶の遭難等により損害を受けた世帯 その都度厚生労働大臣に協議して決定する額																					
医療及び助産	医療	1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律	医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 （1）救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費 （2）病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額 （3）施術者による場合 協定料金の額																				
			医療を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。																				

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
	第 217 号) に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号) に規定する柔道整復師 (以下「施術者」という。) を含む。) において医療 (施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。) を行うものとする。 3 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診察 (2) 薬剤及び治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護		
助産	1 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。 2 助産は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 (2) 助産師による場合 慣行料金の 8 割に相当する額	助産を実施する期間は、分べんした日から 7 日以内とする。
被災者の救出	被災者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。	被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。
被災した住宅の応急修理	1 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。	被災した住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1 世帯あたり 567,000 円以内とする。	災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であって、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であって、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。	生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、1 件 (1 世帯) あたり生業費については 30,000 円以内、就職支度費については 15,000 円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。 (1) 貸与期間 2 年以内	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 箇月以内に完了するものとする。

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
		(2) 利子 無利子 (3) 担保 連帯保証人1人	
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に對して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書（小学校児童及び中学校生徒に對して給与する場合に於ては教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に對して給与する場合に於ては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。） (2) 文房具 (3) 通学用品	学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 教科書代 教科書の実費 (2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童1人あたり 4,200 円 中学校生徒1人あたり 4,500 円 高等学校等生徒1人あたり 4,900 円	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。
埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。 (1) 棺（附属品を含む。）又は棺材 (2) 火葬又は土葬 (3) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。 満12歳以上の者 1体あたり 208,700 円 満12歳未満の者 1体あたり 167,000 円	埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
死体の搜索	死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
死体の処理	1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案	死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体あたり 3,400円 (2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあっては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額） ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費 イ 既存建物を利用することができない場合 1体あたり 5,300円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。） (3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額	死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
障害物の除去	障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯あたり134,300円以内とする。	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。 (1) 被災者の避難の場合 (2) 救済用物資の整理及び配分の場合 (3) 飲料水の供給の場合 (4) 医療及び助産の場合 (5) 災害にかかった者の救出の場合 (6) 死体の搜索の場合 (7) 死体の処理の場合	応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

17-5 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年4月1日

条例第88号

改正 平成23年12月22日条例第15号

平成31年3月29日条例第10号

令和元年9月30日条例第32号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（2） 市民 災害により被害を受けた当時、愛西市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（1） 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟

姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者の死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関して、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかった場合において、その症状が治癒したとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損傷があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

- 2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金の包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年佐屋町条例第1号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年立田村条例第2号）、八開村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年八開村条例第3号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年佐織町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年12月22日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月29日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例（次項において「新条例」という。）第14条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについての新条例第15条第3項の規定の適用については、同項中「及び償還金」とあるのは「、償還金及び保証人」と、「及び令」とあるのは「、令」と、「まで」とあるのは「まで及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条」とする。

附 則（令和元年9月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

17-6 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年4月1日

規則第47号

改正 平成31年3月29日規則第17号

令和3年3月25日規則第4号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年愛西市条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- （2） 死亡の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、愛西市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別及び生年月日

- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
 - (3) 障害の種類及び程度に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (必要書類の提出)

第5条 市長は、愛西市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合には、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人を立てる場合には保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に自己及び保証人の印鑑証明書を添えて、保証人を立てない場合には借用書に自己の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名及び住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 雑則

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町災害弔意金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年佐屋町規則第1号）、立田村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和49年立田村規則第3号）、八開村災害弔意金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年八開村規則第1号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年佐織町規則第2号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月29日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項第4号、第9条及び第11条の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについての改正後の様式第3号の適用については、同様式中「保証人を立てる場合には、保証人」とあるのは、「保証人」とする。

附 則（令和3年3月25日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

診断書

氏 名				生年月日 年 月 日			性 別	男・女			
傷 病 名				負傷発病年月日			年 月 日				
障害の部位				初 診 年 月 日			年 月 日				
既 往 症		既存障害		治 ゆ 年 月 日			年 月 日				
療養の内容 及 び 経 過											
障害の状態 の 詳 細	(図で示すことができるものは図解すること。)										
関節運動範 囲	種類範囲										
	部位										
			右								
			左								
			右								
			左								
			左								
上記のとおり診断します。 年 月 日 病院又は診療所 郵便番号 電話番号 局 番 所 在 地 名 称 診療担当者氏名											

様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
年 月 日		第 号				第 号		
被災日時		年 月 日 時			災害名			
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被害場所			
返す方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦			いつまでに返せますか		年 月(回)	
借入申込者について	フリガナ					男・女	年 月 日生(歳)	
	氏名							
	フリガナ					郵便番号	電話番号	
	現住所	(方)				〒	局 番	
	本籍					勤務先の名称と所在地		
	職業							
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
	収入合計	円			支出合計	円		
資産の状況	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²			住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居		
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²			生活保護	年 月 日より受給(生 住教医)		
	負債	(内容)			(金額)	円		

連 帯 保 証 人 (保 証 人 が 書 い て く だ さ い)	氏 名					男・女	年 月 日生(歳)		
	現 住 所					本籍地			
	職 業			月 収	円	申込者 との関 係		家 族 数	人
	資 産	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)「山林 m ²			名 称			
		建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²			勤務先 所在地	電話 局 番		
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況							(状況) (有・無)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無							(有・無)		
資 金 の 使 途	資金の使い方 総額 円				資金の内訳 合計 円				
	に 円				災害援護資金で 円				
	に 円				手持資金で 円				
	に 円				その他()で 円				
	に 円								
被 害 の 状 況	被災時の具体的状況						負傷	全治 カ月	
	住 居 の 被 害		(1) 全壊 (2) 半壊						
	家財の 被害	品 名	現在購入に要 する費用	被 害 額	品 名	現在購入に要 する費用	被 害 額		
		和ダンス	円	円	婦人用腕 時計	円	円		
		整理ダン ス			畳(畳 中で 畳 が被害)				
		洋服ダン ス							
		鏡 台			障 子				
		腰 掛 机			ふ す ま				
		本箱・本 だな							
		食器戸だ な			小 計				

		食卓・茶 ぶ台			その他被害のあった家計		
		げ た 箱					
		照 明 器 具			品 名	現在購入に要 する被害	被 害 額
		じゅうた ん				円	円
		扇 風 機					
		石 油 ス ト ー プ					
		電気やぐら こたつ					
		電 気 冷 蔵 庫					
		電 気 ・ ガ ス炊飯器					
		電 気 洗 た く機					
		電 気 掃 除 機					
		ミ シ ン					
		電 気 アイ ロン					
		自 転 車					
		テ レ ビ					
		ラ ジ オ					
		柱 時 計					
		目 覚 し 時 計			小計		
		紳 士 用 腕 時計			合計		
		上のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。 年 月 日 (宛先)愛西市長 借入申込者 上の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日 連帯保証人					

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

愛西市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日申込みのありました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたので通知します。

記

貸付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦・半年賦・月賦
利子

資金をお渡しする日と手続について

1 貸付金交付日 年 月 日

2 場所

3 持参していただくもの

- (1) この通知書
- (2) 同封の借用書
- (3) あなたの印鑑
- (4) あなたの印鑑証明書1通
- (5) 保証人を立てる場合には、保証人の印鑑証明書1通

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

愛西市長



災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日申込みのありました災害援護資金は、次の理由で不承認となりました
ので通知します。

(不承認の理由)

様式第5号(第9条関係)

災害援護資金借用書

貸付番号 第 号

借用金額 円

利子

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法

上の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

(宛先)愛西市長

借受人 住所
氏名

㊞

連帯保証人住所
氏名

㊞

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

繰上償還申出書

(宛先)愛西市長

借受人 住所
氏名

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

記

貸付番号 第 号

借受人氏名

貸付けを受けた日 年 月 日

貸付けを受けた金額 円

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還金額 円

償還未済額 円

繰上償還をする日 年 月 日

〃 金額 円

様式第7号(第13条関係)

年 月 日

償還金支払猶予申請書

(宛先)愛西市長

借受人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

記

申請の理由(具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予期間等	カ月 ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

愛西市長



支払猶予承認通知書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったので通知します。

支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

愛西市長



支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるよう通知いたします。

(不承認の理由)

様式第10号(第14条関係)

年 月 日

違約金支払免除申請書

(宛先)愛西市長

借受人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

記

貸付番号		第 号			
支払免除を申請する違約金の金額		円			
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月期	円		円
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

愛西市長



違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記の通り承認されましたので通知します。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円・利子 円に係る 年
月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第12号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

愛西市長



違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたので通知します。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る
違約金は 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

様式第13号(第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号	第 号					
借受人氏名			貸付けを受けた日 年 月 日		貸付金額 円	
償還方法	年賦・半年賦・月賦		償還期限 年 月 日		償還金額 円	
免除申請額	円(償還未済額の全部・一部で 円)					
免除申請理由及び理由 発生年月日又は理由継 続期間						
免 除 申 請 者	フリガナ 氏 名			男 ・ 女	年 月 日生	
	現 住 所					
	本 籍					
	借受人との関係			職 業		
	勤務先及び所在地					
借 受 人 又 は そ の 相 続 人	フリガナ 氏 名			男・女	年 月 日生	
	現 住 所			借受人との続柄		
	職 業			勤務先及び所在地		
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名			男・女	年 月 日生	
	現 住 所				借受人との関係	
	職 業		勤務先及び所在地			
上のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 (宛先)愛西市長 免除申請者						

様式第14号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

愛西市長



災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり承認することとしましたので通知します。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元金	円
	利子	円
	違約金	円
	合計	円
償還を免除した額	元金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利子	円
	違約金	円
	合計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5%の率で違約金がさらに加算されます。

様式第15号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

愛西市長



災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたので通知します。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は、次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

元金	円
利子	円
違約金	円
合計	円

様式第16号(第17条関係)

氏名等変更届

貸付番号	第	号		
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上のとおり異動しましたのでお届けいたします。 年 月 日 (宛先)愛西市長 借受人(又は同居の親族) 住所 氏名 連帯保証人 住所 氏名				

17-7 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

〔平成 18 年 6 月 15 日
18 総食第 294 号制定〕

第1 趣 旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救助を行う場合をいう。以下同じ。）における食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 事前の協定等

1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害補助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第 30 条及び国民保護法第 76 条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）から緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

（1）市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害援助用米穀について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。

（2）知事は、市町村長等が（1）により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

（3）災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として 30 日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3 ヶ月以内とする。これらの期間については、地方農政事務所等が知事との協議の上、決定するものとする。

- (ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は災害対策本部を設置したこと
- (イ) 自衛隊の派遣が行われていること
- (ウ) 知事から 30 日を越える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむをえないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3 ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が支持する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引受人」という。）が該当事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

- 2 1 の協定が成立した場合には、地方農政事務所等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長に対し、それぞれの内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続きは次のとおりとする。

- (1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売却契約の締結は、災害救助法又は国民保護法が発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総合大 2911 号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分担契約担当官が行うものとする。

- (2) 知事に対する地方農政事務所等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（昭和 35 年 4 月 7 日付け食糧第 2232 号（経理）食糧庁長官通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷受指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

- ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続きは次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡し指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合には、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は取引人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領書を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち会わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課長等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡の取れない場合は、当該地域課長等の保管業務担当者である地域農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文章により要請を行うものとする。

(イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から（ア）により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用の米穀等の引渡しの指示を（1）のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、（イ）による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、（1）のウに準じて市町村長等から受領書を徴するものとする。

(エ) 保管業務担当職員は、（ウ）により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自

ら立ち会うか又は地域課長等の職員に立ち会わせるものとする。

イ 市町村長等からの倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受けない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡が取れない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事実及び引渡時の立会人等を記録しておくとして記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は保管業務担当職員に対して連絡がつき次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況を報告するものとする。

ウ 市町村長等が緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 分任物品管理官は、第3の1の(2)のただし書きにより概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行なわれた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任物品管理官は、1の売買契約の締結に当たっては知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これを第3の2の(2)のエの地域課長からの報告書と照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付で荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
 - (1) 分任物品管理官は荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印(知事)を徴した上荷渡通

知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。

(2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。

(3) 倉庫責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人から受領書と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

17－8 災害に強い地域づくりに向けた活動方針（あいち防災協働社会推進協議会）

県民の防災意識や地域の防災力を高め、災害に強い地域づくりを実現していくためには、東海・東南海地震や風水害などの自然災害により予想される被害について、県民一人ひとりが危機意識を高め、災害に備えて実際に行動していくことが大切です。

あいち防災協働社会推進協議会の参加組織は、自分の身は自分の身で守る「自助」、地域の人がお互いに助け合う「共助」、行政による「公助」の三つが連携した防災協働社会の形成を推進し、災害被害の軽減に向けた県民運動を展開します。

<重要取組事項>

1 防災知識の普及啓発

県民一人ひとりが、正しい防災知識を身につけ、災害時に的確に行動できるよう、防災知識の普及啓発を推進します。

2 安全への備えの促進

命を守る上でも、復旧・復興に係る多大なコストに比べても安全への備えがいかに効果的で大切かということについて、県民一人ひとりが理解し行動できるように努めます。

3 連携による地域防災力の向上

防災活動に取り組む各組織が連携して活動することにより、地域の防災力が高まるように努めます。

平成19年7月4日

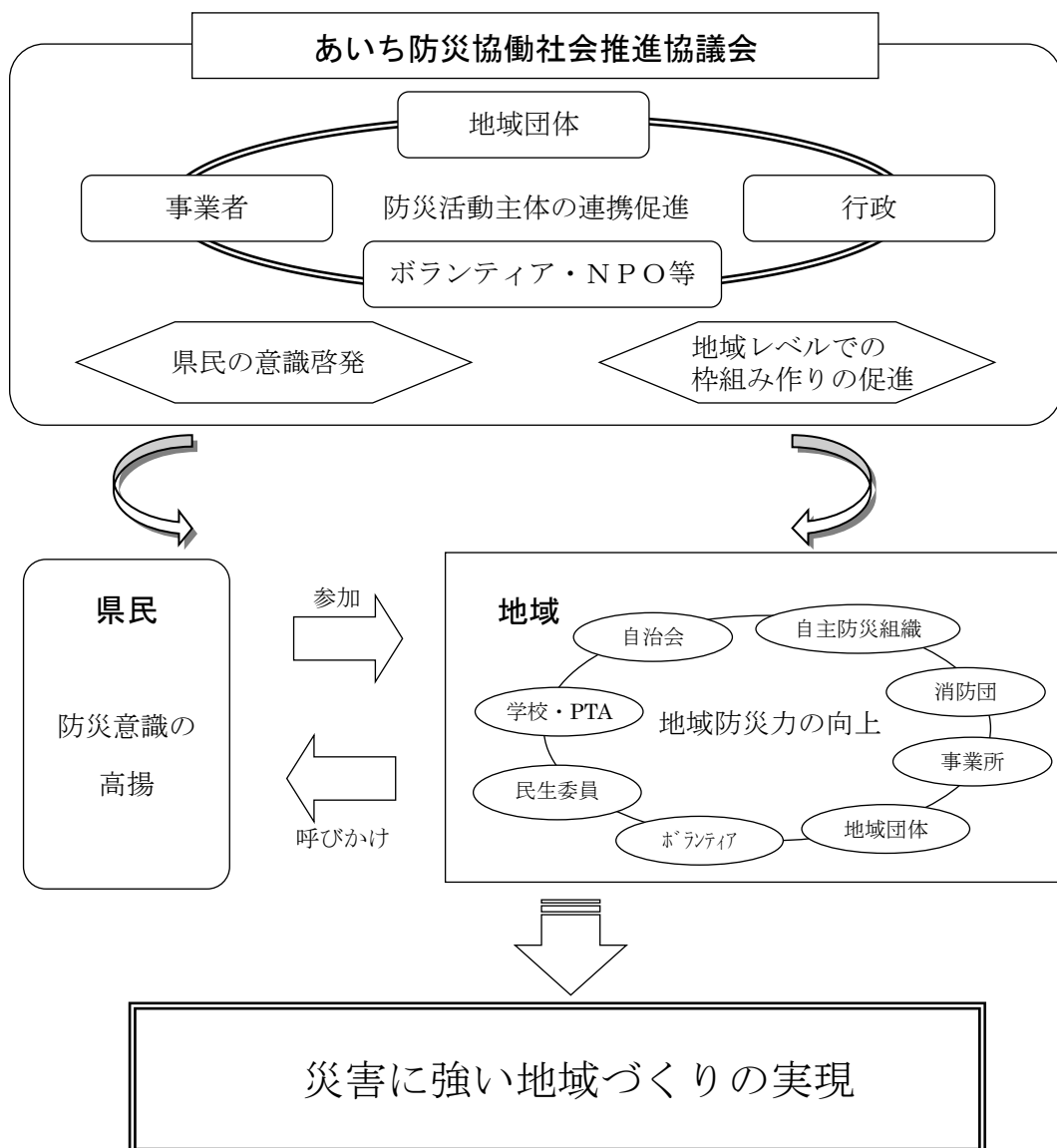
あいち防災協働社会推進協議会

[主な取組内容]

項目	1 防災知識の普及啓発	2 安全への備えの促進	3 連携による地域防災力の向上
県民	○家族で防災について話し合う時間を作るように努めます。 ○自然災害が起きる仕組みや地域の特性について理解し、災害が発生した場合に正しい行動ができるよう努めます。	○住宅の耐震補強、家具の転倒防止等に努めます。 ○食料・飲料水等の備蓄に努めます。 ○初期消火に必要な用具の準備に努めます。 ○災害時における家族間の連絡方法や避難場所、避難の経路及び方法の確認に努めます。	○日頃から隣近所とコミュニケーションをとり、地域の助け合いに参加するよう努めます。 ○地域の一員として、自主防災組織や地域団体が行う防災活動に積極的に参加するよう努めます。
事業者	○事業所の防災計画を作成するなど、災害発生時に従業員がとるべき行動を明らかにするよう努めます。 ○防災訓練、防災研修等に従業員等を積極的に参加させるよう努めます。 ○防災知識の普及啓発や防災活動の担い手となる人材の育成に努めます。	○事業継続計画（BCP）を策定し、継続的に改善するよう努めます。 ○建物の耐震化や備品等の転倒防止に努めます。 ○食料・飲料水等の備蓄に努めます。 ○初期消火及び負傷者等の救出救護のための防災用資機材の整備に努めます。	○事業者がある地域の防災状況の把握に努めるとともに、災害時に敷地や物資の提供などに努めます。 ○地域住民と連携した防災訓練等の実施に努めます。
地域団体	○日常的な地域活動や地域イベントを実施する際に、身近な防災への取組みを合わせて実施するよう努めます。 ○地域の外国人への防災知識の普及啓発に努めます。	○初期消火及び負傷者等の救出救護のための防災用資機材の整備に努めます。 ○防災用資機材を使用した防災訓練の実施に努めます。	○災害発生時における各団体の役割分担等を確認し、災害時要援護者の避難対策など、災害時に効果的な活動ができる、地域の防災ネットワーク作りに努めます。 ○各団体が独自に行ってきたイベントなどの活動に、他の防災関係団体の参加を呼びかけるなど、他団体と連携した取組みの実施に努めます。
ボランティア団体等	○団体の得意とする分野について、県、市町村、地域団体等と連携し、防災知識の普及啓発に努めます。 ○被災地でのボランティア活動で得た知識や教訓を、多くの人に知ってもらえるように努めます。 ○外国人支援のNPOと協働して、外国人への防災知識の普及啓発に努めます。	○災害のイメージを高めるDIG（災害図上訓練）などの実施を通じて、地域の危険な場所を発見する取組みなどを促進して、地域の安全を高めるよう努めます。 ○建築専門家や地域の工務店等と連携して、安全へ備えの促進に取り組むよう努めます。	○地域の防災ネットワークや防災訓練などに積極的に参加し、災害発生時の役割分担等を確認し、災害時に効果的な活動ができるように努めます。
学校	○児童生徒の発達段階に応じ、防災教育が教育活動全体を通じて実施されるよう努めます。 ○災害のリスクや対策を知識としてだけでなく、体験を通じて理解するような防災教育メニュー（防災まち歩き、防災ゲーム等）の導入に努めます。	○学校における安全点検を実施し、備品などの転落防止に努めます。 ○地震防災教育パンフレットの配布等を通じて、家庭における安全への備えが、命を守る上で非常に大切であることを知らせることにより、家庭での取組みが進むよう努めます。	○地域が開催する防災活動に、児童生徒が積極的に参加できるように、家庭や地域との連携に努めます。

項目	1 防災知識の普及啓発	2 安全への備えの促進	3 連携による地域防災力の向上
	○学校等で児童生徒に対して防災教育が実施できるよう、教員を対象とした防災研修の開催に努めます。		
県・市町村	○災害をイメージし、正しく行動する能力を高めることができる啓発資材や体験型メニュー等を提供するなど、積極的な普及啓発に努めます。 ○防災知識の普及啓発や防災活動の担い手となる人材の育成に努めます。 ○外国人への普及啓発を図るため、啓発資材の多言語化に努めます。	○建物の耐震化、家具や備品の転倒防止などの必要性をPRできる模型や映像等を作成し、積極的に安全への備えについて知らせよう努めます。 ○企業等の事業継続計画（BCP）の策定の促進に努めます。 ○安全への備えに積極的に取り組む地域や企業等のイメージが向上するような取組み（防災ランキングや表彰事業等）の実施に努めます。	○地域に密着した防災リーダーを育成するなどして、地域の防災活動の中心となる自主防災組織や消防団等の活性化を推進します。 ○ボランティア等が、地域における防災活動に参加し、災害時に地域の担い手の一つとして活躍できるよう、地域社会とボランティア等の連携に努めます。

〔参考〕 県民運動の推進イメージ



18 災害履歴に関する資料

18-1 過去の風水害の履歴

発生年月日		災害の種別	被害の概要						
明治 29 年 8 月 30 日 ～31 日		暴風雨による風水害	30 日夜、台風が紀伊半島西部を北東に進み、大阪付近を経て、夜半日本海に入り、31 日早朝、能登半島北端を過ぎ、午後には北海道西方へ去った。この台風のため、愛知県下では、特に尾張地方の被害が甚大で、中でも海岸地方では高潮により、各新田は大きな被害を受けた。人・建物・堤防等の被害は、次表のとおりである。						
郡名		種類	人		住 家		非住家		
		死者(人)	負傷者(人)	全壊(戸)	半壊(戸)	全壊(棟)	半壊(棟)		
海 東			8	1	269	398	224	155	
海 西			4	13	301	153	312	187	
郡名		種類	家 屋		堤防		橋		
		流失(棟)	浸水(棟)	決壊(所)		流失・破損(所)			
海 東			39	54	7		1		
海 西			197	155	6		—		
(愛知県警察部調、海東郡 9 月 2 日、海西郡 3 日現在)									
明治 29 年 9 月 4 日 ～11 日		大雨による大水害・洪水	8 月 30 日の暴風雨の後、天気は一旦回復したが、9 月 3 日から悪化し、4 日からは連日の雨となった。5 日は濃尾平野に雷が多発し、特に 6 日から 11 日の間は豪雨になった。そのうちでも 8 日の日雨量は特に多く、三河北東山間部を除いて、愛知県内は全般に 100 mm を超え、特に三河西部から尾張全般では 200 mm 以上となり、名古屋から知多半島北部にかけては、300～350 mm にもなった。4 日から 11 日の総雨量は、尾張地方と三河地方の山間部では 500 mm 以上となり、尾張では 800 mm を超えたところもあった。						
郡名		種類	人		住 家				
		死者(人)	負傷者(人)	全壊(戸)	半壊(戸)	流失(戸)	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	
海 東			12	4	144	553	44	5,873	3,009
海 西			—	—	12	5	1	483	1,108
(愛知県警察部調)									
明治 30 年 9 月 29 日 ～30 日		暴風雨による大水害・洪水（鵜多須切れ）	台風が九州中部から四国北部を通り、29 日午後 9 時には大阪付近を経て、午後 11 時には名古屋の南に達した。その後、東海地方を通過して、30 日午前 2 時には房総を経て、東方海上に出た。この台風は長く陸地を通ったためか、県内では風はあまり強くはなかったが、大雨を伴ったため、木曽川は大增水し、下流一帯に氾濫がおり、30 日午前 7 時 30 分頃、海西郡開治村（現八開村内）鵜多須で佐屋川の堤防が約 90m 決壊して、中島郡の一部及び海東・海西の 2 郡の過半は、濁流の覆うところとなった。家屋の倒壊・流失・破損・浸水したものの概数は、16,500 戸に達したが、幸い夜間ではなかったため、死傷者はわずか 4 人であった。						
郡名		種類	死傷者(人)	住 家					
		流失(棟)	倒壊(棟)	破損(戸)	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)			
海 東			—	31	56	2,417	5,314	2,017	
海 西			2	39	28	87	2,766	503	
(愛知県気象報による)									

発生年月日		災害の種別	被害の概要					
大正元年 9 月 22 日 ～23 日		暴風雨による風水害・洪水・高潮（大正元年の台風）	強い台風が 22 日夜、四国沖に接近して、室戸岬・大阪付近を通して、23 日午前若狭湾に達し、さらに能登半島を経て、北東へ進んだが、名古屋付近では 22 日午後 7 時過ぎから南東の風が強く、近年にない激しい暴風雨となり、伊勢湾北部に高潮が発生し、日光川堤防が延長 1,500m にわたって、決壊破損して氾濫した。					

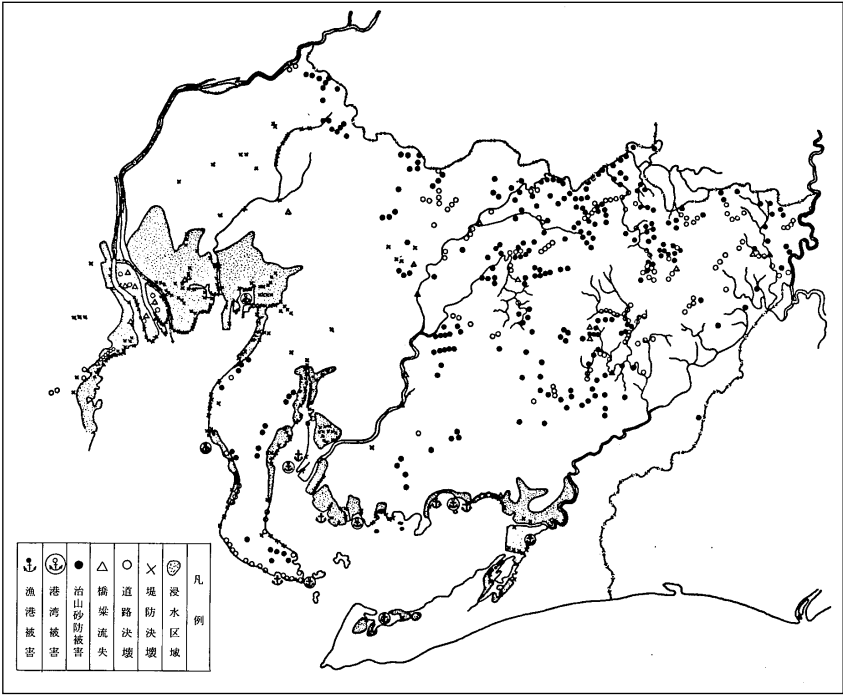
郡名	種類	人		住家			
		死者(人)	負傷者(人)	全壊(戸)	半壊(戸)	破損(戸)	流失(戸)
海 東		－	3	56	39	37	－
海 西		3	6	146	163	2,559	4

(各警察署調「新聞記事」による)

昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風	伊勢湾台風による風水害・洪水・高潮・浪害などの大被害に加えて、海岸堤破壊による長期湛水の被害で大災害があった。 この台風は、超大型で、しかも東海地方の西を通ったため、東海地方は暴風雨となり、特に伊勢湾周辺は激烈で、渥美半島、鳴海付近及び小牧付近で、最大瞬間風速 60m/s 以上の驚異的な風速であった。この強い風は、伊勢湾口から濃尾平野に向かって楔状に入り込み、折からの高潮と重なって古今未曾有の高潮被害を受けた。愛知県下で強い雨が降り始めたのは夕刻頃からで、最も激しかったのは午後 8 時から 11 時頃までの間で、日雨量・総雨量とも驚くほどのものでなかったが、各河川の流域で数時間に集中して降ったため、所によっては記録的な洪水となった。 伊勢湾台風による県下の被害は、死者 3,168 人、行方不明者 92 人、重傷者 3,090 人、軽傷者 55,955 人、家屋の全壊 23,334 戸、流失 3,194 戸、半壊 97,049 戸、床上浸水 53,560 戸、床下浸水 62,831 戸の多きを数え、その推定被害額は、公共的施設被害額 652 億円、民間被害額 2,572 億円、総額 3,224 億円の巨額に達している。 死者及び家屋の流失は、主として高潮によるもので、臨海部に集中し、家屋倒壊は暴風によるものであって、県下各地に広がっている。さらに広大な地域にわたり、長期間湛水したため、農地被害・都市被害を大きくした。
------------------	-------	---

町村名	種類	人(人)					住家(戸)					非住家	人口(人)	
		死者	行方不明	重傷者	軽傷者	計	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水			計
七宝町		1				1	19		39	115	170	343	152	6,265
美和町				7	73	80	45		227			272	87	7,387
甚目寺町		2		16	38	56	85		566		150	801	331	10,846
大治村				7	8	15	35		263		13	311	10	6,271
蟹江町		18		165	1,458	1,641	314	14	624	1,688	367	3,007		15,282
十四山村		36		45	1,372	1,453	270	65	536	31		902	512	4,970
飛島村		121	11			132	180	136	406			722	1,378	4,290
弥富町		308	14	66	1,583	1,971	520	251	772	1,119	271	2,933	576	16,037
佐屋町		1		3	240	244	61		1,167	760	159	2,147	710	12,370
立田村				1	115	116	25		104	18	66	213	221	7,546
八開村				3	18	21	11		81			92	263	5,112
佐織町				1	3	4	49		486	257	308	1,100	357	13,401
海部郡		487	25	314	4,908	5,734	1,614	466	5,271	3,988	1,504	12,843	4,597	109,777

(伊勢湾台風災害復興計画書による)

発生年月日	災害の種別	被害の概要
伊勢湾台風被害分布図 		
昭和 36 年 6 月 24 日 ～27 日	暴風雨による 水害・大雨・洪水	南方海上の梅雨前線は 23 日、24 日、25 日と徐々に陸地に近づき、雨も日を重ねるごとに強く降るようになった。前線は、26 日に海岸沿いに停滞し、四国南方海上の熱帯低気圧（のち台風となる）の影響もあって、前線の活動は活発となり、26 日から 27 日にかけて激しい雨が降った。 この大雨による被害区域は、四国から関東にまで及び、愛知県では浸水家屋 8 万戸を超す大きな災害となった。特に尾西市、津島市を中心とする尾張西部では、豪雨のためほとんどの小河川が氾濫決壊し、伊勢湾台風以来の大きな水害となった。
昭和 51 年 9 月 8 日 ～14 日	51.9 豪雨 （目比川決壊）	9 月 4 日にカロリン群島付近で発生した台風第 17 号は、北西に進んで 8 日午後 3 時には沖大東島の南方海上に達した。当日 9 時の気象衛星写真によると、日本の南東海上にある高気圧の縁辺に沿って、帯状の雲域が北に伸び、四国から関西～東海地方に達していた。一方日本海西部には低気圧があって、これから前線が九州にかけて横たわっていた。 8 日の午後から三重県を中心に降雨が始まり、その後、この雨域は南北に広がった。夜に入って降雨が強まり、愛知県西部、岐阜県西部及び三重県の所々で 1 時間に 30～40 mm の強雨が あった。 一方、名古屋市中川区及び海部郡大治町では、午後 9 時 30 分頃突風が発生し、人家に被害が起きた。 台風は、9 日朝には沖縄付近まで進み、一方、西日本から移動した前線は、本州を縦断した形で停滞の傾向が現われていた。長良川上流から濃尾平野西部、三重県北部に雷を伴った強い雨があり、降り始めからの雨量が 300 mm を超す地域も多く、9 日の夕刻には目比川右岸堤防が決壊した。 51.9 豪雨は、台風が南方海域にある時点から、太平洋高気圧周辺の湿舌と前線による大雨が降り始めた。また台風が北上する頃、太平洋高気圧が強まり、その後台風

発生年月日	災害の種別	被害の概要
		は、九州付近で停滞した前線と湿舌も中部地方から西日本にかけて、ほぼ停滞し、西濃山地や鈴鹿山脈の東側に沿って強い集中豪雨域を形成し、この状態が長時間続いたため、大雨による大災害を起こした。 台風第17号の影響により、9月8日夕刻から降り続いた集中豪雨は、総雨量で600mmを超える驚異的な雨量となり、その上、上流からの排水で町内の各河川は増水し、各所で越水決壊の危険にさらされた。消防団員と一般住民は協力して懸命の水防作業を行ったが、9日夜ついに目比川右岸が約20mにわたって決壊し、濁流はまたたく間に大字千引・古瀬・佐折・勝幡を呑み込み、遂に勝幡学区のほとんどが浸水の被害を被った。
平成12年9月11日 ～12日	東海豪雨	平成12年9月11日から12日にかけて、日本付近に停滞していた秋雨前線は、台風第14号からの暖かく湿った気流の流れ込みにより活動が活発となり、東海地方は愛知県を中心に記録的な大雨となった。 日本海をゆっくりと南下した秋雨前線は、10日21時には東北地方から山陰沖の日本海沿岸に停滞し、その後12日にかけて、日本列島上で南北振動を繰り返した。 一方、台風第14号は11日9時には大型で非常に強い勢力を保ちながら、南大東島の南南東約120kmの海上をゆっくりと北西に進んだ。東海地方には10日夜から台風の前線に広がる雨雲がかかり始め、11日には台風から暖かく湿った空気が多量に流れ込み、前線の活動は著しく活発となった。11日昼過ぎから三重県で激しい雨が降り始め、夕方から夜遅くにかけては、愛知県内各地で記録的な雨が降った。発達した雨雲は三重県南部から愛知県西部に次々と流れ込み、愛知県の激しい雨は12日の明け方まで続いた。 このため、名古屋市内では、広範囲に内水被害が発生し、また、県西部を流れる一級河川新川では堤防が決壊したのをはじめ、県内各河川の破堤は45箇所到了した。浸水家屋は県内で約68,000棟を超え、伊勢湾台風に次ぐ浸水害となった。県内では300箇所を超えるがけ崩れが発生し、6名が犠牲となった(9月21日現在)ほか、農作物では、冠水により野菜・水稻などに大きな被害が出た。大雨ピーク時の11日夕方には、南知多町と美浜町で竜巻により24名が負傷した。また、名古屋市緑区でも竜巻が発生し、家屋に被害が出た。今回の大雨で名古屋地方気象台が観測した、日最大1時間降水量97.0mm、最大日降水量428.0mm、最大24時間降水量534.5mmは、いずれも統計開始以来で最も多い値である。(名古屋地方気象台発行災害時自然現象報告書2000年号外より抜粋)

	人的被害	住家被害		道路		河川
	軽傷(人)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)	破壊(箇所)	冠水(箇所)	越水(箇所)
津島市		46	729		56	
七宝町			134		37	
美和町		6	102		20	
甚目寺町		288	783		全域	5
大治町	1	257	751		430	3
蟹江町	1	12	155		53	
十四山村			4		8	
飛島村			6		22	
弥富町			82		7	
佐屋町			80		61	
立田村				2	20	1
八開村			3	1	20	1
佐織町			24		17	

発生年月日	災害の種別	被害の概要
平成 15 年 8 月 8 日 ～ 9 日	暴風雨 台風第 10 号	台風第 10 号は 8 月 3 日 15 時にフィリピンの東で発生し、7 日 15 時には大型で非常に強い台風となった。台風第 10 号は強い勢力を維持したまま 8 日 21 時 30 分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9 日 6 時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、10 日 6 時に千島近海で温帯低気圧に変わった。 台風第 10 号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で 390mm の総降水量を観測するなど愛知県東部の山地で雨量が多くなった。 県内全域において被害が発生し、負傷者 5 名、一部損壊 5 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 15 棟の被害、被害額は約 24 億円となった。
平成 16 年 10 月 8 日 ～ 9 日	暴風雨 台風第 22 号	台風第 22 号は、10 月 4 日 12 時にフィリピンの東で発生し、8 日 3 時には中心気圧 920hPa、中心付近の最大風速 50m/s の非常に強い台風となった。その後、台風はゆっくり北上し、9 日 16 時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖へ進み 10 日 9 時に日本の東で温帯低気圧となった。 台風が愛知県に最も接近したのは 9 日 14 時から 15 時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで 2 日間で 300mm を超える大雨となり、9 日には約半数の観測所で 10 月としての日降水量の極値を更新した。
平成 16 年 10 月 20 日 ～ 21 日	暴風雨 台風第 23 号	台風第 23 号は、10 月 13 日 9 時にマリアナ諸島で発生し、16 日 21 時には中心気圧 940hPa、中心付近の最大風速 45m/s、暴風半径 280km、強風半径 1100km の超大型で非常に強い台風となった。 その後、台風第 23 号はゆっくり北上し、20 日 13 時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海地方を経て 21 日 9 時に関東の東海上で温帯低気圧となった。 台風の中心が愛知県に最も接近したのは 20 日宵の内から夜遅くで、名古屋では 20 日 18 時 39 分に南の風 33.2m/s、伊良湖では 17 時 28 分に南東の風 35.2m/s の最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で 265mm となり、東三河北部を中心に 200mm を超える大雨となった。 県内全域において被害が発生し、死者 1 名、負傷者 18 名、一部損壊 41 棟、床上浸水 21 棟、床下浸水 160 棟の被害、被害額は約 17 億円となった。
平成 21 年 10 月 7 日 ～ 8 日	暴風雨 台風第 18 号	台風第 18 号は 9 月 30 日 09 時に発生し、ゆっくりと西に進み、10 月 4 日 09 時にはフィリピンの東で、中心気圧 920hPa、最大風速 55m/s の猛烈な台風に発達した。 台風は 6 日から 7 日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧 940hPa、最大風速 45m/s の強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、8 日午前 5 時すぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信地方へ進んだ。 この台風の影響により、伊良湖では 8 日に日最大瞬間風速 39.9 m/s を観測した（1953 年の観測開始以来 10 月の極値を更新）。また、名古屋では、8 日に日最大 1 時間降水量 67.0mm を観測した（1890 年の観測開始以来 10 月の極値を更新）。 県内全域において被害が発生し、負傷者 19 名、家屋全壊 6 棟、半壊 41 棟、一部損壊 2,092 棟、床上浸水 246 棟、床下浸水 1,235 棟の被害、被害額は約 134 億円となった。

発生年月日	災害の種別	被害の概要
平成23年9月2日 ～4日	暴風雨 台風第12号	台風第12号は、8月25日9時にマリアナ諸島の西の海上で発生し、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30日には小笠原諸島付近で中心気圧が965hPa、最大風速が35m/sの大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後北へ向きを変え、9月2日には大型の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3日10時前に高知県東部に上陸した。台風はその後ゆっくりとした速さで北上を続け、18時頃に岡山県南部に再上陸した後、4日未明に山陰沖に進み、5日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。 台風が大型でさらに動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、県内では、降り始め（2日09時）から5日14時までの降水量は、西三河北東部、東三河北部で300mmを超え、豊田市稲武では330.0mmを観測した。
平成23年9月20日 ～21日	暴風雨 台風第15号	台風第15号は、9月13日21時に日本の南で発生し、北に進んだ後西に向きを変え、16日にかけて大東島地方に向かって進んだ。台風は、南大東島の西海上を反時計回りに円を描くようにゆっくり動いた後、19日21時には最大風速が35m/sの強い台風となって奄美群島の南東海上を北東に進み、20日21時には中心気圧が940hPa、最大風速が50m/sの非常に強い台風となった。台風は、速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21日14時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。県内では、19日夕方から、東海地方に上陸し関東地方に進んだ21日夕方にかけて、断続的に強い雨が降り、特に20日は、名古屋市などで激しく降るなど、尾張東部から中濃・東濃にかけて大雨となり、庄内川が氾濫した。降り始め（19日17時）から21日19時までの降水量は、尾張東部、東三河北部で300mmを超えたところがあり、豊田市阿蔵では383.5mmを観測した。また、台風が最接近した21日昼頃から沿岸部では非常に強い風が吹き、伊良湖で21日12時34分に日最大瞬間風速33.0m/sを観測した。 県内全域において被害が発生し、死者4名、負傷者8名、家屋一部損壊69棟、床上浸水239棟、床下浸水572棟の被害、被害額は約30億円となった。
平成24年6月19日	暴風雨 台風第4号	台風第4号は、6月12日15時にカロリン諸島で発生し、フィリピンの東海上に達した後、進行方向を変え発達しながら北上した。18日には沖縄の南海上、19日09時には九州の南海上を北北東に進み、強い勢力を維持しながら本州に接近し、19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した。 その後、台風は紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。その後も北東に進み、関東甲信地方を通過し、20日9時には東北地方の東海上に達し温帯低気圧に変わった。 県内では、この台風と梅雨前線の影響により大雨となり、19日昼前から、断続的に強い雨が降り、台風本体の雨雲がかかり始めた夜には、豊田市阿蔵で1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。降り始め（19日00時）から20日06時までの降水量は、豊田市阿蔵では239.0mmを観測した。また、19日午後から東よりの風が強まり、夜には豊橋で最大瞬間風速29.1m/sを観測するなど東部を中心に東よりの強い風が吹いた。

発生年月日	災害の種別	被害の概要
		県内全域において被害が発生し、負傷者6名、家屋一部損壊8棟、床下浸水4棟の被害、被害額は約5億円となった。
平成25年9月16日	暴風雨 台風第18号	9月13日3時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上に北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した（8時の中心気圧は970hPa）。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。 愛知県では、14日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった16日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では16日9時6分までの1時間に96.0mmの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め（14日21時）から16日16時までの降水量は、豊田市阿蔵で321mmを観測した。解析雨量では、9月16日16時までの48時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約350mmとなった。風については、15日午後から南東よりの風が強まり、16日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速39.4m/s（16日07時20分）を記録した。 海上では15日早朝から波やうねりが高くなり、16日は大しけとなった。
平成26年8月9日 ～10日	暴風雨 台風第11号	台風第11号は、7月29日12時にマリアナ諸島付近で発生し、8月4日09時にはフィリピンの東に進んだ。その後、進路を次第に北に変え、日本の南から四国の南に進み、8月10日06時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した。その後、台風は兵庫県赤穂市付近に上陸し、8月10日の昼過ぎには日本海に達した。8月11日09時には日本海北部で温帯低気圧に変わった。 台風の接近に伴い、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、8月9日未明から10日にかけて大雨となった。 三重県では8月9日の日降水量が、津市白山で435.5mm、津市笠取山で393.0mm、亀山で333.0mmを観測し、統計開始以来の極値を更新した。 降り始め（8月8日14時）から8月10日24時までの総降水量は、三重県大台町宮川で661.5mm、三重県津市白山で518.0mmとなった。 このため、三重県では9日17時20分に大雨特別警報が発表された。
平成26年10月5日 ～6日	台風18号	台風第18号は、9月29日15時にトラック諸島近海で発生し、10月2日09時にはフィリピンの東で大型で非常に強い台風となった。4日09時には南大東島の東南東の海上に進み、次第に進路を北に変え、5日09時には屋久島の南南東の海上で大型で強い台風となった。その後、進路を北から北東に変え、6日03時には潮岬の南南西の海上、6日06時には尾鷲市の東南東の海上を北東に進んだ。6日08時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸し、速度を上げて6日09時には静岡市付近、6日11時には東京23区付近を北東に進み、昼過ぎには関東の東に達した後、6日21時に日本の東で温帯低気圧に変わった。愛知

発生年月日	災害の種別	被害の概要
		県では、降り始めの5日01時から6日12時までの降水量は、豊橋市神野新田町で222.5mm、田原市伊良湖で187.0mm、新城市作手高里木戸口で179.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速21.8m/s、最大瞬間風速27.3m/s、豊橋市豊橋では最大風速19.3m/s、最大瞬間風速32.2m/s、を観測した。
平成26年10月13日 ～14日	台風19号	台風第19号は、10月3日21時にマーシャル諸島で発生したのち西北西に進み、7日21時にはフィリピンの東で猛烈な台風となり、次第に向きを北に変えながら10日03時には沖縄の南で大型で非常に強い台風となった。12日03時には大型で強い台風となり東シナ海を北上した後、12日夜遅くには進路を東に変え、13日08時半頃に鹿児島県枕崎市付近に上陸した。13日09時には大型の台風となり、九州南部を通過し海上に進んだ後、13日14時半頃に高知県宿毛市付近に上陸し、四国を北東に進み、13日20時半頃に大阪府岸和田市付近に上陸した。13日23時には愛知県一宮市付近を通過し、14日00時には岐阜県郡上市付近に進み、14日06時には三陸沖に進んだ後、14日09時には温帯低気圧に変わった。愛知県では、降り始めの13日02時から14日04時までの降水量は、豊田市阿蔵町で125.5mm、愛西市江西町125.0mm、豊根村茶臼山で124.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速22.0m/s、最大瞬間風速28.8m/sを観測した。海上では波の高さが7mの大しけとなった。潮位は、衣浦で10月13日19時38分に最大潮位偏差（瞬間値）77cm、10月13日19時38分に最高潮位（瞬間値）標高147cm、名古屋で10月13日19時42分に最大潮位偏差（瞬間値）73cm、10月13日19時42分に最高潮位（瞬間値）標高150cmを観測した。
平成27年9月9日	台風第18号	台風第18号は、9月7日03時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。8日03時には硫黄島の西北西を時速25kmで北へ進み、8日09時には父島の西に達した。台風は9日01時には八丈島の西南西を時速25kmで北北西に進み、9日07時に愛知県豊橋市の南を北北西に進んだ後、9日10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。台風はその後、9日11時には愛知県名古屋市付近、13時には石川県小松市の南南東を北北西に進んだ後、日本海に進み、9日21時に台風は日本海中部で温帯低気圧に変わった。愛知県では、降り始めの7日13時から10日09時までの降水量は、西尾市一色町で219.5mm、田原市伊良湖で212.5mm、南知多町豊丘で210.5mmを観測した。風については、愛知県常滑市セントレアでは最大風速17.8m/s、最大瞬間風速28.8m/s、田原市伊良湖では最大風速15.9m/s、最大瞬間風速30.3m/s、名古屋市千種区では最大風速14.3m/s、最大瞬間風速30.1m/sを観測した。
平成28年9月19日 ～20日	台風第16号	台風第16号は、9月13日03時にフィリピンの東で発生し、20日00時過ぎに鹿児島県大隅半島に上陸し、西日本の南岸を東北東に進み、20日13時半頃和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、20日夜のはじめ頃に愛知県を東進し、20日21時に東海道沖で温帯低気圧に変わった。愛知県では19日17時までの1時間に岡崎市木下町（愛知県雨量計）で103mmの雨を解析した。また、20日17時23分までの1時間に、蟹江町蟹江で61.0mmの雨を解析した。19日00時から20日24時までの48時間解析雨量積算では、西三河南部で300mmを超える雨量を解析した。

発生年月日	災害の種別	被害の概要
平成 29 年 7 月 4 日 ～ 5 日	台風第 3 号	台風第 3 号は、7 月 2 日 09 時に沖縄の南で発生し、発達しながら北西に進んだ。3 日は東シナ海を北東へ進み、4 日 08 時頃に長崎市付近に上陸した。この後九州を横断し、豊後水道を東へ進んだ後、4 日 12 時過ぎに愛媛県宇和島市付近に上陸した。四国地方を横断した後、4 日 17 時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、4 日夜は東海道沖を東に進んだ。その後、5 日 09 時には日本の東で温帯低気圧に変わった。愛知県では 4 日 18 時 30 分までの 1 時間に瀬戸市付近、豊田市西部付近で約 70mm の雨を解析し、00 時から 24 時までの解析雨量は 150mm を越える雨量を解析した。
平成 29 年 8 月 7 日	台風第 5 号	台風第 5 号は 7 月 21 日 09 時に南鳥島近海で発生し西に進んだ。29 日には父島の東を南西に進み、8 月 1 日には日本の南で北西に向きを変え、6 日には九州の南で北東に向きを変えて進み、7 日 10 時頃に高知県室戸市付近を通過し、7 日 15 時半頃に暴風域を伴ったまま和歌山県北部に上陸した。上陸後は近畿地方を北東に進み、7 日 19 時には三重県伊賀市付近を通過し、8 日 05 時には富山湾に達した。その後も北陸地方の沿岸を北東に進み、8 日 18 時に新潟県佐渡市付近に達した後、9 日 03 時には山形県沖で温帯低気圧に変わった。愛知県では、降り始めの 7 日 00 時から 8 日 24 時までの降水量は豊根村茶臼山で 224.5mm、豊田市阿蔵で 203.0mm を観測した。愛知県常滑市セントレアでは最大風速 22.7m/s、最大瞬間風速 28.3m/s を観測した。県内では突風により人的被害、住家の損壊などが発生した。
平成 29 年 9 月 17 日 ～ 18 日	台風第 18 号	台風第 18 号は、9 月 9 日 21 時にマリアナ諸島で発生し、11 日から 12 日にかけて強い勢力となりフィリピンの東から沖縄の南を北西に進んだ。16 日に進路を東寄りに変えて東シナ海を東北東に進み、17 日 11 時半頃、鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま次第に速度を上げて九州南部及び四国地方を通過し、17 日 22 時頃に兵庫県明石市付近に上陸した後、近畿地方及び北陸地方を北東に進み、18 日北海道を北北東に進み、18 日 21 時にサハリン付近で温帯低気圧に変わった。愛知県ではセントレアで最大風速 24.5m/s、最大瞬間風速は 32.4m/s、名古屋市で最大風速 16.5m/s、最大瞬間風速 30.8m/s を観測した。
平成 29 年 10 月 22 日 ～ 23 日	台風第 21 号	10 月 16 日 03 時にカロリン諸島で発生した台風第 21 号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21 日には超大型で非常に強い勢力となり日本の南海上を北上した。22 日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23 日 03 時頃に超大型で強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま静岡県及び関東地方を北東に進み、23 日 15 時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。愛知県では 22 日から 23 日にかけて、台風第 21 号や前線の影響により広い範囲で大雨や強風となり、23 日は暴風となった所があった。このため、人的被害や住家被害、河川の越水などの被害が発生した。
平成 30 年 7 月 28 日 ～ 29 日	台風第 12 号	7 月 25 日 03 時に日本の南で発生した台風第 12 号は、26 日 21 時には強い勢力となり発達しながら北上し、28 日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近を北西に進んだ。台風は、暴風域を伴い強い勢力を維持したまま東海道沖を西へ進み、29 日 01 時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。東海地方を西へ進んだ非常に珍しい台風となった。愛知県では 28 日から 29 日にかけて非常に強い風が吹き、29 日は暴風となった所があった。このため、強

発生年月日	災害の種別	被害の概要
		風による人的被害が発生したほか、広域の停電や鉄道の運休などライフラインや交通機関に大きな影響があった。
平成30年8月22日 ～24日	台風第20号	18日21時にトラック諸島近海で発生した台風第20号は、小笠原諸島の南西海上を発達しながら北西に進み、22日12時に非常に強い勢力となり日本の南を北西に進んだ。23日は、四国の南海上を北上し、強い勢力で暴風域を伴ったまま23日21時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま四国地方および近畿地方を北上し、24日02時に日本海に抜けた後、24日15時に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。三重県では22日夜遅くから雨が降り、24日にかけて大雨となった。降り始めの22日22時から24日20時までの総雨量の多い所は、大台町宮川 448.5mm、尾鷲 311.0mm、御浜 262.0mmであった。台風が三重県に接近した24日未明に、尾鷲の最大風速は24日00時31分に南南東の風 19.4m/s、最大瞬間風速は24日00時30分に南南東の風 36.3m/s を観測した。海上では台風の接近に伴って、波が高くうねりを伴い、23日夜遅くには外海で9mを超え猛烈なしけとなった。このため、人的被害があったほか、鉄道の運休や船舶の欠航、停電など、交通機関やライフラインに影響があった。
平成30年9月4日 ～5日	台風第21号	8月28日09時に南鳥島近海で発生した台風第21号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、31日09時に猛烈な勢力となった。その後は非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して4日12時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸、15時には若狭湾に達し、日本海沿岸を北上した後、5日09時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。愛知県では4日から5日にかけて猛烈な風が吹き、4日には県内の広い範囲で暴風となり海上では猛烈なしけとなった。また、台風の北上に伴って流れ込んだ雨雲の影響により大雨となった所があった。このため、強風による人的被害や建物の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。
平成30年9月29日 ～10月1日	台風第24号	9月21日21時にマリアナ諸島付近で発生した台風第24号は、フィリピンの東海上を発達しながら西北西に進み、25日00時には猛烈な台風となった。30日は次第に速度を速めながら四国の南海上を北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。愛知県では、台風が強い勢力のまま愛知県西部を通過したため、豊橋で最大風速 27.1m/s を観測し2005年の統計開始以来1位の記録的な暴風となった。最大瞬間風速は 38.1m/s で2008年の統計開始以来2位であった。また、台風本体の雨雲がかかった30日夜を中心に東三河北部では一時的に猛烈な雨が降った所があった。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域および長時間にわたる停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。
令和元年8月14日 ～16日	台風第10号	8月6日15時にマリアナ諸島で発生した台風第10号は北西に進み、14日03時には四国の南に進んだ後、進

発生年月日	災害の種別	被害の概要
		路を北に変え 15 日は豊後水道を北上した。11 時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を、東側 330km 西側 60km と東側に偏った暴風域を伴って通過、15 時頃に暴風域が消滅した状態で広島県呉市付近に上陸した。上陸後台風は中国地方を縦断し 15 日夜には日本海に進み、北上しながら進路を次第に北東に変えて 16 日 21 時に北海道の西で温帯低気圧に変わった。愛知県では、15 日朝から風が強まり始め、台風の進む速度が遅かったため強風は 16 日朝まで続いた。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航などの影響があった。
令和元年 9 月 8 日 ～ 9 日	台風第 15 号	9 月 5 日 15 時に南鳥島近海で発生した台風第 15 号は、小笠原近海を北西に進み、8 日には向きを北よりに変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。9 日 03 時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過、9 日 05 時前に強い勢力で千葉市付近に上陸後、関東地方を北東に進んだ。静岡県では、8 日夜遅くから 9 日未明にかけて暴風となり、非常に強い風を観測した所があった。また、8 日朝から断続的に雨となり、台風が接近した 8 日夜から 9 日未明にかけては伊豆地方を中心に猛烈な雨となり、降り始めからの総降水量は天城山で 440.5 mm となった。海上では、8 日から 9 日にかけて波やうねりが高くなり、石廊崎では 4 m/s を超えるしけとなった。このため、人的被害や建物等の被害が発生したほか、道路の通行止め、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、断水・停電などライフラインへの影響があった。
令和 2 年 9 月 6 日 ～ 7 日	台風第 10 号	9 月 1 日 21 時に小笠原近海で発生した台風第 10 号は、5 日 11 時には大型で非常に強い勢力となり、7 日は九州の西海上から日本海西部を北に進み、8 日 03 時には中国東北区で温帯低気圧に変わった。愛知県には台風本体の雨雲はかからなかったものの、台風東側の暖かく湿った空気と高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が合流して流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、6 日から 7 日にかけて所々で雨となり、特に 7 日昼前から夕方にかけては、雷を伴い非常に激しい雨が降って大雨となった所があった。また、外海ではうねりを伴って大しけとなった。名古屋市で床上浸水などの被害が発生した。

(資料：旧佐織町地域防災計画・愛知県地域防災計画)

18-2 県内における過去の地震災害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。過去約 100 年間の日本における死者 1,000 人以上の大地震（津波も含む。）は 10 回あるが、その内 3 回が愛知県を主要な被害地域として発生している。

愛知県防災会議地震部会は、昭和 51 年以降、愛知県における既往の地震についての精密で体系的な調査研究を行ってきており、過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海洋型大地震と内陸型大地震（遠方大地震、直下地震）のタイプに分けることができる。

1 海洋型大地震………南海トラフ沿いに発生する大地震

発生年	名 称	M (マグニチュード)	被 害 の 概 要
1707 年	宝永地震	M8.6	愛知県では、渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m。震度 7～6。津波も来襲し、渥美表浜で、6～7mにもなった。
1854 年	安政地震	M8.4	愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。津波も来襲し、渥美表浜通りで 8～10m、知多半島西岸で 2～4mとなり被害が出た。震度 6～5。
1944 年	東南海地震	M7.9	死者、行方不明 1,223 人。愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1,148 人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298 棟。震度 6～5、一部 7。小津波あり（波高 1m内外）、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

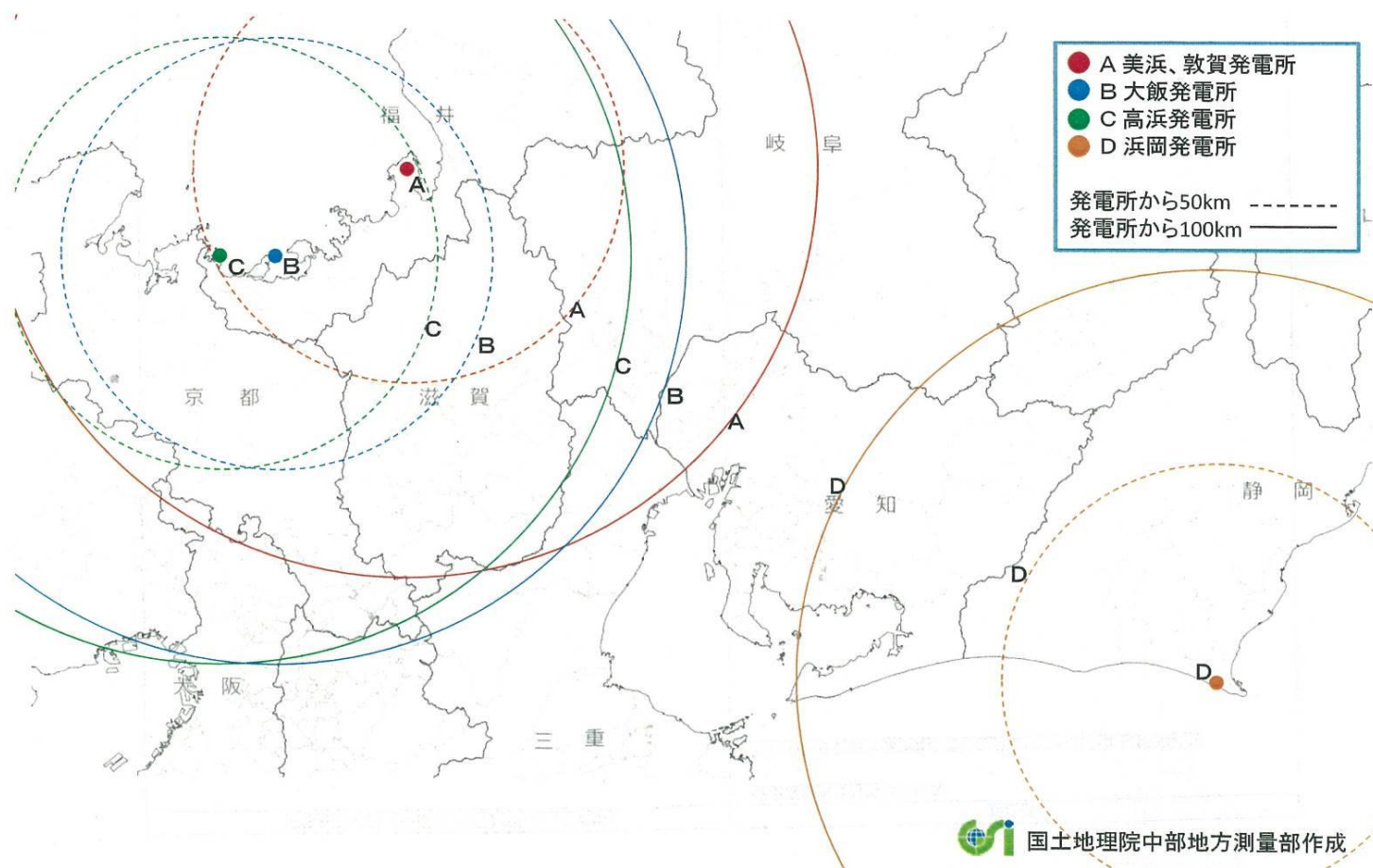
2 内陸型大地震………陸地の断層の破壊によって発生する大地震

発生年	名 称	M (マグニチュード)	被 害 の 概 要
1586 年	天正地震	M7.8	死者 5,500 人以上。この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受けた。震度 7、尾張部 6、三河部 6～5。津波波高 2～4m。
1891 年	濃尾地震	M8.0	死者 7,885 人。愛知県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度 7～6。
1945 年	三河地震	M6.8	死者 2,306 人。三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧南郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟。震度は、西三河南部を中心に 7～6、領域の大部分が 5 以上。津波も発生し、蒲郡で 1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

（資料：旧佐織町地域防災計画）

19 原子力に関する資料

19-1 県外の原子力発電所の位置関係



20 被害想定 of 災害シナリオに関する資料

20－1 被害想定 of 災害シナリオ（南海トラフ地震）

地震発生後		地震発生	1 日後	2、3 日後	1 週間後	1 ヶ月後	半年、1 年後～
被害状況	過去地震最大モデル	市内の全域が震度 6 弱の揺れとなり、老朽木造家屋等が倒壊	市内全域が液状化し沈降している影響で、津波浸水地域では堆積物や湛水等により、救助活動や安否確認活動、応急復旧活動が困難	道路通行の困難が継続し、物資の確保や医療搬送等に必要な主要道路の啓開の遅延、ヘリコプター離発着適地の不足	(ライフラインが徐々に回復旧)	液状化や津波浸水被害を受けた地域の宅地及び道路等の公共インフラの回復が困難であり、地域内に居住する市民等の不安が増大	
		市内のほぼ全域で激しい液状化現象が発生し、多数の建物被害が発生	地震発生直後から上下水道が市内ほぼ全世帯で停止	ライフライン停止が継続している在宅避難者が自宅から徐々に避難所へ避難	上水道の回復旧が市内の約半数にとどまり、断水世帯及び浸水地域の市民の多くが避難生活を継続		
		地震発生直後、市南部で木曽川、日光川から浸水し、最大浸水深約 2m	自宅が全壊及び周辺が浸水等のため、避難所へ避難する市民が増加、浸水地域の周辺では避難所が利用困難となり地域外に避難した結果、入りきれず車中避難者や屋外（テント）避難が多数発生する避難所が発生	応急仮設建築物に対する建築制限の緩和：建基法 85 条	津波被災地や密集市街地における建築制限：建基法 84 条 → 84 条延長 → 復興特措法 → 都市計画決定	津波被災地や土砂最大危険地域における建築制限：建基法 39 条	
		液状化に伴い、市内の道路の多くで隆起や陥没、道路路橋・高架橋等の接合部のずれ、沿道の電柱等の傾斜が発生し通行困難	市外から国道 1 号、155 号を介して市内及び沿岸市町村への応援部隊が多数到着（市内道路で混雑等が発生と予想）	避難者のうち、要配慮者や有病者等を受入可能な公営・民間住宅の空き住宅や、ホテル・旅館等が市内には少なく、十分は支援が困難となる可能性	避難生活の長期化に伴い、ニーズの多様化に対応する必要性（食料・生活必需品から嗜好品、家電等）	応急仮設住宅の建設用地が不足	
		市南部の幹線道路緊急輸送道路）は津波浸水により寸断	応援部隊の受入、救助・捜索活動（県・政府や他の応援機関等と多くの調整を要すると予想）	仮設住宅等の応急住宅の必要戸数、罹災証明のための調査に係るマンパワー不足	避難所避難者数が減少せず、支援者数も不足し、避難所の劣悪な環境の改善が進まず体調を崩す人や生活不活発病の増加、苦情等によるトラブル等が頻発	(応急借上げ住宅により避難所を解消)	
		液状化、津波浸水に伴う鉄道施設の損壊、揺れに伴う路線点検により鉄道が運行停止	停電やシステム障害により金融機関等における為替取引、交通管制システム（交差点等）の混乱等	より被害が甚大な沿岸部等の回復旧が優先され、復旧のため的人数・資機材数が不足するために、ライフライン・インフラの回復旧が遅延	公共交通機関や小売店等の生活機能支障が回復せず、自宅等に戻った市民も就労や通学等の日常生活が困難	(避難所の解消に伴い学校教育を再開)	(応急仮設住宅が徐々に完成)
		発電所・変電所、浄水場、通信施設、下水処理場が被災し停止	治安の悪化（市民や企業が避難した地域等では、空き巣や暴動等の発生）		市内の復旧に係る事業者、復旧用資機材・燃料が大幅に不足	直性被災や就労難、生活苦等によるうつ、震災関連死が増加	
	理論上最大想定モデル（陸側ケース）	市内ほぼ全域が震度 6 強の揺れとなり、多くの建物が揺れにより全壊等の被害を受ける。	建物倒壊に巻き込まれたり、自力脱出困難のため津波浸水被害から逃れられずに多数の死者・行方不明者が発生	(応援部隊の受入、活動が徐々に本格化)	応援部隊の投入が不足・遅延		人材・物資・資金等が大幅に不足し復興が進まない
		木曽川、日光川からの浸水が、地震直後から 12 時間以上に渡り中心部を含む広範囲に及ぶ。	津波警報の継続、捜索部隊の不足、道路閉塞・渋滞、火災・延焼、湛水等により、死者・行方不明者の捜索救助が難航	応援部隊の増加とともに、多数の遺体が救出され、収容場所及び棺等の確保が必要	対応の遅れに伴い、震災関連死が発生		
			医療機関への搬送本格化、対応が必要となる患者数の増大に対し、医療施設の被災、ライフライン機能支障に伴う医療機能の低下、医療従事者や医薬品の不足等で対応困難	指定避難所以外を含む多数の避難所が設置され、避難者数の把握、避難所の生活環境確保、物資ニーズ（種類、必要量）の把握が困難	(がれき除去の遅延による応急復旧活動の遅延の可能性)		被災地での生活が経済面、環境面で改善されず人口減少
		市街地で木造住宅、店舗等から出火、初期消火に失敗した残火災から延焼拡大		捜索・輸送活動等に必要な電力・燃料の調達困難、対応の遅延			
市災害対策本部シナリオ		・災害対策本部設置、活動開始 ・指定避難所の開設 ・県、関係機関等との情報伝達（自衛隊派遣要請等） ・市外からの応援等の受入体制の確保 ・市内の被害状況の把握	(県は応急危険度判定士の派遣要請・受入) ・応急危険度判定の実施 ・他都道府県・他市町村からの応援職員を受入開始	土の派遣要請・受入) ・応急危険度判定の実施 ・他都道府県・他市町村からの応援職員を受入開始	・被害認定調査、罹災証明の発行（復旧活動の本格化） ・民間事業者と連携した物資輸送・管理を実施	・本復旧 復興計画の策定 ・県と連携し、復興支援活動に従事できる人材の応援要請等を実施→過去に被災経験のある行政職員や大学、民間企業等	・求められる応援内容を広域に情報発信
ライフライン対応シナリオ		・市内全域で上下水道が停止 ・広域に停電が発生するため非常用発電機を起動（燃料が無くなると機能停止によりサービス支障が拡大） ・被害状況を把握、緊急遮断等の対応を実施、復旧計画の検討	・重篤患者を市外の受入可能な災害拠点病院へ後方搬送開始（県、国（地方整備局）等による道路工事や護岸工事等）	・停電の解消が一部始まり、停電により停止していた拠点施設（浄水場、処理場、交換機、基地局等）の機能回復も開始 ・電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施 ・広域的に応援要員や機材等が到着し、応急復旧が加速 ・施設の復旧や安全措置のために停止したエリアの安全点検等により少しずつサービス支障が解消 ・ライフライン事業者間での復旧調整が本格化	・広域的な停電が概ね解消され、停電により停止していた拠点施設（浄水場、処理場、交換機、基地局等）が徐々に機能を回復 ・電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施 ・津波により被災した浄水場や処理場の復旧が進まず、多くの需要家で断水や下水道の利用支障が継続 ・LP ガスの供給停止世帯がほぼ復旧	・津波で大きな被害を受けた地域以外では、停電や通信支障の多くが解消（電力需要の回復が供給能力を上回る場合、需要抑制対策が実施される可能性） ・被災が大きい浄水場や処理場を除き、ほとんどの施設が運転できる状態に復旧し、断水や下水道の利用支障の多くが解消 ・津波浸水で固定電話の交換機が被害を受けた地域でも、応急復旧により不通の多くが解消	
救出救助・遺体処理、医療・保健衛生・防疫対応シナリオ		・救急・救助活動の開始 ・緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）、自衛隊の派遣受入（捜索救助のため各機関がヘリコプター等を派遣） ・治療が可能な病院等の開設状況・被害状況を把握 ・医薬品の調達（災害薬事コーディネータとの調整） (県による DMAT 派遣要請)	・棺等の調達 ・人工透析施設稼働状況、特定疾患患者の安否状況等を把握 (県による災害対応に基づく非被災道府県への医療チーム派遣要請)	(消防、警察、海保、自衛隊による捜索・救助活動)	・沿岸部等からの広域的な火葬の受入 ・医師・保健師等の過不足数を把握し、受入及び他市町村への応援派遣について県と調整	・被災者の心身のケアに係る医療関係者（精神科の医師等）の派遣について県と調整 ・災害関連死の認定体制を確立※認定基準等	

地震発生後	地震発生	1 日後	2、3 日後	1 週間後	1 ヶ月後	半年、1 年後～
避難対応シナリオ	・浸水範囲外へ避難 ・指定避難地・広域避難場所への避難勧告・指示 ・避難誘導の実施 ・避難所開設	・食料、生活物資を調達・輸送 ・交通規制による緊急輸送道路の確保 ・避難所等における要配慮者へのケア実施 ・社会福祉施設等に対する要配慮者の受入協力要請	・行政職員等による避難所の運営体制の確保 ・被災建築物の応急危険度判定を支援 ・児童福祉関係職員を派遣する等の対応について調整 ・女性や子育てに関するニーズへの配慮を依頼	・避難所運営の住民自治又はボランティア等への移行促進 ・避難生活時の医療・健康上の留意点を周知 ・避難所運営のボランティア等への移行促進 ・医師、看護師、保健師等による巡回、こころのケア等を実施 ・避難所の生活環境調査、ニーズ把握調査の実施	・避難所の閉鎖準備	(避難所を閉鎖)
住宅対応シナリオ	・建物倒壊、浸水 → 市民が避難		・建物・住宅被害の把握開始 ・被災建築物の応急危険度判定を支援 ・応急住宅の需要を把握 ・使用可能な市営住宅等の空き状況を把握 ・応急借上げ住宅の情報提供・入居開始 (県により業界団体等に仮設住宅の大量供給を要請)	・応急住宅の提供計画を作成 ・応急仮設住宅建設用地を検討・確保 ・市営住宅の応急修理を要請・発注 ・応急仮設住宅の入居者募集 (県による応急仮設住宅の建設)	・住宅供給計画を作成 ・広域避難の受入先における費用の取扱い等について周知 ・応急仮設住宅の入居開始	・低家賃の災害公営住宅を建設 ・災害公営住宅への入居者募集 ・広域避難者の生活再建支援策の検討 ・応急仮設住宅の地域偏在を解消検討 ・応急仮設住宅の入居者ケアを実施
交通、緊急物資確保対応シナリオ	・道路・橋梁の被害状況把握 ・災害対応上重要な市管理道路等の啓開(応急復旧作業の開始) ・応急復旧資機材のストックヤード確保 ・備蓄による食料・生活必需品等の確保 (県が業界団体等に物資・燃料等の調達・輸送手段の確保依頼)	・幹線道路の通行確保、交通規制実施 ・津波警報解除後、浸水エリアの道路で啓開作業を開始 ・物流専門家の派遣要請 ・適宜、TEC-FORCE 等の支援を受ける	・津波浸水エリアに侵入するルート確保、交通規制実施 ・緊急輸送道路の確保に伴い緊急輸送を本格的に開始 ・ヘリコプターを用いた緊急輸送開始 ・県と連携し、国及び物流業者等と物資・燃料等確保について調整 ・被災地周辺に物資の受入拠点設置 (県により建設業協会、土木工業会等と、復旧工事に係る人員や資機材等を調整)	・道路の復旧作業継続、復旧資機材・要員確保 ・交通規制の継続 ・要員・資機材・援助物資等の緊急輸送の継続	・幹線道路の一般車両を含めた通行確保(一部交通規制継続)	・災害復旧資機材等の輸送継続
トイレ・ごみ・瓦礫対応シナリオ	・県を通じ、し尿処理の応援(バキュームカー、仮設トイレ等)を要請 ・下水道の被災状況を把握し、水洗トイレの使用制限について広報 ・県、業界団体等の連携し、マンホールトイレの設置を開始 ・ごみ処理施設の被害状況を確認	・がれき発生量の推計に基づく、震災廃棄物処理の財政的な支援に関する検討を実施	・下水道の復旧作業を実施 ・市が行うがれき・ごみ処理に関して県と連携し、必要な広域調整等を実施	・他県市、国に対してがれきの搬送及び処理の応援を県と連携して要請	・震災廃棄物の処理を実施 ・県、国等による廃棄物処理のガイドライン等、自動車や船舶の処理方法を市内に情報提供等	
教育影響シナリオ	・学校の建築物及び設備等の損壊、浸水	・学校施設の被災による授業継続の支障 ・学校施設が避難所として利用されることによる授業継続の支障	・教職員の被災による学校運営の困難(避難所の大人達による代替教育)	・自宅が被災した児童生徒の教育支援(文房具の確保、放課後の学習・学童保育の場の確保等) ・被災した学校の児童生徒の他校への受入等の調整(バス等通学手段の確保)	・仮設住宅等への入居が、用地の確保困難や資機材不足で遅れ、多くの市民が避難している避難所で閉鎖が遅れ学校再開が遅延 ・スクールカウンセラー等の支援による継続的な児童生徒の心身のケア	
経済影響シナリオ	・各産業の被害状況の収集	・各産業の被害状況の収集・県及び国へ連絡 ・市内の購買環境の適正化に向けた広報(買占めの自粛、防災関係物資の価格維持等のお願い)	(県により通貨の安定確保について国・日銀に要請)	・国による事業再開のための補助金等の支援制度について周知(特に農業、個人商店等) ・雇用の維持等に関して企業との調整	・復興状況を被災地外へ広く情報発信	(産業復興の支援策と合わせた市内産業の販路拡大等⇒平常時の振興策への継続) ・農家の再建に向けた6次産業化や株式会社化等、新たな取組慣用を整備
市民対応シナリオ	・余震に備え、家具の固定等を市民に呼びかけ ・津波警報が出ている間は片付け等のための帰宅の自粛を徹底(警察、自主防災組織等との連携)	・地元のマスコミやボランティア等と連携して、避難所や自宅避難の市民からのニーズ情報を収集		・電源車や移動基地局等、各事業者の応急的な対策による通信環境の確保を要請 ・市報等による市内の被害状況と応急復旧見込みの定期的な周知	・日常生活の再開に向けた公共サービス支援(買い物・通院支援、移動相談所等) ・二重ローンへの対応等、自宅の再建支援策を検討 ・復旧作業等の臨時雇用を創出し、被災者の当面の就業環境を整備 ・義援金、生活再建支援金等の配分に係る手続きの周知	

愛西市地域防災計画

発行日 令和 7 年 3 月
発 行 愛西市防災会議

〒496-8555
愛知県愛西市稲葉町米野 308
TEL 0567-26-8111
FAX 0567-26-1011
<https://www.city.aisai.lg.jp/>

企画・編集 愛西市 企画政策部 危機管理課
